

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 23 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市食満2-24-15

氏名 ナニワ生コン株式会社尼崎工場
藤中 昌則

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-4960-2388

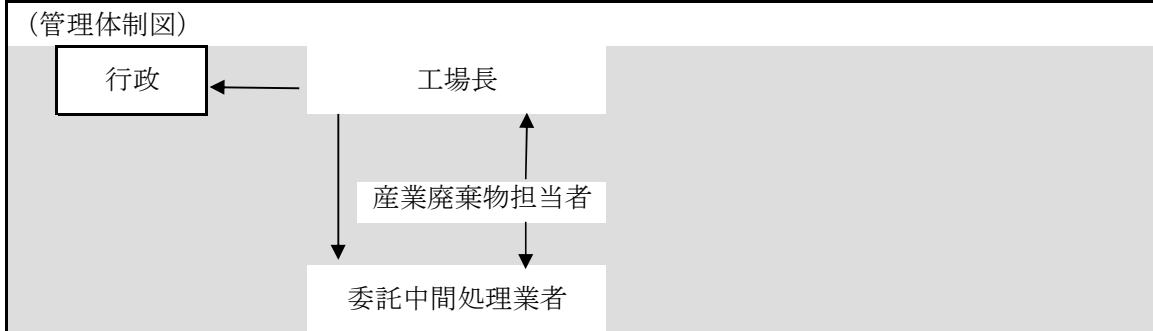
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ナニワ生コン株式会社尼崎工場
事業場の所在地	尼崎市食満2-24-15
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	生コンクリート製造
②事業の規模	年間出荷量29483.75m ³
③従業員数	7人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	生コンクリート製造出荷→打設終了（戻りコン発生）→持ち帰り ①戻りコン→洗車設備排出→中間処理委託業者 ②生コン車洗浄水等→洗車設備→上澄み水再利用→中間処理業者

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	2800.00 t	t
	(これまでに実施した取組) m3ブロック作成 中間処理業者へ処理委託		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	2000.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ①戻りコンクリート量の抑制する為顧客と打設数量の確認を行う。 ②m3ブロック作成		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 カラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1300.00 t	t
	(これまでに実施した取組) m3ブロック作成		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 カラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1000.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) m3ブロック作成		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 カラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 カラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	1300.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1300.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 カラス、リ、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	全処理委託量	1000.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量	1000.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025 年 5 月 30 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 〒660-0091
兵庫県尼崎市中浜町19番地

氏名 日亜鋼業株式会社
代表取締役社長 大西利典

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6416-1026

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日亜鋼業株式会社 本社工場
--------	---------------

事業場の所在地	尼崎市中浜町19番地
---------	------------

計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2240 表面処理鋼材製造業
--------	----------------

②事業の規模	製造品出荷額 19,861百万円 (2024年度)
--------	---------------------------

③従業員数	329名 (2024年3月末)
-------	-----------------

④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り
-----------------	-------

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(これまでに実施した取組) 塩ビ・プラスチック類リサイクル処理の推進。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組) 塩ビ・プラスチック類リサイクル処理の推進。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックの廃棄場所を廃プラ（混合）・ビニール・塩ビ・ガラスに分け廃棄物を分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックの廃棄場所を廃プラ（混合）・ビニール・塩ビ・ガラスに分け廃棄物を分別している。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組) 排水処理施設から発生するスラリー量の抑制は困難ではあるが、脱水による排出低減を図る。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組) 排水処理施設から発生するスラリー量の抑制は困難ではあるが、脱水による排出低減を図る。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(これまでに実施した取組) リサイクルを積極的に推進し、資源の有効利用と環境汚染の予防を推進してきた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
(今後実施する予定の取組) 引続き、リサイクルを積極的に推進し、資源の有効利用と 環境汚染の予防を推進していく。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

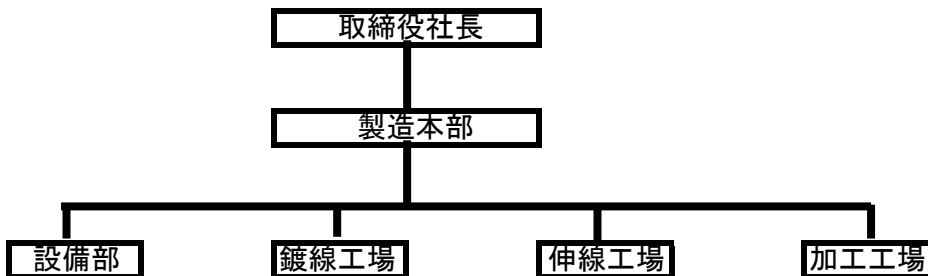
鍍線工場では落石防護網、養魚用金網、一般フェンス等の原材料を主に製造しています。
 又、加工工場では自動車用部品（リクライニングシート用バネ材、ワイパーブレード）等を主に製造しています。

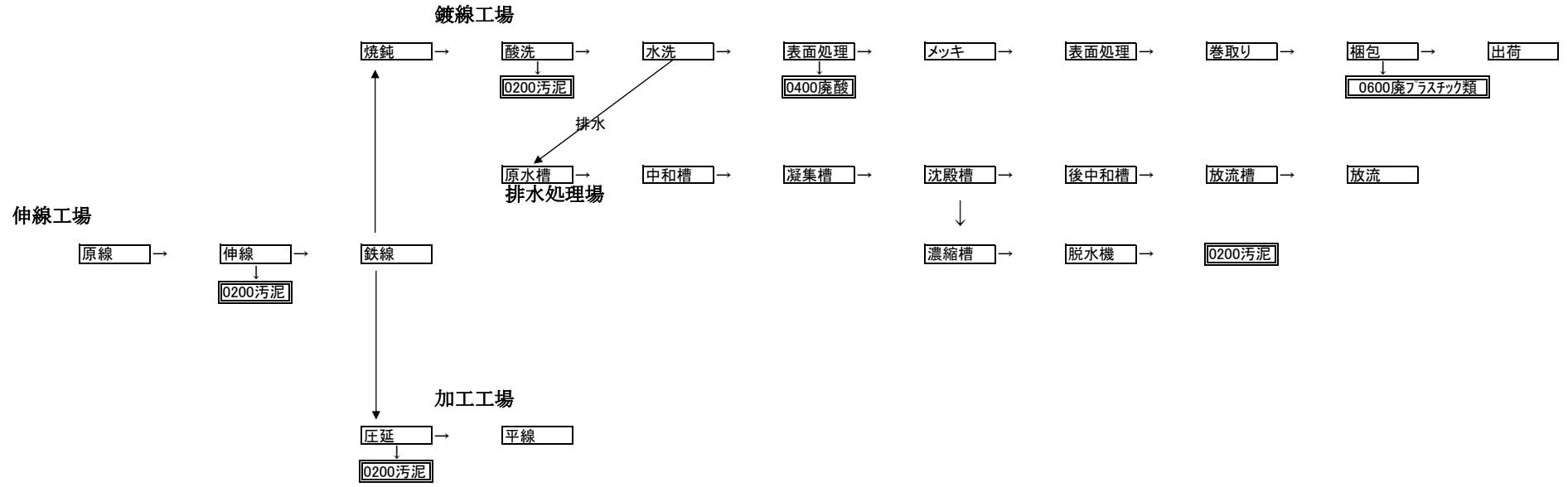
- 1) 製造等フローシート
別紙1参照
- 2) 工場配置図
別紙2参照
- 3) 廃棄物処理フローシート
別紙3参照

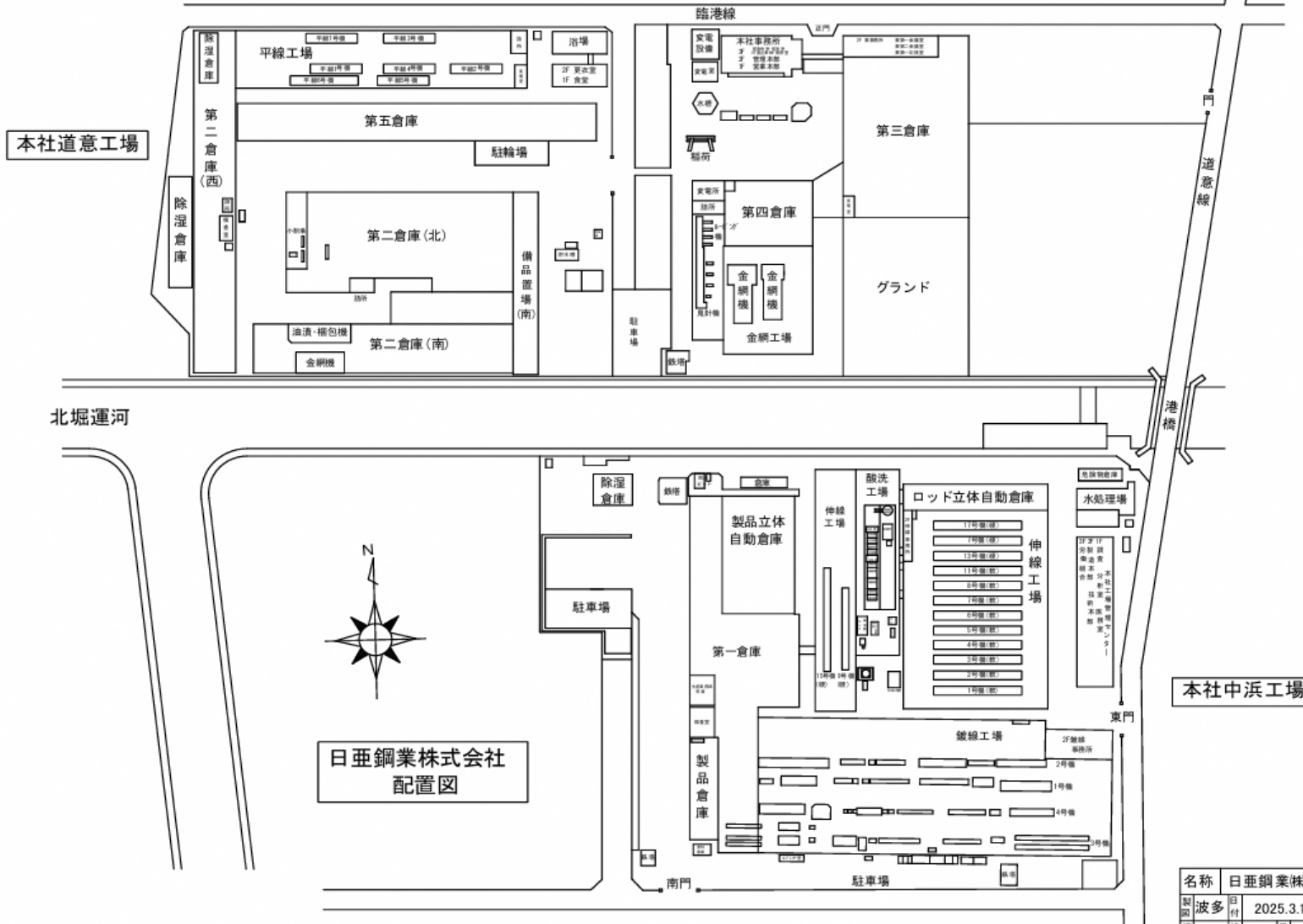
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者		職名:設備部 部長
廃棄物担当		担当部署:設備部 組織人数:22名
役割	廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握 ・廃棄物処理施設の運転、維持管理 ・廃棄物処理業者の選定、管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付、管理 ・官庁への各種報告

産業廃棄物管理組織

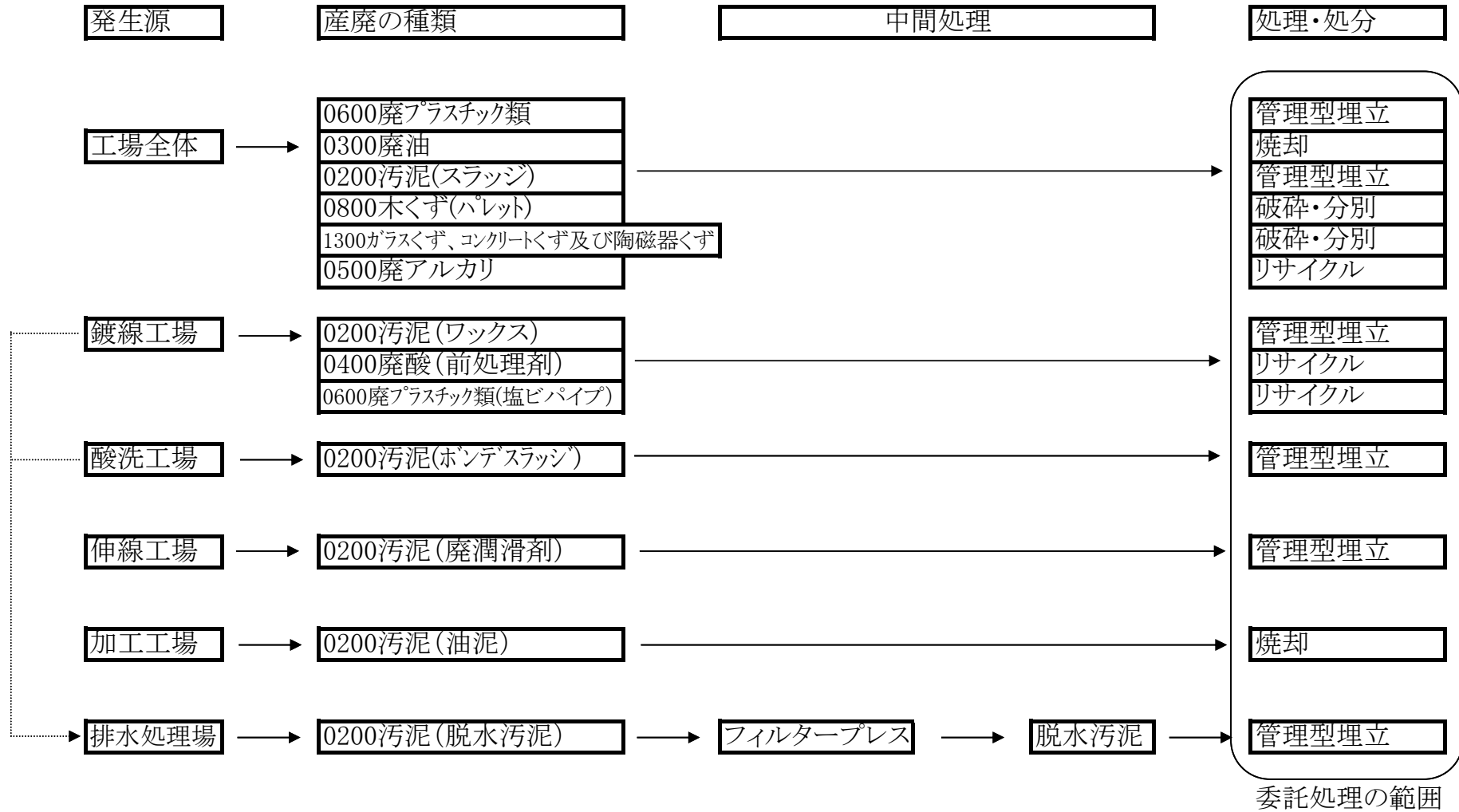






日亜鋼業株式会社
配置図

名称	日亜鋼業株式会社配置図		
製図	波多	日付	2025.3.19
縮尺	1/1500	承認	
日亜鋼業株式会社			図番
			JKJ454-11



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 5 月 30 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 〒660-0091
兵庫県尼崎市中浜町19番地

氏名 日亜鋼業株式会社
代表取締役社長 大西 利典

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6416-1026

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日亜鋼業株式会社 本社工場
事業場の所在地	兵庫県尼崎市中浜町19番地
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2240 表面処理鋼材製造業
②事業の規模	製造品出荷額 19,861百万円 (2024年度)
③従業員数	329名 (2024年3月末)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組)		
—			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	—
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	—

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		
—			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組)			
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組)			
—			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		
—			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物は引き続き優良認定処理業者へ処理委託を行っていく。			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
—		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	616.9 t
	(今後実施する予定の取組等) 平成20年3月に電子マニフェストを導入。 今後とも電子マニフェストを継続して使用していく。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

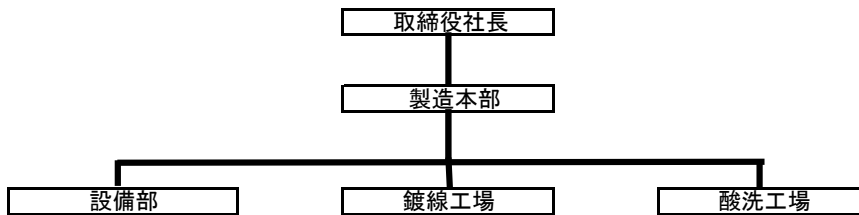
鍍線工場では落石防護網、養魚用金網、一般フェンス等の原材料を主に製造しています。
又、加工工場では自動車用部品（リクライニングシート用パネ材、ワイパーブレード）等を主に製造しています。

- 1) 製造等フローシート
別紙1参照
- 2) 工場配置図
別紙2参照
- 3) 廃棄物処理フローシート
別紙3参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者		職名: 設備部 部長
廃棄物担当		担当部署: 設備部 組織人数: 22名
役割	廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握 ・廃棄物処理施設の運転、維持管理 ・廃棄物処理業者の選定、管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付、管理 ・官庁への各種報告

特別管理産業廃棄物管理組織



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度(2024年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
排出量(単位:t)	676.7	0	1.7	0.1	678.5

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
排出量(単位:t)	670	0	1.5	0	671.5

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度(2024年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	210.3	0	0	0	210.3

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	210	0	0	0	210

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度(2024年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	0	0	0	0	0

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	0	0	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

○現状 前年度(2024年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	0	0	0	0	0

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量(単位:t)	0	0	0	0	0

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度(2024年度)実績

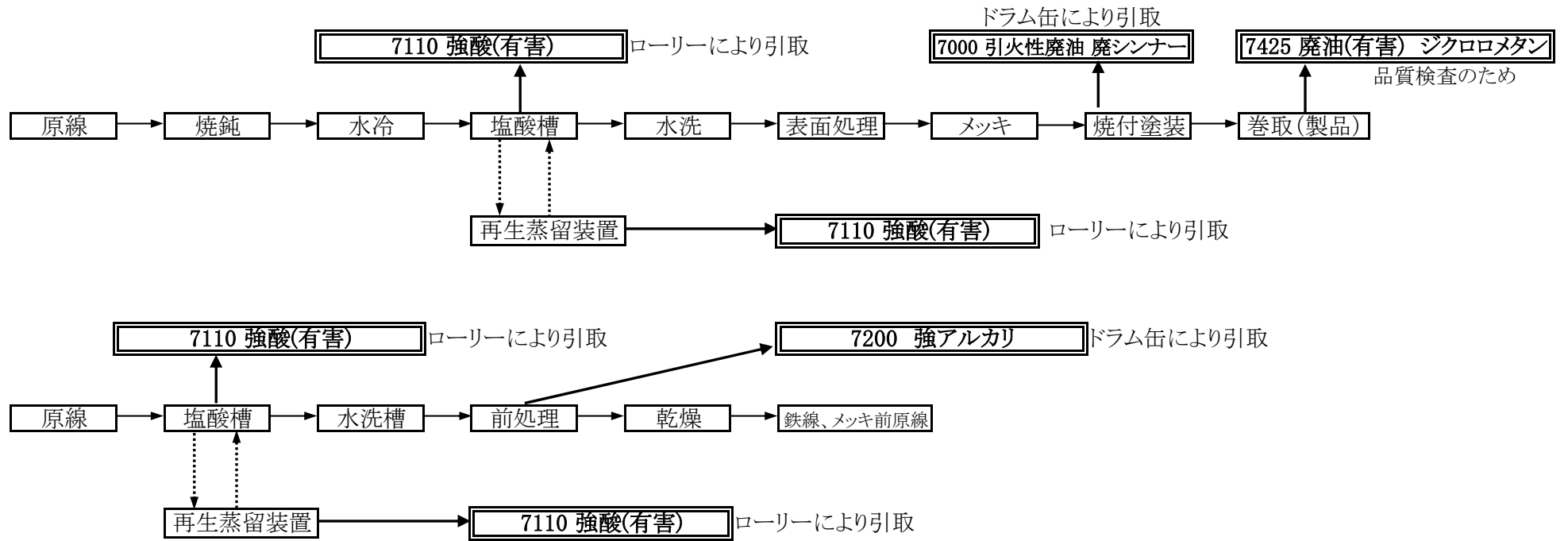
特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
全処理委託量(単位:t)	466.4	0	1.7	0.1	468.2
優良認定処理業者への処理委託量(単位:t)	466.4	0	1.7	0.1	468.2
再生利用業者への処理委託量(単位:t)	0	0	1.7	0	1.7
認定熱回収業者への処理委託量(単位:t)	0	0	0	0.1	0.1
認定熱回収業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量(単位:t)	0	0	0	0	0

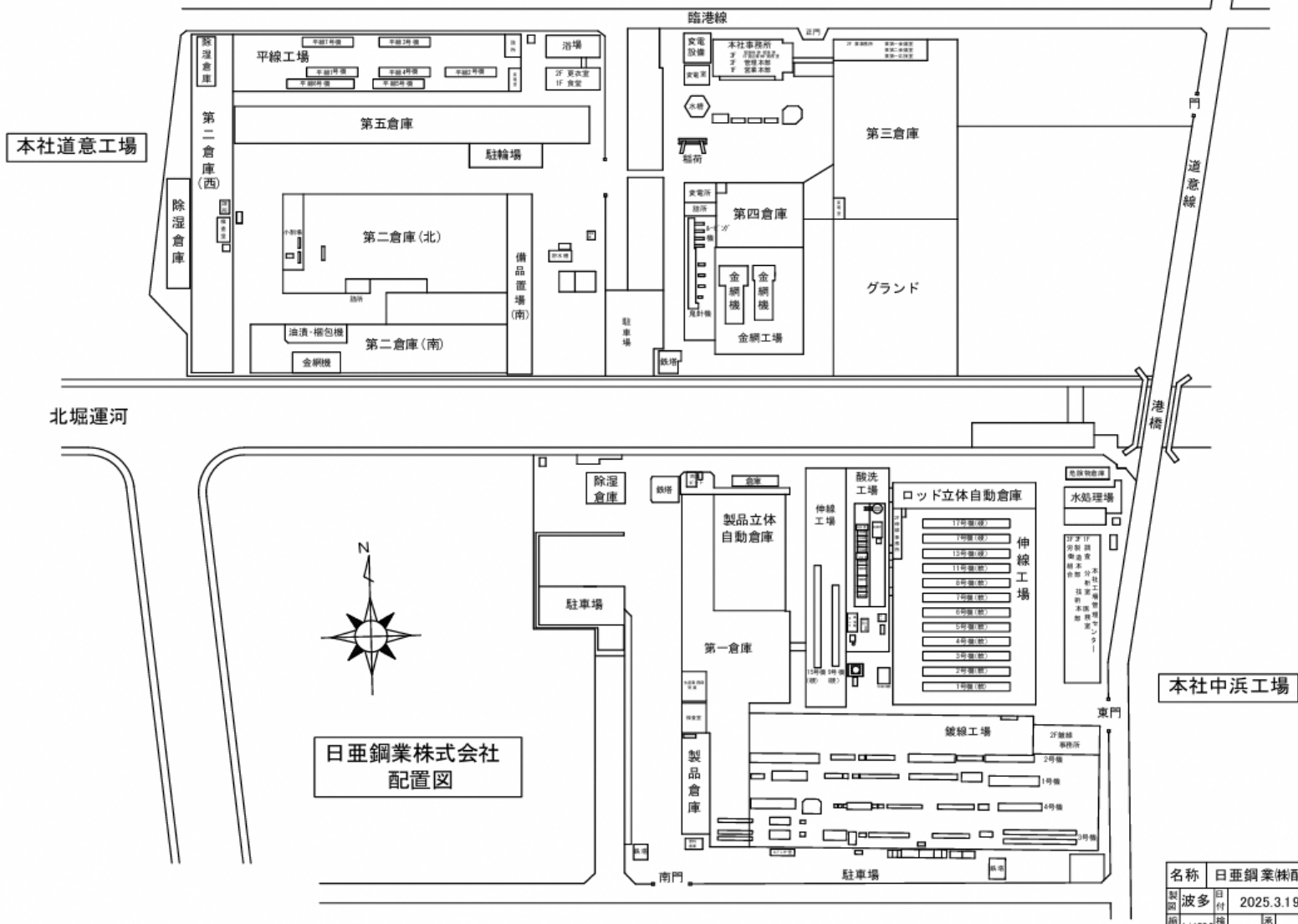
○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸(有害)	7200強アルカリ	7000引火性廃油	7425廃油(有害)	合計(単位:t)
全処理委託量(単位:t)	460	0	1.5	0	461.5
優良認定処理業者への処理委託量(単位:t)	460	0	1.5	0	461.5
再生利用業者への処理委託量(単位:t)	0	0	1.5	0	1.5
認定熱回収業者への処理委託量(単位:t)	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量(単位:t)	0	0	0	0	0

製造フロー

別紙1



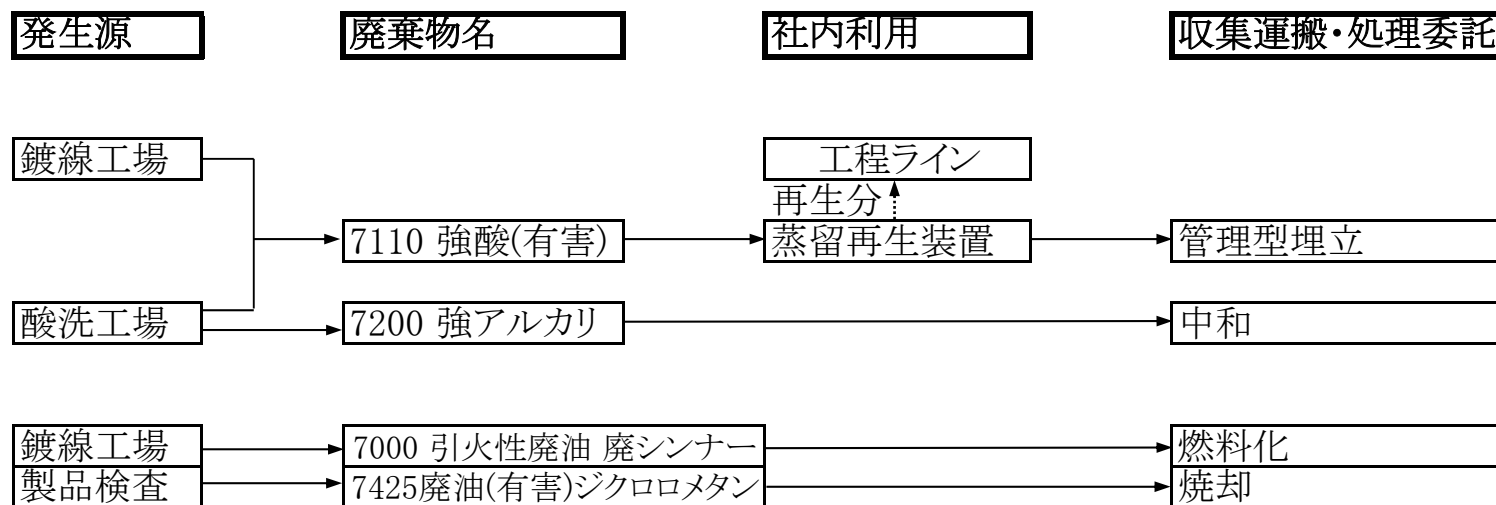


日亜鋼業株式会社
配置図

名称	日亜鋼業株式会社配置図		
製図	波多	日付	2025.3.19
縮尺	1/1500	承認	
日亜鋼業株式会社			図番
			JKJ454-11

廃棄物処理フロー

別紙3



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 7月 11日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市大浜町1丁目56番地

氏名 日油株式会社 尼崎工場
工場長 荊尾 康浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6416-1321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日油株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	尼崎市大浜町1丁目56番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1641 脂肪酸、硬化油、グリセリン製造業
②事業の規模	製品出荷額 76,101百万円 (令和6年(2024年)度実績)
③従業員数	332人 (令和7年(2025年)3月31日時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 「各工程での歩留まり向上」 「品質異常に対する対策強化による不良品発生抑制」		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内で0600廃プラスチック類・1200金属くずなど数種類の保管場所を設け、各部署からの産業廃棄物を分別保管している。0200汚泥はピット、ドラム缶で保管。0300廃油・0400廃酸・0500廃アルカリはタンク内保管。0800木くず(パレット)・1300ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・1500がれき類は、それぞれ専用の置場で分別保管している。2500水銀使用製品産業廃棄物は飛散しないよう保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和 6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和 6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
(これまでに実施した取組) 工程から発生する0300廃油・0200汚泥・0600廃プラスチック類について、内部で燃焼することで廃棄物の削減をおこなっている。また、発生した排ガスを使って廃熱ボイラーで蒸気を発生させ熱回収を行っている。 また、排水処理場の薬剤を適正に使用することにより汚泥の発生量の削減を行っている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
(今後実施する予定の取組) 継続して実施			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和 6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和 6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限りRPF製造業者への排出を行い、排出廃棄物のリサイクルを推進してきた。また、優良認定業者や再生利用業者へ処分委託を行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して実施		
※事務処理欄			

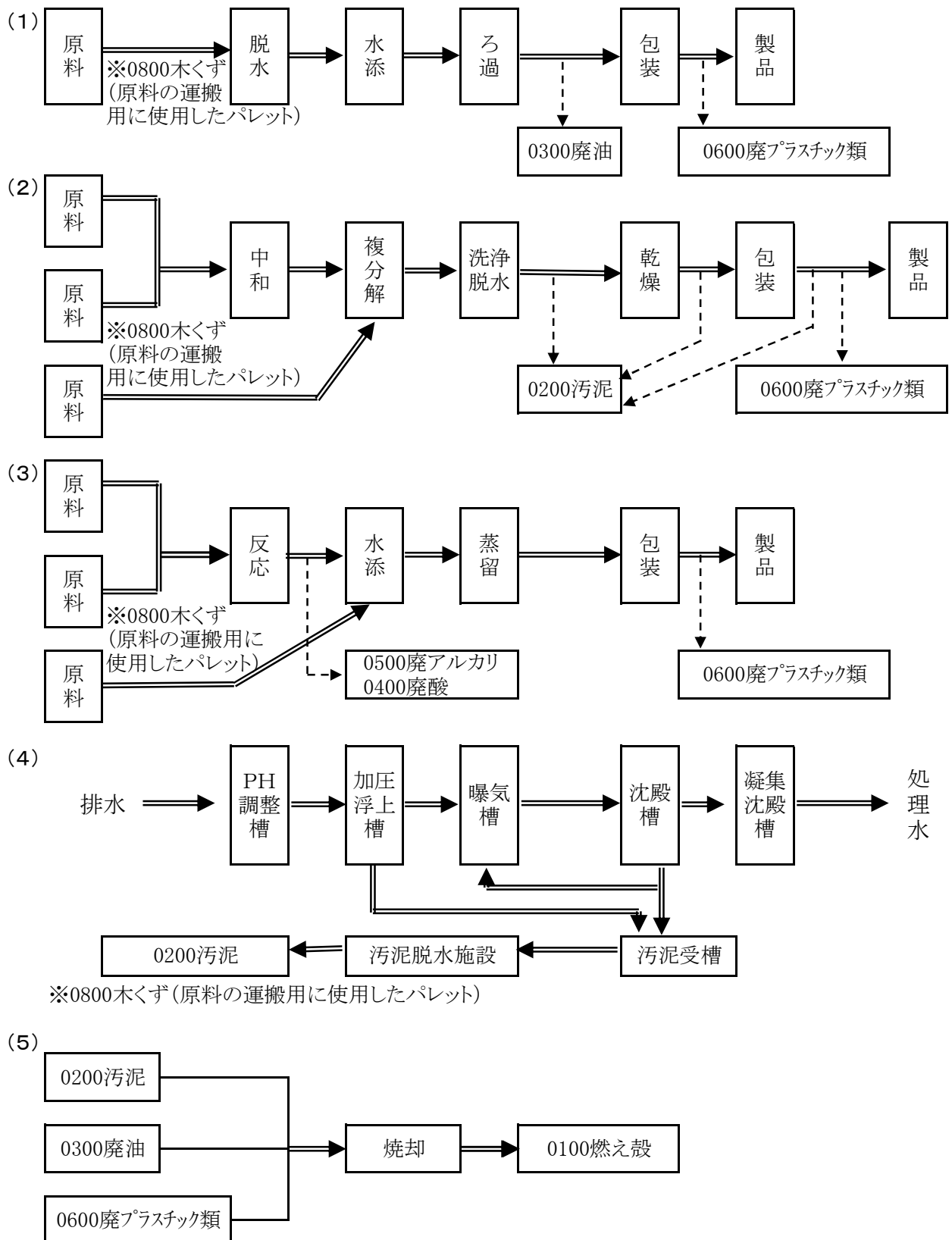
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

<別紙>

1. 産業廃棄物の一連の処理の工程



(6) 1200 金属くず (使用済の18L缶など)

(7) 1300 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (使用済の試薬ビンなど)

(8) 1500 がれき類

(9) 2440 ガレキ類 (石綿含有産業廃棄物)

(9) 2500 水銀使用製品産業廃棄物 (使用済の計測器など)

(10) 中間処理

①0100燃え殻

収集運搬<委託>→焼成<委託>→再資源化

②0200汚泥

収集運搬<委託>→焼却<委託>→路盤材等または埋立

収集運搬<委託>→混練<委託>→路盤材等または埋立

収集運搬<委託>→混合<委託>→燃料

③0300廃油

収集運搬<委託>→油分回収<委託>→燃料

収集運搬<委託>→混合<委託>→燃料

収集運搬<委託>→焼却<委託>→焼却残さは再資源化または埋立

④0400廃酸

収集運搬<委託>→中和<委託>→脱水<委託>→路盤材等

収集運搬<委託>→中和<委託>→生物処理<委託>→燃料

⑤0500廃アルカリ

収集運搬<委託>→焼却<委託>→埋立

収集運搬<委託>→中和<委託>→焼却<委託>→路盤材等

⑥0600廃プラスチック類

収集運搬<委託>→破碎<委託>→焼却<委託>→再資源化または埋立

収集運搬<委託>→破碎<委託>→燃料または再資源化

⑦0800木くず(パレット)

収集運搬<委託>→破碎<委託>→燃料または再資源化

⑧1200金属くず

収集運搬<委託>→破碎<委託>→焼却<委託>→再資源化

収集運搬<委託>→破碎<委託>→再資源化

収集運搬<委託>→焙焼<委託>→分別<委託>→再資源化

⑨1300ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

廃レンガ:収集運搬<委託>→焼却<委託>→再資源化

廃ガラス:収集運搬<委託>→熔融<委託>→再資源化

廃ガラス:収集運搬<委託>→分別<委託>→埋立

⑩1500がれき類

廃レンガ:収集運搬<委託>→焼却<委託>→再資源化

収集運搬<委託>→破碎・分別<委託>→埋立

⑪2440がれき類(石綿含有産業廃棄物)

収集運搬<委託>→埋立(中間処理なし)

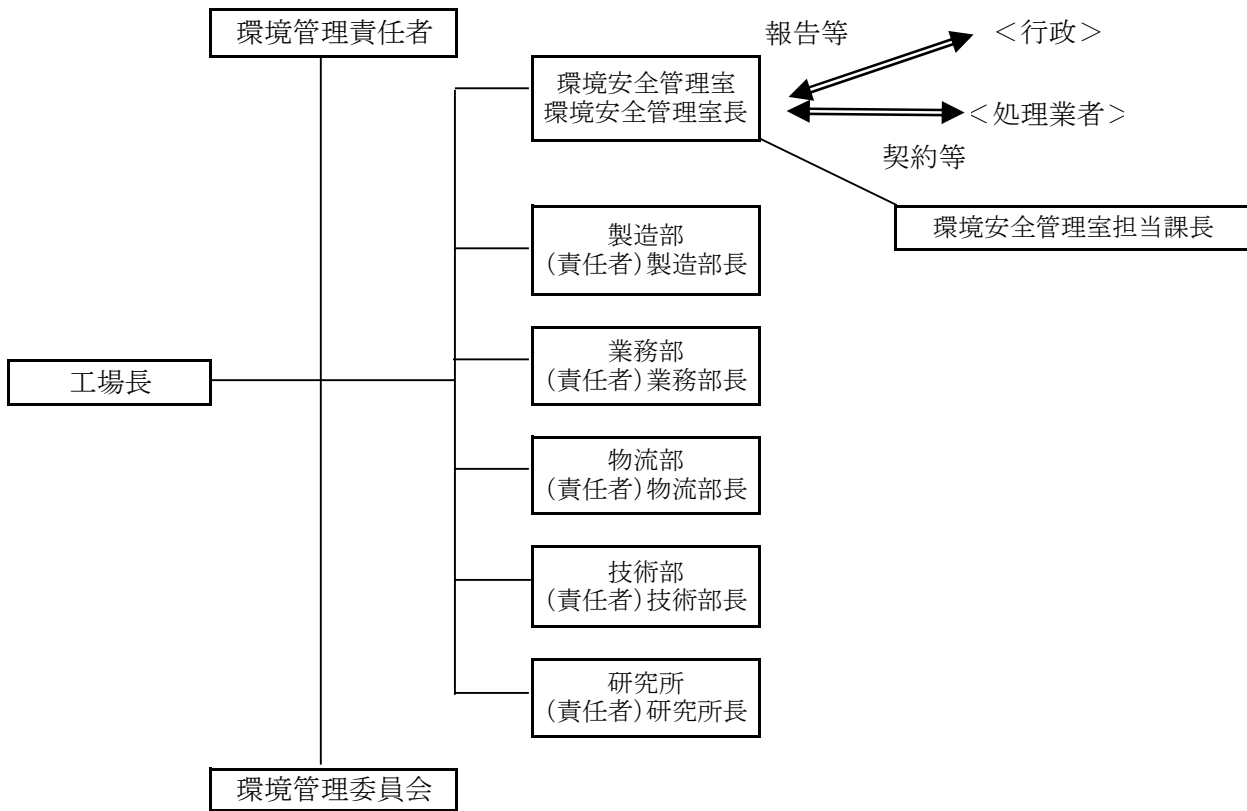
⑫2500水銀使用製品産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

収集運搬<委託>→焙焼<委託>→再資源化または埋立

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

①管理体制

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織(環境管理委員会)を編成する。



*分担

環境安全管理室 (担当: 環境安全管理室担当課長)

- ・工場内のマテリアルフローの把握
- ・統合的な廃棄物減量と計画の立案
- ・工場内の廃棄物処理計画の策定、部署間の調整
- ・工場内の廃棄物処理の行政への報告
- ・処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き
- ・処理委託業社への引渡し、適正処理の確認
- ・工場内の他部署への関係法令等の教育、啓発、指導監督

製造部、業務部、物流部、技術部、研究所 (担当: 全部署)

- ・部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、
- ・部署内の発生産業廃棄物の場内保管場所への運搬
- ・部署内スタッフへの分別方法等の徹底

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
排出量	84,271.59	3,834.740	150.30	408.73	277.73	104.31	38.10	24.31	33.76	0.41	0.013	89,143.993

○ 計画 目標

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
排出量	83,000.00	3,800.00	150.00	300.00	250.00	100.00	35.00	24.00	30.00	0.40	0.010	87,689.000

4. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000

○ 計画 目標

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	0.000

5. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00	2,814.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,814.780
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	77,631.68	2,814.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	80,446.460

○ 計画 目標

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	3,200.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	3,200.000
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	78,000.00	3,200.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	81,200.000

6. 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	0.000

○ 計画 目標

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス, 廃プラ, 金属)	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	0.000

7. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス)、廃プラ、金属く)	合計
全処理委託量	6,639.91	1,019.96	150.30	408.73	277.73	104.31	38.10	24.31	33.76	0.410	0.013	8,697.529
優良認定処理業者への処理委託量	5,923.11	762.52	150.30	408.73	257.14	104.31	38.10	24.31	33.76	0.00	0.013	7,702.293
再生利用業者への処理委託量	5,718.28	276.52	130.79	0.00	195.85	104.31	38.04	0.00	0.00	0.00	0.013	6,463.803
認定熱回収業者への処理委託量	191.96	679.18	19.51	81.7	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	972.350
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	407.13	0.00	0.00	153.3	0.00	0.00	0.00	13.4	11.12	0.00	0.00	584.950

○ 計画 目標

(単位:t)

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物(計測器(ガラス)、廃プラ、金属く)	合計
全処理委託量	6,000.00	1,000.00	150.00	300.00	250.00	100.00	35.00	24.00	30.00	0.40	0.010	7,889.410
優良認定処理業者への処理委託量	6,000.00	1,000.00	150.00	300.00	250.00	100.00	35.00	24.00	30.00	0.40	0.010	7,889.410
再生利用業者への処理委託量	6,000.00	1,000.00	150.00	300.00	250.00	100.00	35.00	24.00	30.00	0.40	0.010	7,889.410
認定熱回収業者への処理委託量	200.00	650.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	850.000
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	500.000

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 7月 11日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市大浜町1丁目56番地

氏名 日油株式会社 尼崎工場
工場長 荻尾 康浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6416-1321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日油株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	尼崎市大浜町1丁目56番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1641 脂肪酸、硬化油、グリセリン製造業
②事業の規模	製品出荷額 76,101百万円(令和6年(2024年)度実績)
③従業員数	332人(令和7年(2025年)3月31日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 工程内リサイクル推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 7000引火性廃油・7100強酸・7200強アルカリの3種類に大きくわけて分別しタンクに保管している。また、7900 その他の特別管理産業廃棄物(試薬)は屋内保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者へ処分委託するよう行っている。優良認定処理業者へすべて委託を行った。		

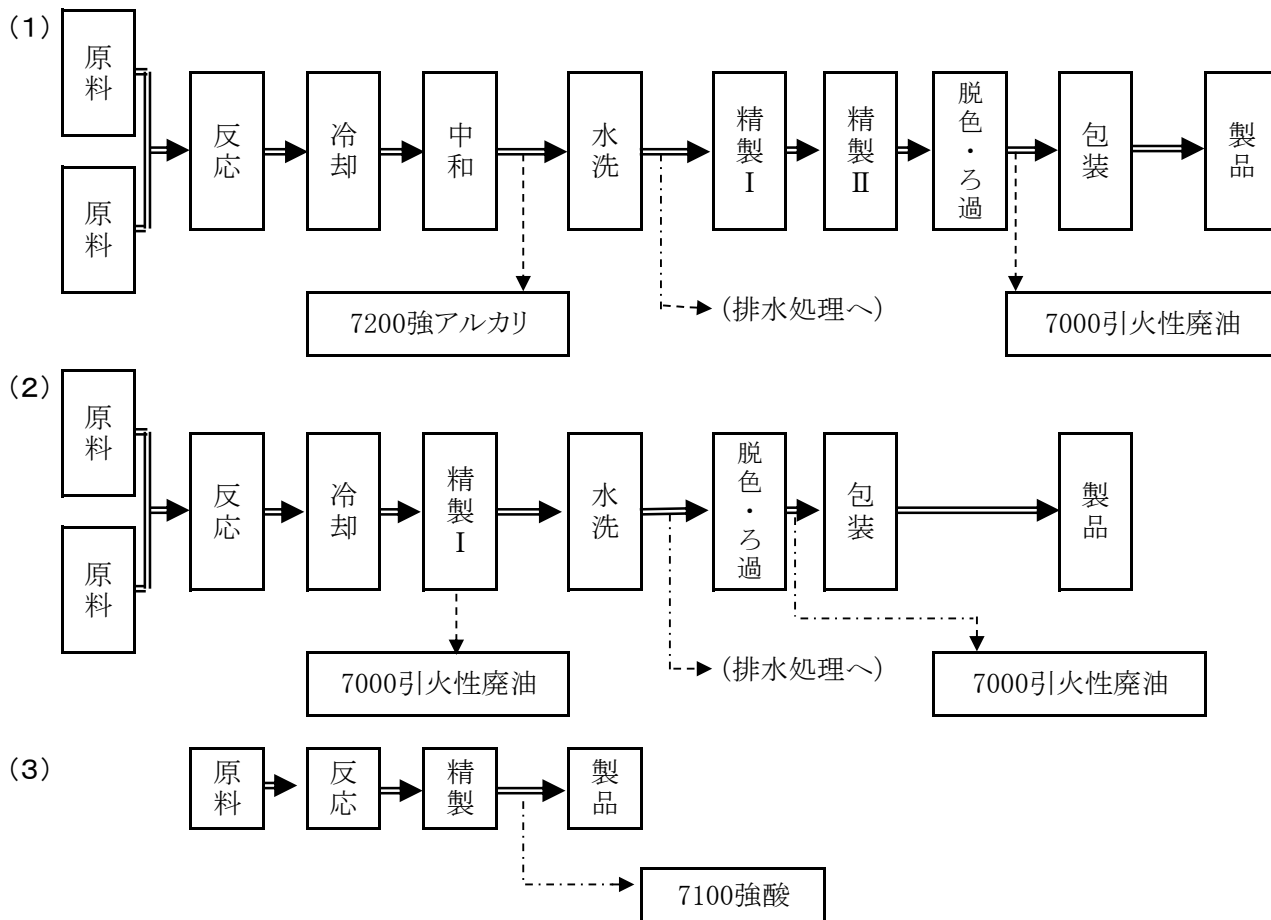
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して実施		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,427.551	t
	(今後実施する予定の取組等) 全件、電子マニフェスト対応済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

1. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



7300感染性廃棄物(未使用注射針)

7440特定有害産業廃棄物(水銀)(こぼれた水銀を拭き取ったウエスと混入した廃液等)

(4) 中間処理

①7000引火性廃油

- 収集運搬<委託>→混合<委託>→燃料化
- 収集運搬<委託>→焼却<委託>→残渣はリサイクル
- 収集運搬<委託>→焼却<委託>→残渣は埋立

②7100強酸

- 収集運搬<委託>→中和<委託>→燃料化
- 収集運搬<委託>→中和<委託>→生物処理<委託>→残渣は埋立

③7200強アルカリ

- 収集運搬<委託>→焼却<委託>→残渣は埋立
- 収集運搬<委託>→中和<委託>→焼却<委託>→残渣は埋立
- 収集運搬<委託>→中和<委託>→排水処理<委託>→残渣は埋立

④7300感染性廃棄物

- 収集運搬<委託>→焼却<委託>→残渣は埋立

⑤7412PCB汚染物

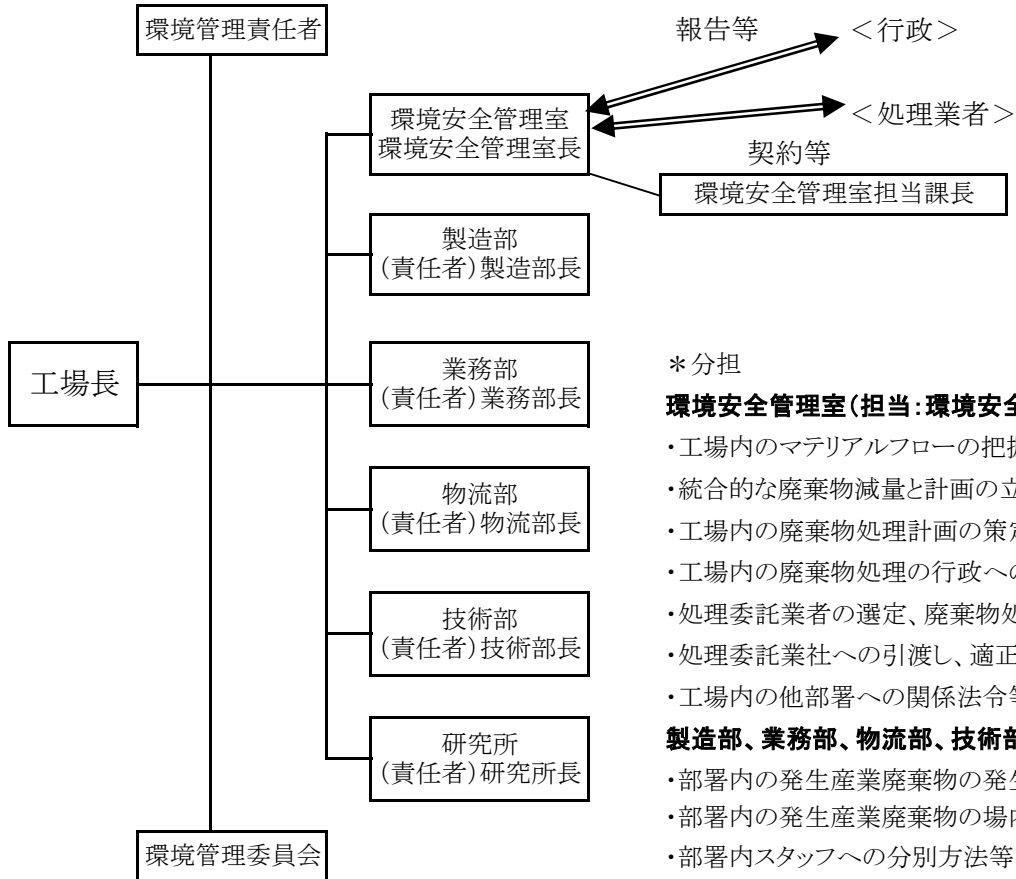
- 収集運搬<委託>→焼却<委託>→残渣は埋立

⑥7440特定有害産業廃棄物(水銀)

- 収集運搬<委託>→焙焼<委託>→残渣は埋立

2. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 (管理体制図)
 ①管理体制

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織
 (環境管理委員会)を編成する。



*分担

環境安全管理室(担当:環境安全管理室担当課長)

- ・工場内のマテリアルフローの把握
- ・統合的な廃棄物減量と計画の立案
- ・工場内の廃棄物処理計画の策定、部署間の調整
- ・工場内の廃棄物処理の行政への報告
- ・処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き
- ・処理委託業社への引渡し、適正処理の確認
- ・工場内の他部署への関係法令等の教育、啓発、指導監督

製造部、業務部、物流部、技術部、研究所(担当:全部署)

- ・部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、
- ・部署内の発生産業廃棄物の場内保管場所への運搬
- ・部署内スタッフへの分別方法等の徹底

自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0.0
--------------------------	---	---	---	---	---	---	---	-----

7. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7300 感染性廃棄物(混合)	7412 PCB汚染物	7440 特定 有害産業廃棄物(水銀)	7900 その他 の特別管理産業 廃棄物(試薬)	合計
全処理委託量	930.24	11.49	485.82	0	0	0.001	0	1427.551
優良認定処理業者への 処理委託量	930.24	11.49	485.82	0	0	0.001	0	1427.551
再生利用業者への 処理委託量	416.41	0	0	0	0	0.001	0	416.411
認定熱回収業者への 処理委託量	93.42	11.49	20.60	0	0	0	0	125.505
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	315.47	0	152.11	0	0	0	0	467.580

○ 計画 目標

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7300 感染性廃棄物(混合)	7412 PCB汚染物	7440 特定 有害産業廃棄物(水銀)	7900 その他 の特別管理産業 廃棄物(試薬)	合計
全処理委託量	900.00	10.00	400.00	0.00	0.00	0.01	0.000	1310.010
優良認定処理業者への 処理委託量	900.00	10.00	400.00	0.00	0.00	0.01	0.000	1310.010
再生利用業者への 処理委託量	900.00	10.00	400.00	0.00	0.00	0.01	0.000	1310.010
認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.000	0.000
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	500.00	10.00	300.00	0.00	0.00	0.00	0.000	810.000

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 16日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東海岸町1-4

氏名 日新容器(株)尼崎工場

代表取締役社長 岡田 雅紀

電話番号 06-6409-0651

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日新容器株式会社 尼崎工場
--------	---------------

事業場の所在地	尼崎市東海岸町1番地4
---------	-------------

計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
------	----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	3299 その他の製造業
--------	--------------

②事業の規模	3299 その他の製造業
--------	--------------

③従業員数	製造品出荷額 1,258百万円 (令和6年度実績)
-------	---------------------------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	48人 (令和7年3月31日現在)
---------------------	-------------------

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 ②のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	排出量		t
	(これまでに実施した取組) ① ドラム内残液を減少するようにドラム缶引取先の顧客に依頼 ② ショット玉使用量の削減 ③ 強酸アルカリを工場に入れない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組) 現状実施している取組を粘り強くお願いと継続を引き続きお願いする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油の分別及びドラム内残渣量の削減依頼
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①ドラム内残渣が残っているドラム缶の受入を強化していく ②各お客様に対して再度残渣減をお願いする。 ③コンテナ内残渣が残っているコンテナの受入れを強化していく

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実績なし（別添①のとおり）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実績なし（別添①のとおり）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 実績なし（別添①のとおり）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし (別添①のとおり)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実績なし (別添①のとおり)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし (別添②のとおり)		

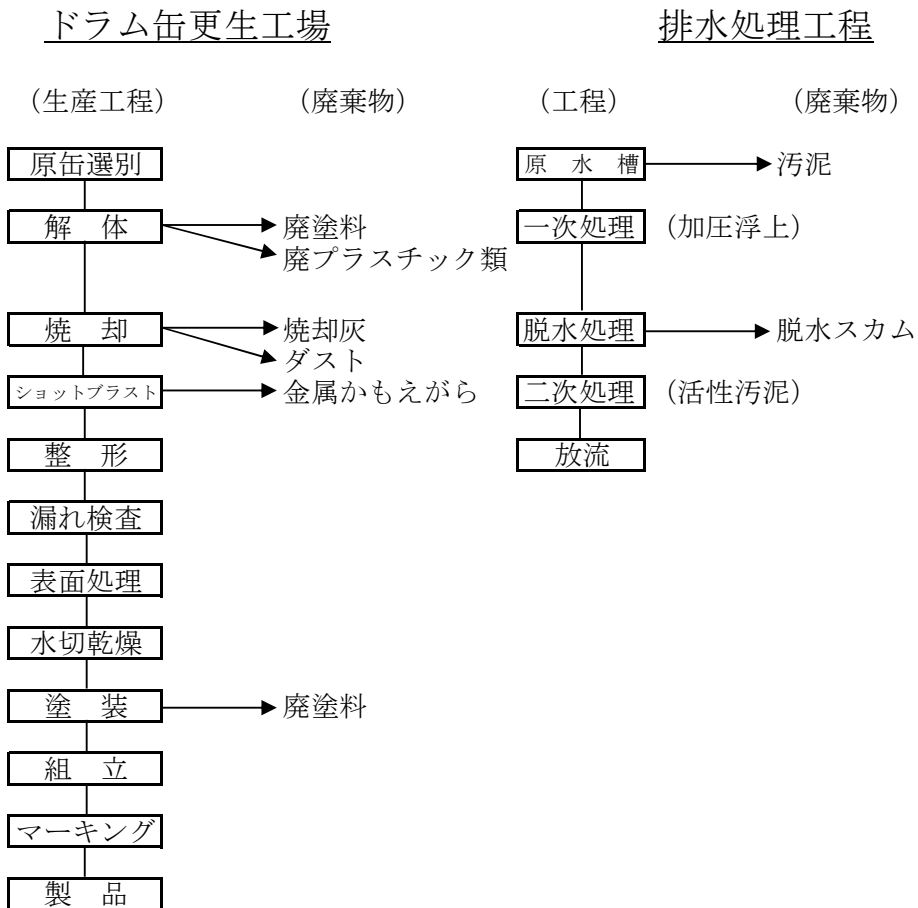
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7900 別添 ①のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実績なし (別添②のとおり)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和 6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ヒフェニル廃棄物を除く。)	251.96	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

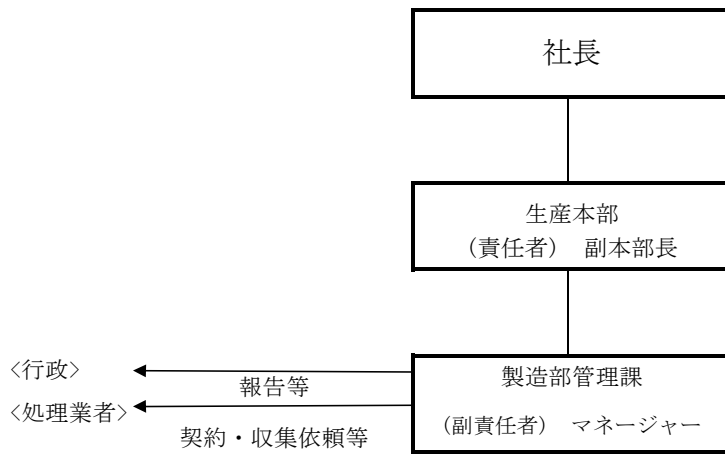
産業廃棄物の発生工程



特管	産業廃棄物の種類	運搬受託者の氏名又は名称	サンワ技研株式会社	処理法
特	燃え殻	(株)アイザック・トランスポート	(株)アイザック・環境事業本部	コンクリート固化
特	燃え殻と有害汚泥	(株)アイザック・トランスポート	(株)アイザック・環境事業本部	コンクリート固化
特	ばいじん	尼崎ドラム缶工業(株)	エコシステム山陽(株)	焼却
特	ばいじん	大阪耐火原料	シプレコーポレーション	埋立
特	廃油	尼崎ドラム缶工業(株)	エコシステム山陽(株)	焼却
特	廃油	尼崎ドラム缶工業(株)	岡山砒油	焼却

特別管理産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

産業廃棄物の管理組織



統括責任者	所属	尼崎工場	役職	副本部長
廃棄物担当	組織名	製造部	役職	マネージャー
	組織人数	3名		課員

役割	廃棄物処理 総括責任者	廃棄物処理に関する各種事項の決定と承認
	製造部	① 産業廃棄物処理計画の作成 ② 産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③ 処理業者の調査、選定、管理 ④ 委託契約の締結 ⑤ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ⑥ 監督官庁への各種報告

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
排出量	180.20 t	21.94 t	47.40 t	2.42 t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
排出量	170.00 t	19.7 t	43.0 t	2.2 t

自ら行う産業廃棄物の再利用に関する事項

○ 現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
自ら再利用を行った量	0 t	0 t	0 t	0 t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
自ら再利用を行った量	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
自ら熱回収を行った量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した量	0 t	0 t	0 t	0 t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
自ら熱回収を行った量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した量	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○ 現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t	0 t	0 t	0 t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t	0 t	0 t	0 t

令和7年6月16日

別添②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度) 実績

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
全処理委託	180.20 t	21.94 t	47.40 t	2.42 t
優良認定処理業者への 処理委託量	180.20 t	21.94 t	47.40 t	2.42 t
再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	廃油	燃えがら	燃えがらと有害汚泥	ばいじん
全処理委託	170.00 t	19.7 t	43.0 t	2.20 t
優良認定処理業者への 処理委託量	170.00 t	19.7 t	43.0 t	2.20 t
再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 13日

尼崎市長 殿

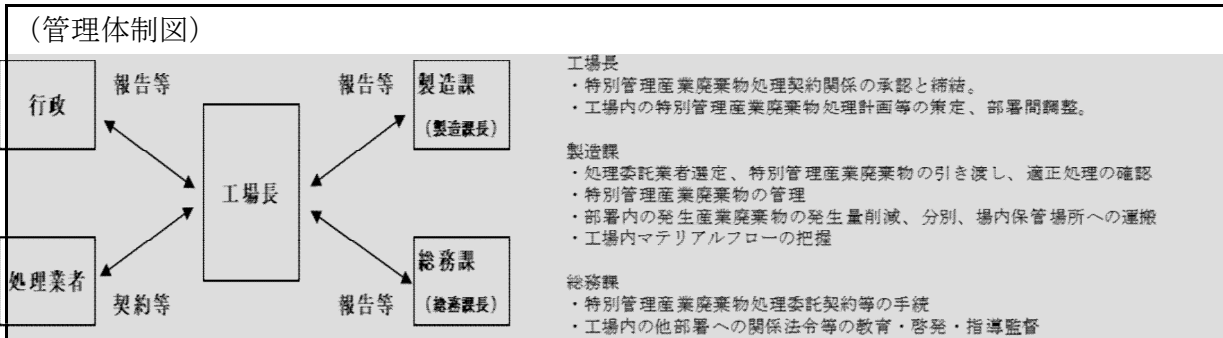
提出者

住所 〒660-0891
兵庫県尼崎市扶桑町1番21号
氏名 日鉄片倉鋼管株式会社 阪神工場
阪神工場長 岩原 臣吾
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-4868-8922

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄片倉鋼管株式会社 阪神工場
事業場の所在地	兵庫県尼崎市扶桑町1番21号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2237 引抜鋼管製造業
②事業の規模	製品出荷額：398,569万円（令和6年度実績）
③従業員数	42名（令和7年4月1日時点）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[原料] --> B[表面処理] B --> C[冷間加工] C --> D[切断] D --> E[検査] E --> F[製品] G[※廃酸] --> H[収集運搬 (委託：相和運送機)] H --> I[濃縮 (委託：古河ケミカルズ㈱)] I --> J[回収硫酸及び硫酸第一鉄として売却] </pre>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	排出量	133.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 硫酸成分の測定管理強化を継続実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	排出量	145.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 年度生産計画は前年度実績対比で+10%）につき、それに伴う排出量目標とするが設備管理・液成分管理は継続して重点実施。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 委託業者がローリー車にて槽内から直接回収。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特に無し（現状を継続）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸（有害）	
	全処理委託量	133.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	133.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	133.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 優良認定業者への全面委託。また再利用に努める。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	
	全処理委託量	145.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	145.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	145.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組)			
継続して優良認定業者への全面委託。また再利用に努める。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和 6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	133.00	t
	(今後実施する予定の取組等)		
令和2年3月より電子マニフェスト使用開始済。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号

氏名 日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
常務執行役員 西日本製造所長 川口 靖隆

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6487-1702

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2249 その他の表面処理鋼材製造業
②事業の規模	製造品出荷額 3,886,591万円
③従業員数	221
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) スポット品については、設備改造実施の際発生した廃棄物が主である。昨年度に引き続き、生産ロットの集約、および原材料発注の精度をさらに向上させることで、各種廃棄物の発生量を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する廃棄物は種類別にドラム缶につめ、内容物を記載したシールを貼付したうえで保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 定常的に発生が見込まれる廃棄物については、上記と同様のルールで管理を行っていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者へ排出を移行することにより、排出廃棄物のリサイクルを推進している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組) 引続き再生利用業者への排出を行い、排出廃棄物のリサイクルを推進する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組等) 特になし		
※事務処理欄			

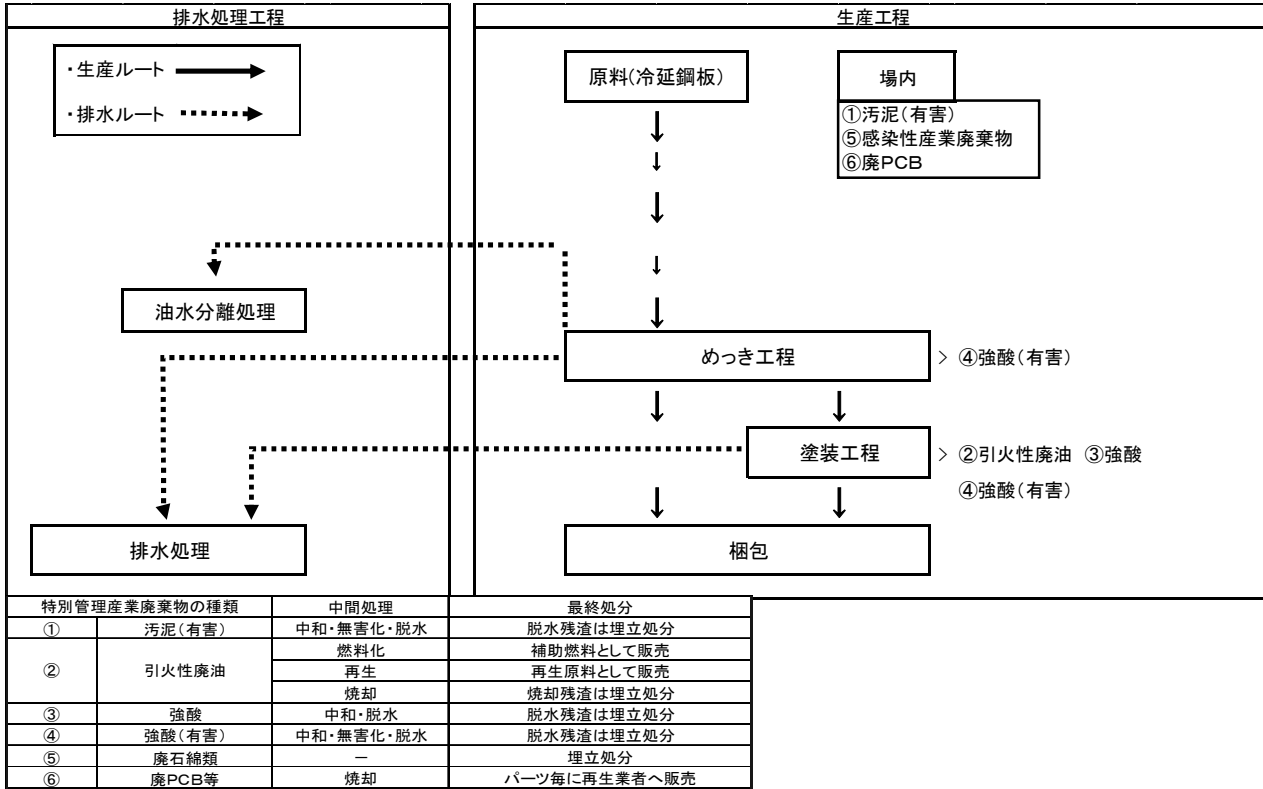
(第6面)

備考

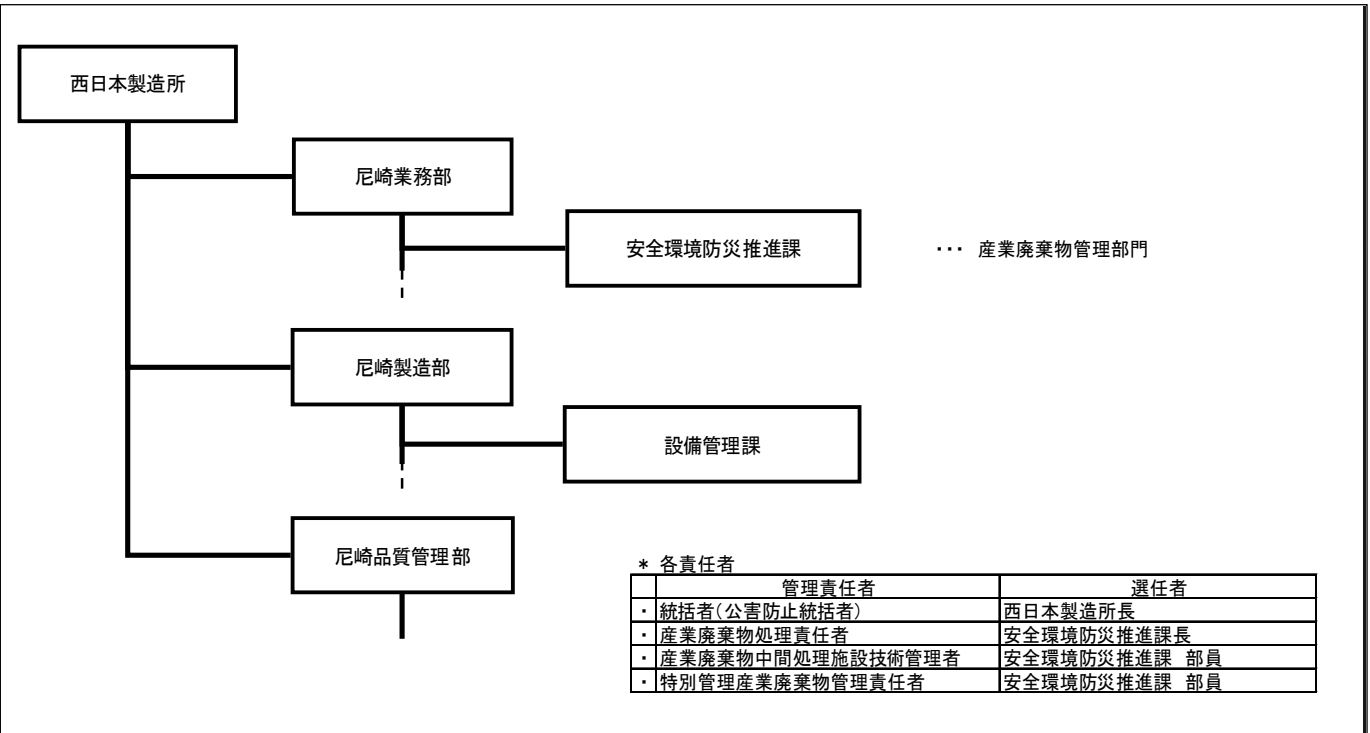
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 (1) 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



2. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (1) 組織図



3. 特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
排出量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
排出量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	5.0t

4. 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

5. 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量した量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量した量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

6. 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

7. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
全処理委託量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	0.7t	58.6t	2.5t	2.2t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	161.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
全処理委託量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	5.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	0.7t	58.6t	2.5t	2.2t	5.0t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	161.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

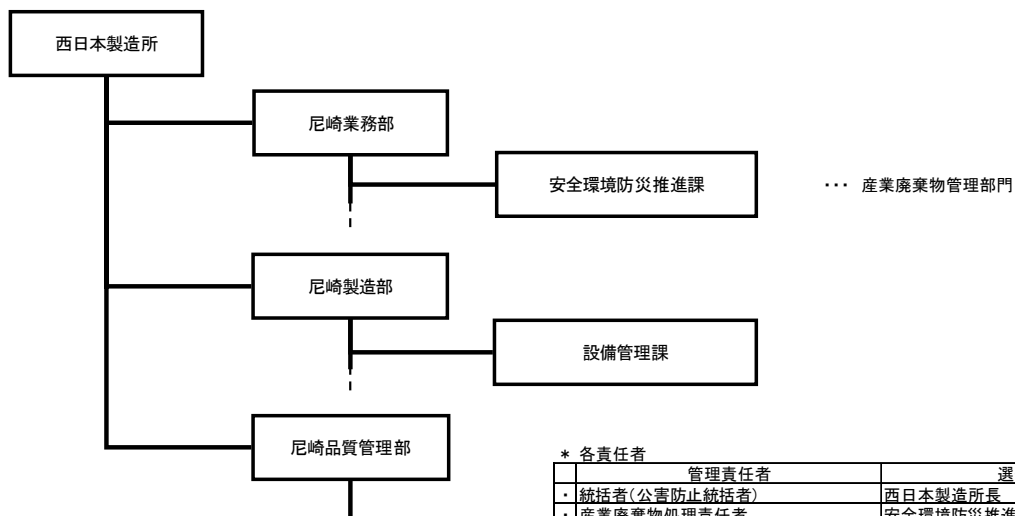
実績	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	排出量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	0.0t
計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	排出量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	5.0t
実績	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
実績	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	自ら中間処理により減量した量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	自ら中間処理により減量した量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
実績	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
全処理委託量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	0.7t	58.6t	2.5t	2.2t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	161.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

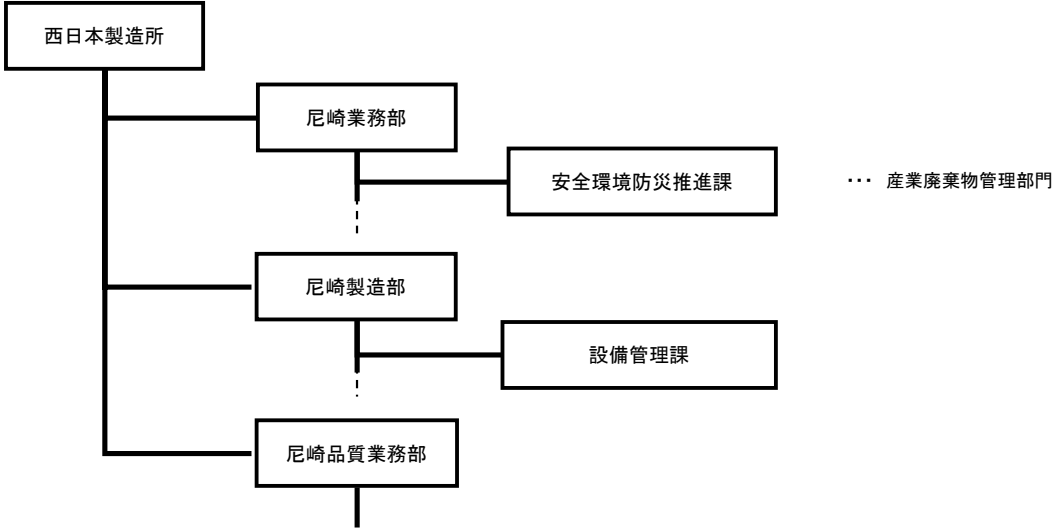
計画

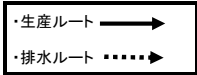
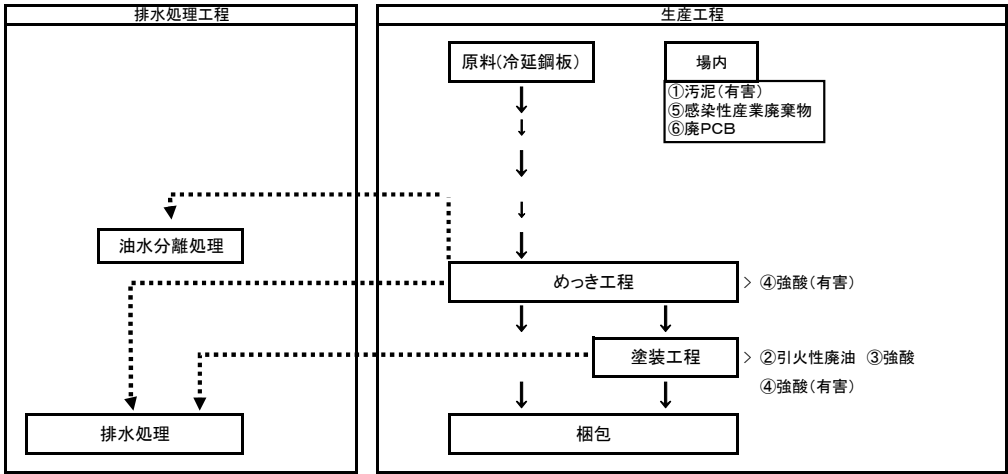
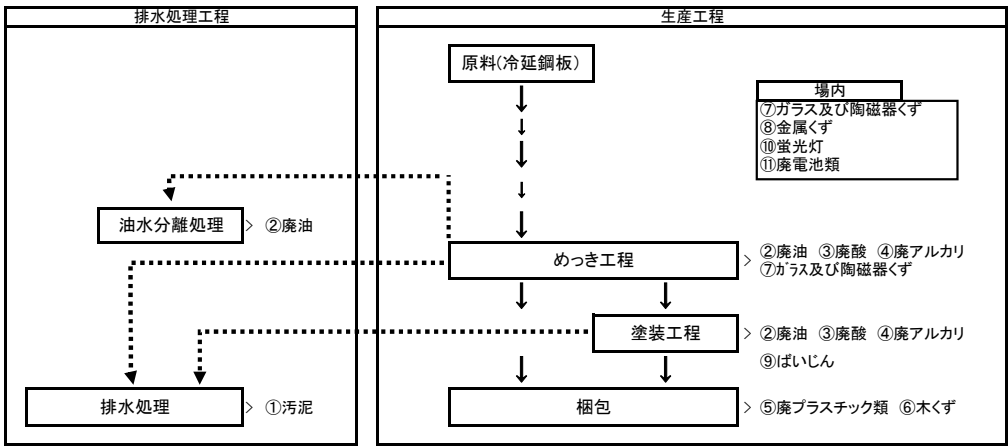
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
全処理委託量	0.7t	161.0t	2.5t	2.2t	5.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	0.7t	58.6t	2.5t	2.2t	5.0t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	161.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t



* 各責任者

	管理責任者	選任者
・	統括者(公害防止統括者)	西日本製造所長
・	産業廃棄物処理責任者	安全環境防災推進課長
・	産業廃棄物中間処理施設技術管理者	安全環境防災推進課 部員
・	特別管理産業廃棄物管理責任者	安全環境防災推進課 部員





産業廃棄物の種類		中間処理	最終処分
①	汚泥	乾燥	埋立処分
		乾燥	セメント原料として販売
		焼却	埋立処分
		造粒固化	路盤材等に再生
		中和	埋立処分
②	廃油	燃料化	補助燃料として販売
		油水分離	分離後、燃料として再利用
		焼却	焼却残渣は埋立処分
③	廃プラスチック類	選別・破碎	RPFとして販売
		破碎	RPFとして販売
		—	再生原料として販売
④	廃酸	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
		焼却	焼却残渣は埋立処分
⑤	廃アルカリ	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
		焼却	焼却残渣は埋立処分
⑥	木くず	破碎	RPFとして販売, チップ材として再生
⑦	ガラス及び陶磁器くず	破碎	原料化, 残渣は埋立処分
		圧縮	埋立処分
⑧	金属くず	圧縮	鉄鋼原料として再生
		素材再生	素材として再生
		破碎	鉄鋼原料として再生
⑨	ばいじん	—	埋立処分
⑩	蛍光灯	破碎	鉄鋼原料として再生
⑪	廃電池類	破碎	鉄鋼原料として再生

特別管理産業廃棄物の種類		中間処理	最終処分
①	汚泥(有害)	中和・無害化・脱水	脱水残渣は埋立処分
②	引火性廃油	燃料化	補助燃料として販売
		再生	再生原料として販売
		焼却	焼却残渣は埋立処分
③	強酸	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
④	強酸(有害)	中和・無害化・脱水	脱水残渣は埋立処分
⑤	廃石綿類	—	埋立処分
⑥	廃PCB等	焼却	パーツ毎に再生業者へ販売

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号

氏名 日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
常務執行役員 西日本製造所長 川口 靖隆

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6487-1702

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2249 その他の表面処理鋼材製造業
②事業の規模	製造品出荷額 3,886,591万円
③従業員数	221
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックの分別を行い、 有価売却可能な物品は発生段階で分別している。 また、その他の廃プラスチックは工場内に専用のゴミ箱を設け、 他の廃棄物と混同しないようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) [この領域はグレーアウトされている]

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組）			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

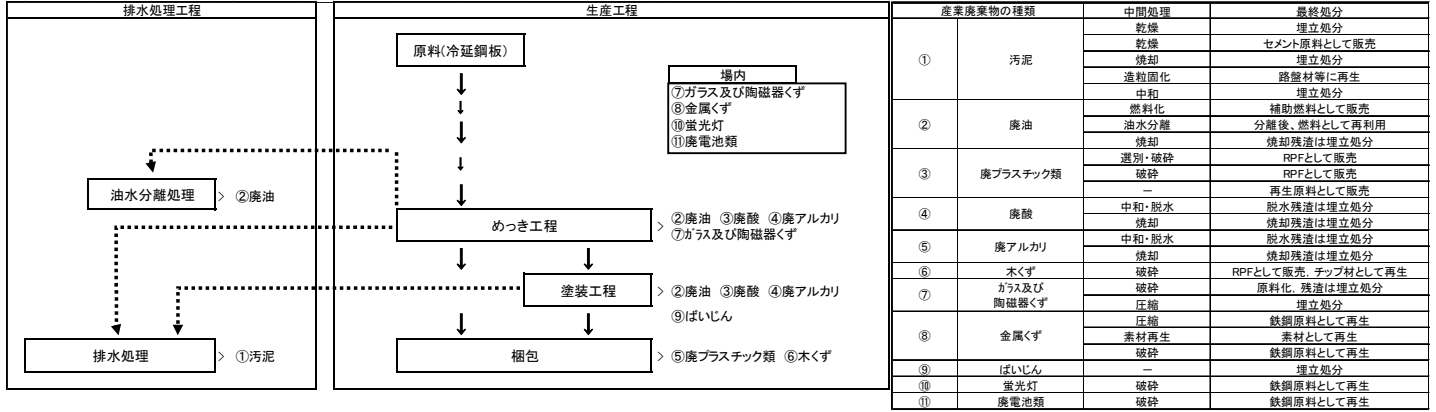
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

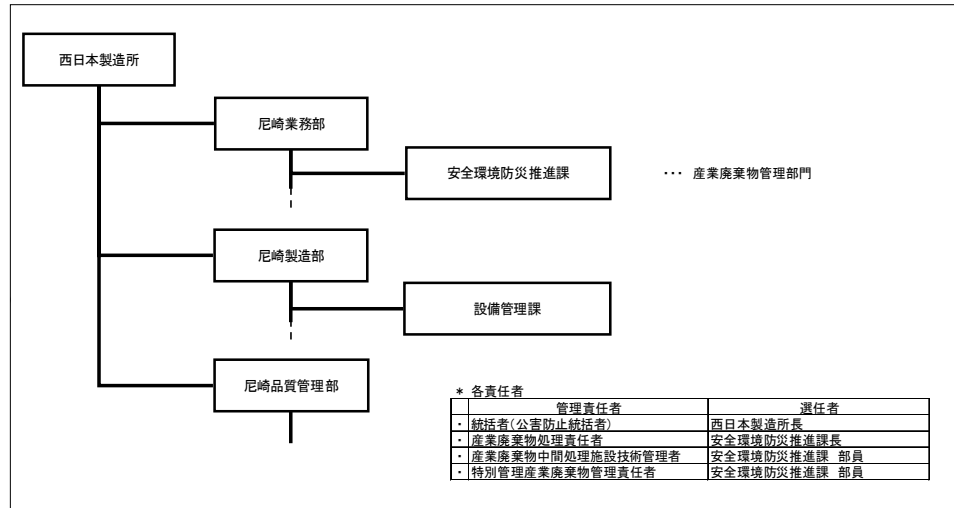
請
じ
ま
と。

別紙

1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
 (1) 産業廃棄物の一連の処理の工程



2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 (1) 組織図



3. 産業廃棄物の抑制に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
排出量	2093.3t	35663.7t	84.2t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	13.6t	0.0t	0.0t	2.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
排出量	2093.3t	35663.7t	84.2t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	13.6t	0.0t	0.0t	2.0t	0.0t	0.0t

4. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

5. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量した量	1886.6t	35600.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量した量	1886.6t	35600.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

6. 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

7. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 現状 前年度(令和5年度)実績

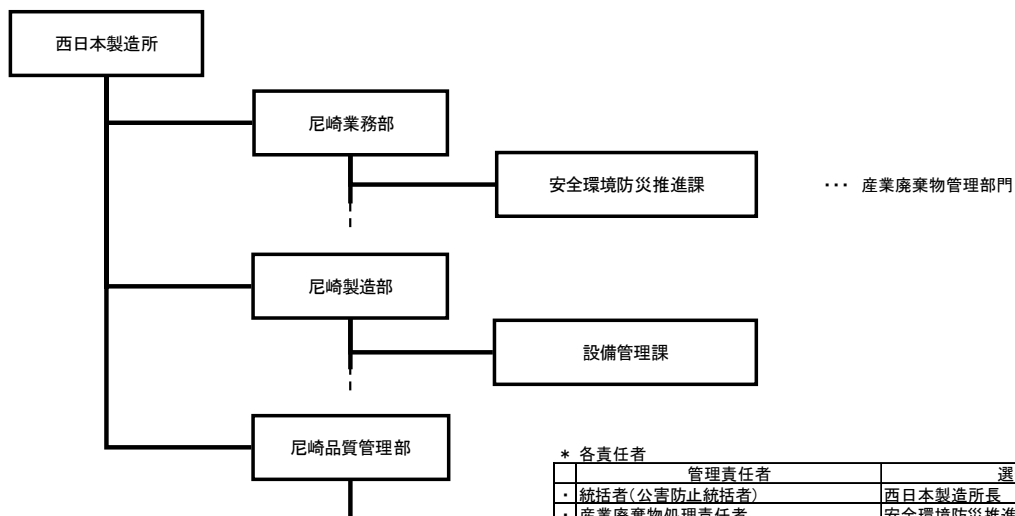
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
全処理委託量	207t	64t	84t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	13.6t	0.0t	0.0t	2.0t	0.0t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	207t	64t	34t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	8.1t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
再生利用者への処理委託量	139t	33t	28t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	13.6t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(2) 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
全処理委託量	207t	64t	84t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	13.6t	0.0t	0.0t	2.0t	0.0t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	207t	64t	34t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	8.1t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
再生利用者への処理委託量	139t	33t	28t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	13.6t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0.0t	0t	0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

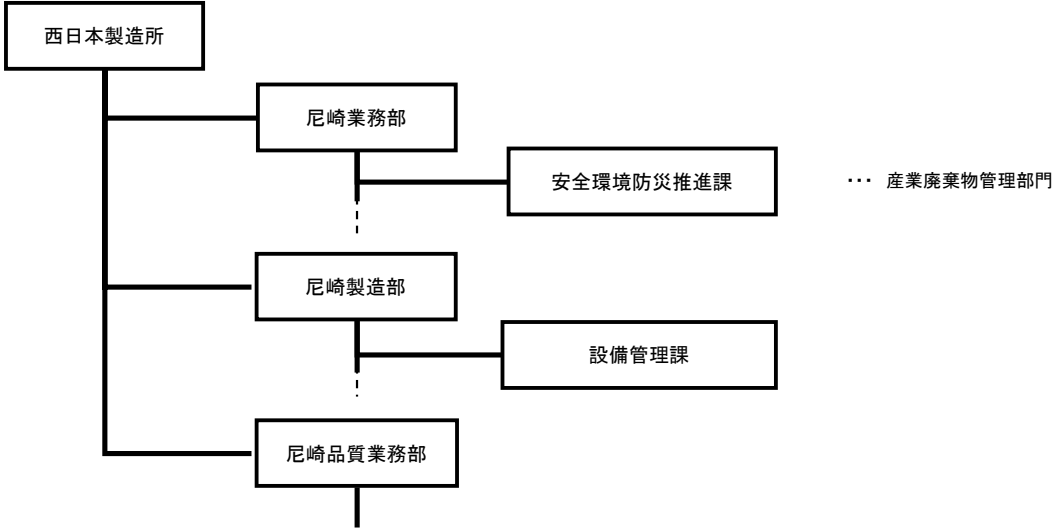
実績	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
	全処理委託量	207t	64t	84t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	13.6t	0.0t	0.0t	2.0t	0.0t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	207t	64t	34t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	8.1t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	
再生利用者への処理委託量	139t	33t	28t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	13.6t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	

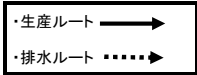
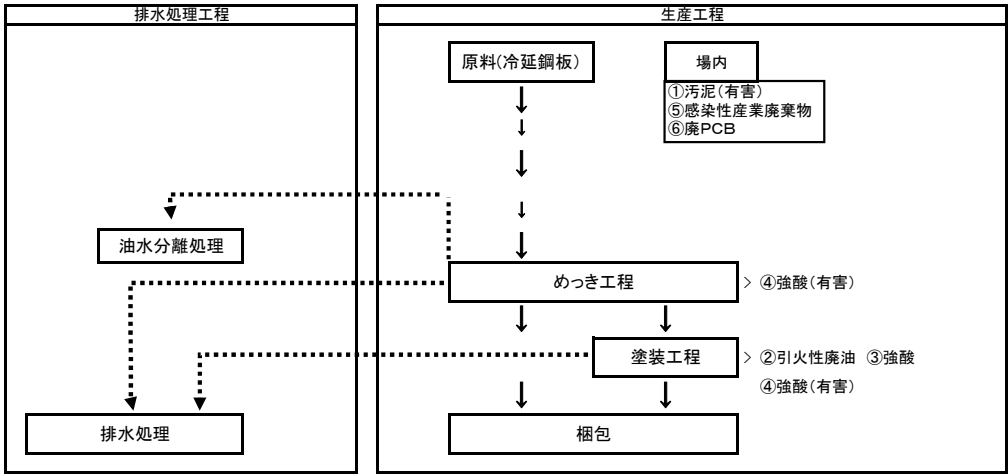
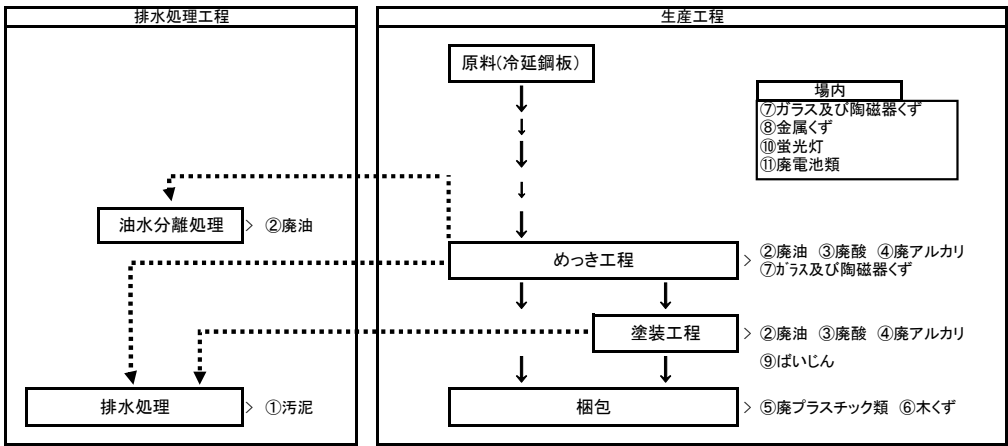
計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
	全処理委託量	207t	64t	84t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	13.6t	0.0t	0.0t	2.0t	0.0t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	207t	64t	34t	35.2t	19.7t	9.5t	16.1t	8.1t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	
再生利用者への処理委託量	139t	33t	28t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	13.6t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0.0t	0t	0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	



* 各責任者

	管理責任者	選任者
・	統括者(公害防止統括者)	西日本製造所長
・	産業廃棄物処理責任者	安全環境防災推進課長
・	産業廃棄物中間処理施設技術管理者	安全環境防災推進課 部員
・	特別管理産業廃棄物管理責任者	安全環境防災推進課 部員





産業廃棄物の種類		中間処理	最終処分
①	汚泥	乾燥	埋立処分
		乾燥	セメント原料として販売
		焼却	埋立処分
		造粒固化	路盤材等に再生
		中和	埋立処分
②	廃油	燃料化	補助燃料として販売
		油水分離	分離後、燃料として再利用
		焼却	焼却残渣は埋立処分
③	廃プラスチック類	選別・破碎	RPFとして販売
		破碎	RPFとして販売
		—	再生原料として販売
④	廃酸	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
		焼却	焼却残渣は埋立処分
⑤	廃アルカリ	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
		焼却	焼却残渣は埋立処分
⑥	木くず	破碎	RPFとして販売, チップ材として再生
⑦	ガラス及び陶磁器くず	破碎	原料化, 残渣は埋立処分
		圧縮	埋立処分
⑧	金属くず	圧縮	鉄鋼原料として再生
		素材再生	素材として再生
		破碎	鉄鋼原料として再生
⑨	ばいじん	—	埋立処分
⑩	蛍光灯	破碎	鉄鋼原料として再生
⑪	廃電池類	破碎	鉄鋼原料として再生

特別管理産業廃棄物の種類		中間処理	最終処分
①	汚泥(有害)	中和・無害化・脱水	脱水残渣は埋立処分
②	引火性廃油	燃料化	補助燃料として販売
		再生	再生原料として販売
		焼却	焼却残渣は埋立処分
③	強酸	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
④	強酸(有害)	中和・無害化・脱水	脱水残渣は埋立処分
⑤	廃石綿類	—	埋立処分
⑥	廃PCB等	焼却	パーツ毎に再生業者へ販売

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市次屋2丁目2番24号

氏名 日鉄ステンレスアート株式会社
代表取締役 金子渡

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

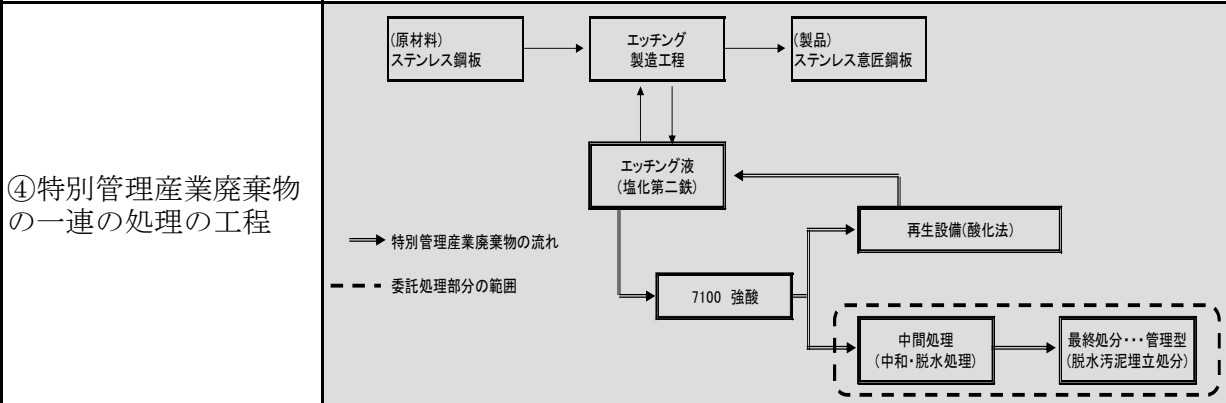
電話番号 06-6499-1157

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄ステンレスアート株式会社
事業場の所在地	尼崎市次屋2丁目2番24号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

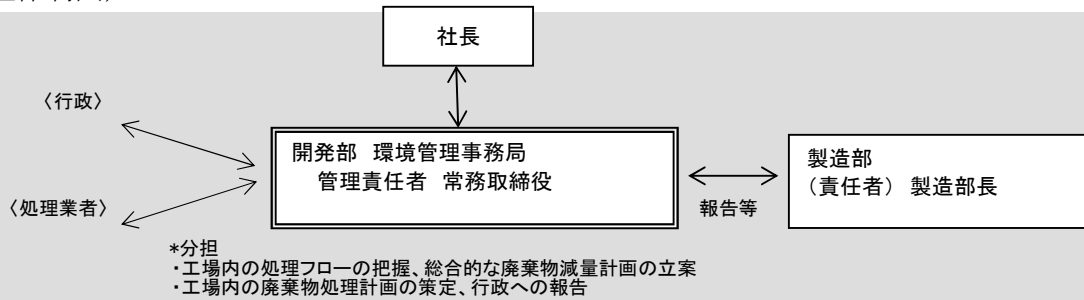
①事業の種類	2469 その他の金属表面処理業
②事業の規模	製造品出荷額 166,515万円 (令和6年度実績)
③従業員数	84人 (令和7年4月時点)



(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	排出量	186.00 t	t
	(これまでに実施した取組) ステンレスエッチング工程での使用済み塩化第二鉄は7100強酸として排出していた。古液を酸化法によって再生することでエッチング液を再利用する技術に取り組み、H15年(2003年)4月設備化、排出量削減を実現した。新製品等によりエッチング製品の需要が高まっており、前年同様に再生液有効利用を図った。 H14年度 600t → R5年度 191t → R6年度 186t		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	排出量	210.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 比重や温度等でエッチング液の適正条件を広範囲で調整できることにより仕様寿命を延ばすことを実現。エッチング条件の異なる製品に対し効率のよい生産計画を立てることで交換頻度を抑えることに努め排出量削減につなげる。今年度生産見込量から昨年度と同等の目標値とした。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 7100 強酸はタンク内保管により分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 7100 強酸はタンク内保管により分別している。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	66.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 前述での使用済み塩化第二鉄の酸化再生技術により、7100 強酸を再生利用。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	120.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 生産量増減により、排出量は変化するが、従来使用済み古液の再生利用は1回のみであったところを再度、再利用(再再生)できるようエッチング液適正条件を見出すことを実現、これを継続させる。また製品仕様によって液条件を厳しく管理する品質に対し、条件データを蓄積、廃液量維持管理に役立てる。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

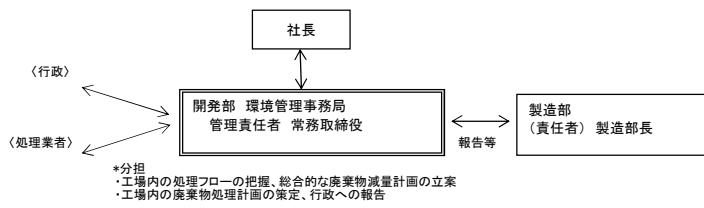
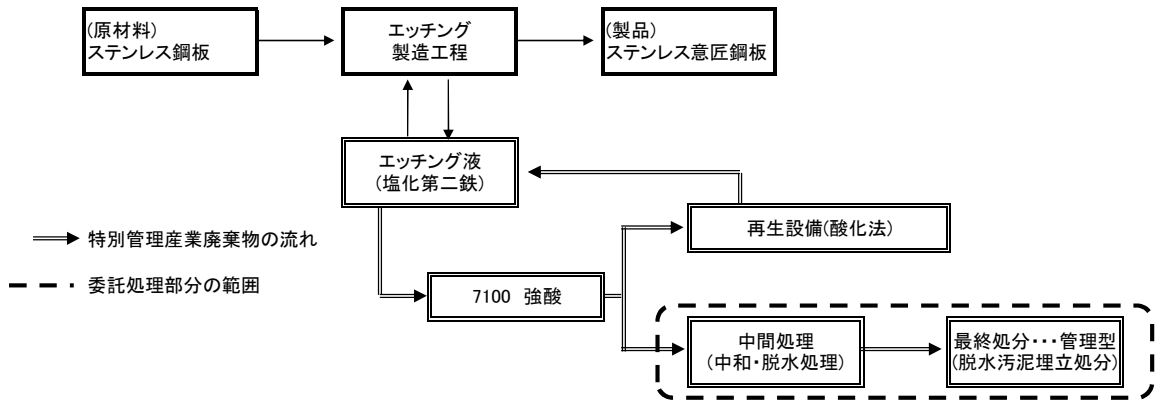
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	全処理委託量	120.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者へ全量を委託している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	全処理委託量	90.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	90.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、優良認定処理業者への委託を行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	186.00	t
	(今後実施する予定の取組等) 2019.10月から、電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 26日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市鶴町1番地

氏名 日鉄ステンレス鋼管(株)尼崎工場
工場長 稲葉 公典

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6416-1031

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄ステンレス鋼管株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	尼崎市鶴町1番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2234 鋼管製造業
②事業の規模	製造品出荷額 11399百万円（令和6年度実績）
③従業員数	150人（令和7年3月末時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 0200汚泥の発生抑制のため、0200汚泥の元である廃酸抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 0200汚泥の発生抑制のため、0200汚泥の元である廃酸抑制を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 工場内の保管場所を0600廃プラスチック類、0200汚泥、0300廃油、0340油でいに分けて保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記取り組みを継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・0200汚泥の含水率を70%程度に保つよう、脱水機の適正な維持・管理に努めた。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・引き続き適正な維持・管理に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・全量、優良認定処理業者に委託した。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への処理委託を推進する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

○産業廃棄物の発生工程

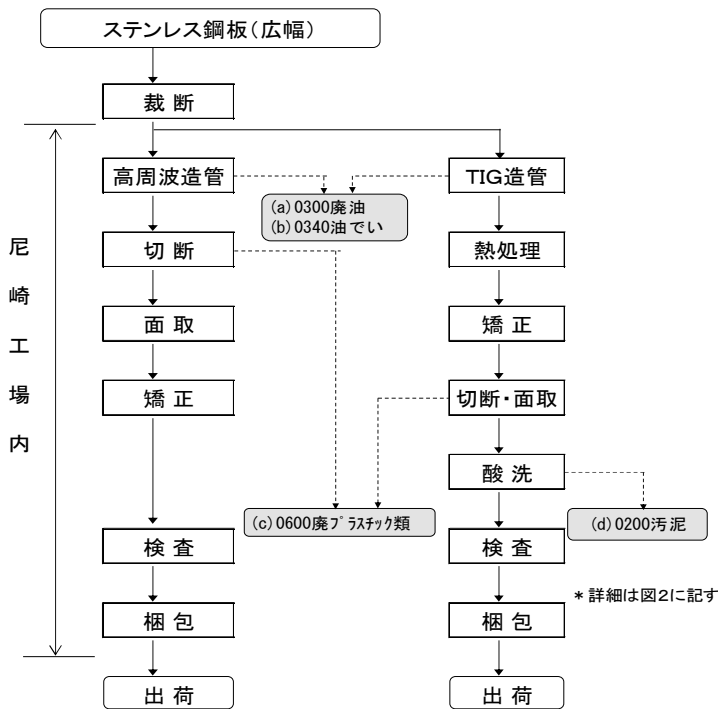


図1 ステンレス鋼管製造フロー

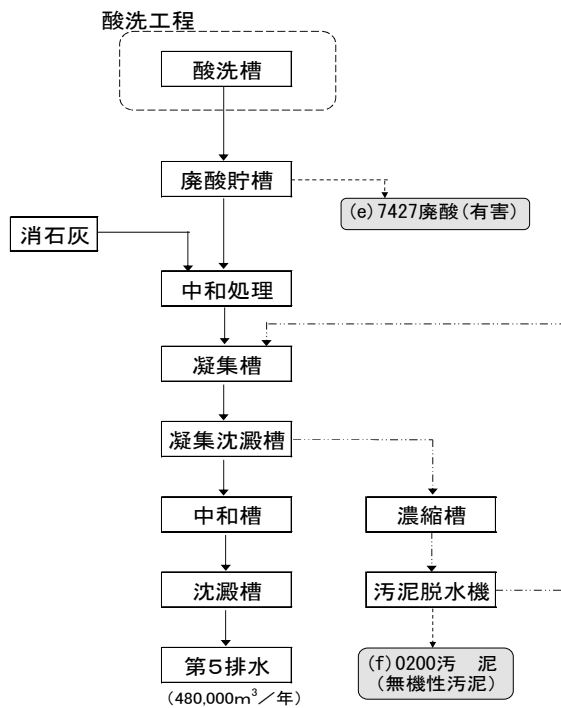


図2 廃液処理フローシート

●各産業廃棄物の処理の流れ

(a) 0300廃油

収集運搬<委託: (株)ダイセキ> → 油水分離<委託: (株)ダイセキ>
→ 油水分離された廃油は燃料化<委託: 住友大阪セメント(株)>

(b) 0340油でい

収集運搬<委託: (株)ダイセキ> → 活性汚泥処理<委託: (株)ダイセキ>
→ 残渣は管理型処分場に埋立処分<委託: 大阪湾広域臨海環境整備センター>

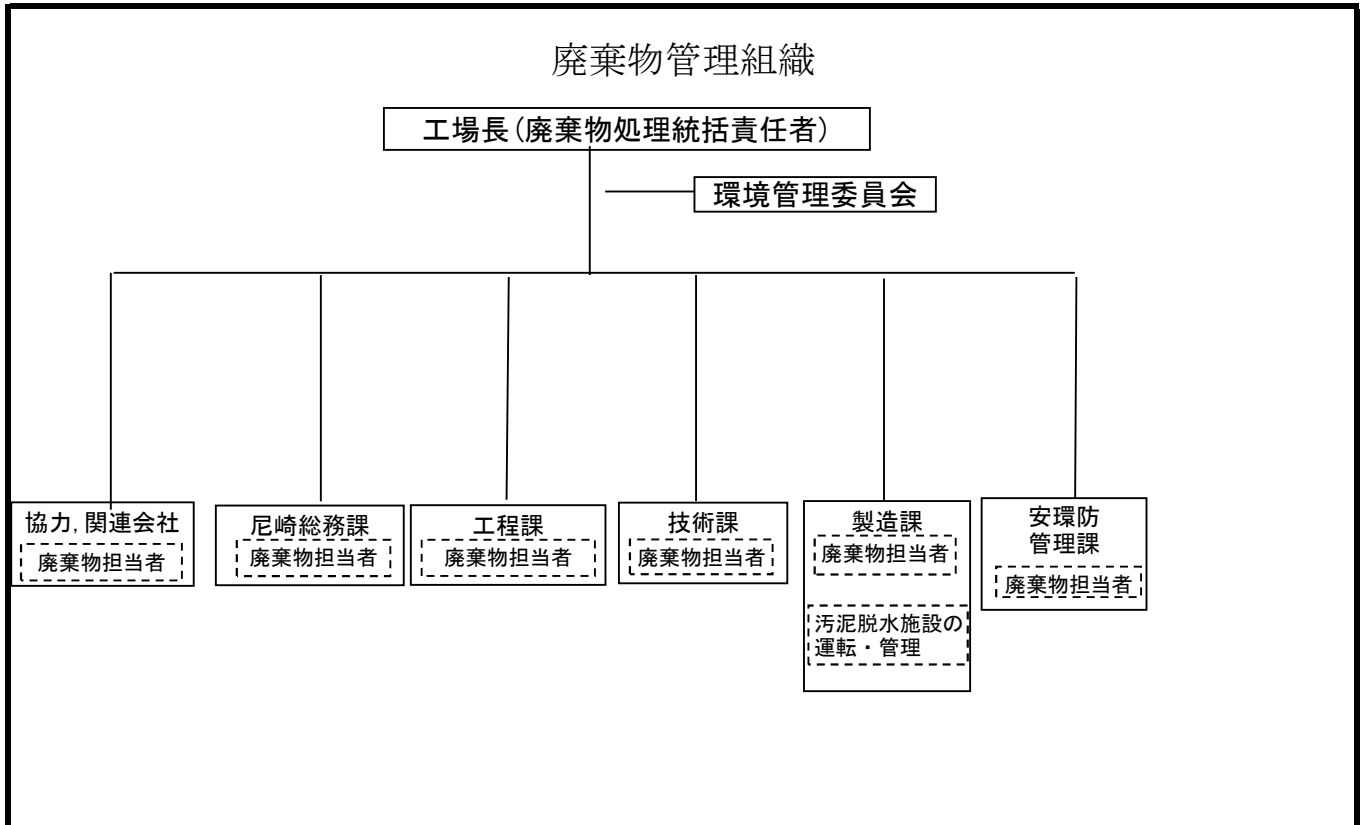
(c) 0600廃プラスチック

収集運搬<委託: (株)摂津清運> → 破碎・選別<委託: (株)摂津清運>
→ 選別後、RPF原料化 または 管理型処分場に埋立処分<委託: 大栄環境(株)>

(d) 0200汚泥

①収集運搬<委託: 宮坂産業(株)> → 海洋埋立<委託: 大阪湾広域臨海環境整備センター>

②収集運搬<委託: 宮坂産業(株)> → 路盤材などに再利用<委託: (株)正田建設>



役割	環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長－工場長 ・ 委員－課長、関連部門長 ・ 事務局－安環防管理課
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する基本的事項の方針決定 ・ 産業廃棄物処理責任者及び、特別管理産業廃棄物管理責任者の任命
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する基本計画の立案並びにその推進 ・ 廃掃法の法定届出、報告業務の履行ならびに関係官庁との折衝 ・ 廃掃法の定めるところにより、設置する廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する部門の有資格者から選び、廃棄物処理施設技術管理者を任命する。 ・ 廃掃法の法定測定とその記録保管ならびに環境事故等の措置 ・ 協力会社に対する廃棄物処理に関する指導教育 ・ その他廃棄物の適正処理に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
①現状 前年度（令和 6年度）実績					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
排出量	27t	15t	10t	3364t	3416t
②計画 目標					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
排出量	26 t	14 t	10 t	3196 t	3246 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状 前年度（令和 6年度）実績					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
②計画 目標					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状 前年度（令和 6年度）実績					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	2846 t	2846 t
②計画 目標					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	2704 t	2704 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 前年度（令和 6年度）実績					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画 目標					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 前年度（令和 6年度）実績					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
全処理委託量	27 t	15 t	10 t	518 t	570 t
優良認定処理業者への処理委託量	27 t	15 t	10 t	518 t	570 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	3 t	336 t	339 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画 目標					
産業廃棄物の種類	0300 廃油	0340 油でい	0600 廃プラスチック類	0200 汚泥	合計
全処理委託量	26 t	14 t	10 t	492 t	542 t
優良認定処理業者への処理委託量	26 t	14 t	10 t	492 t	542 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	3 t	319 t	322 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

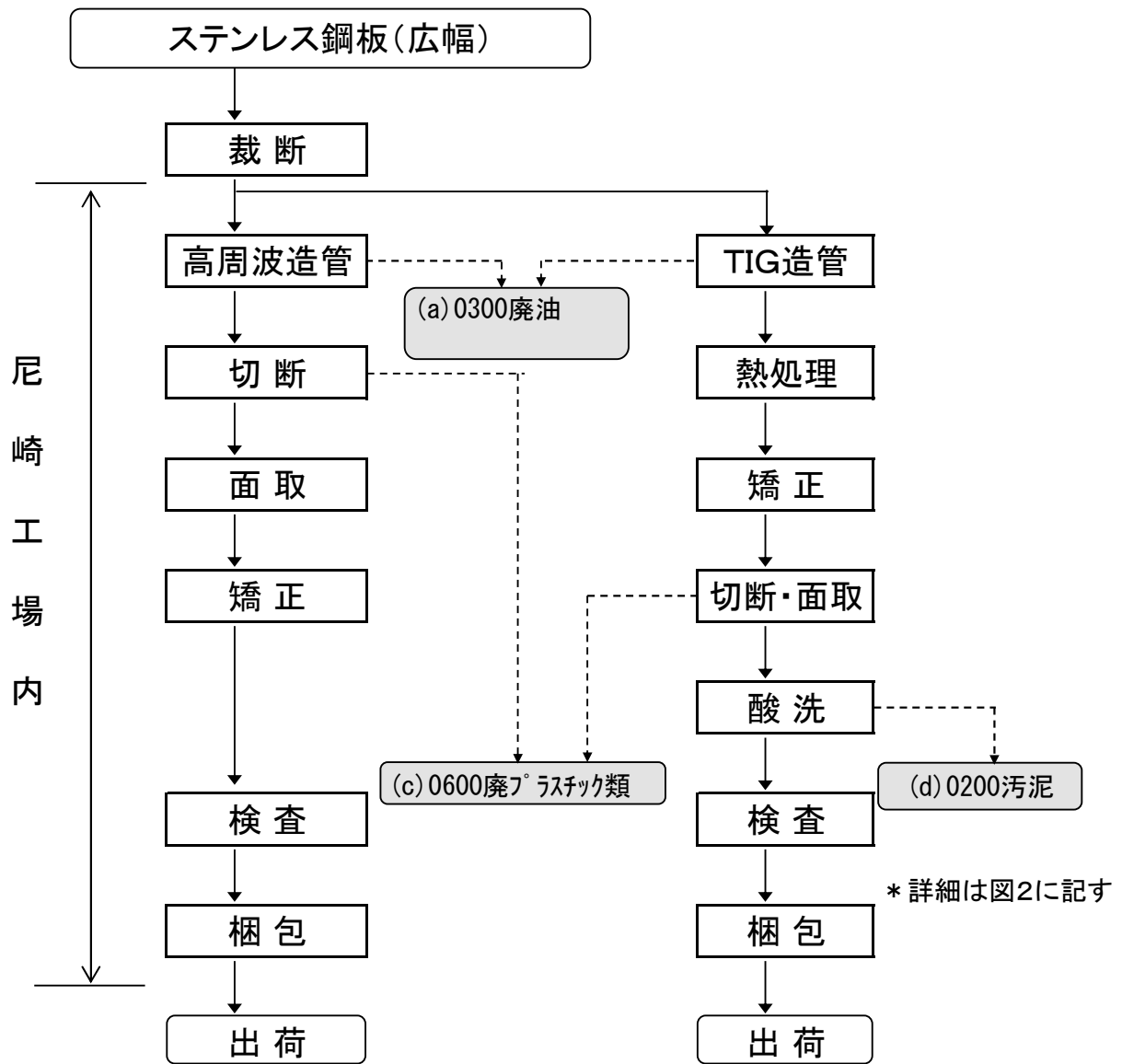


図1 ステンレス鋼管製造フロー

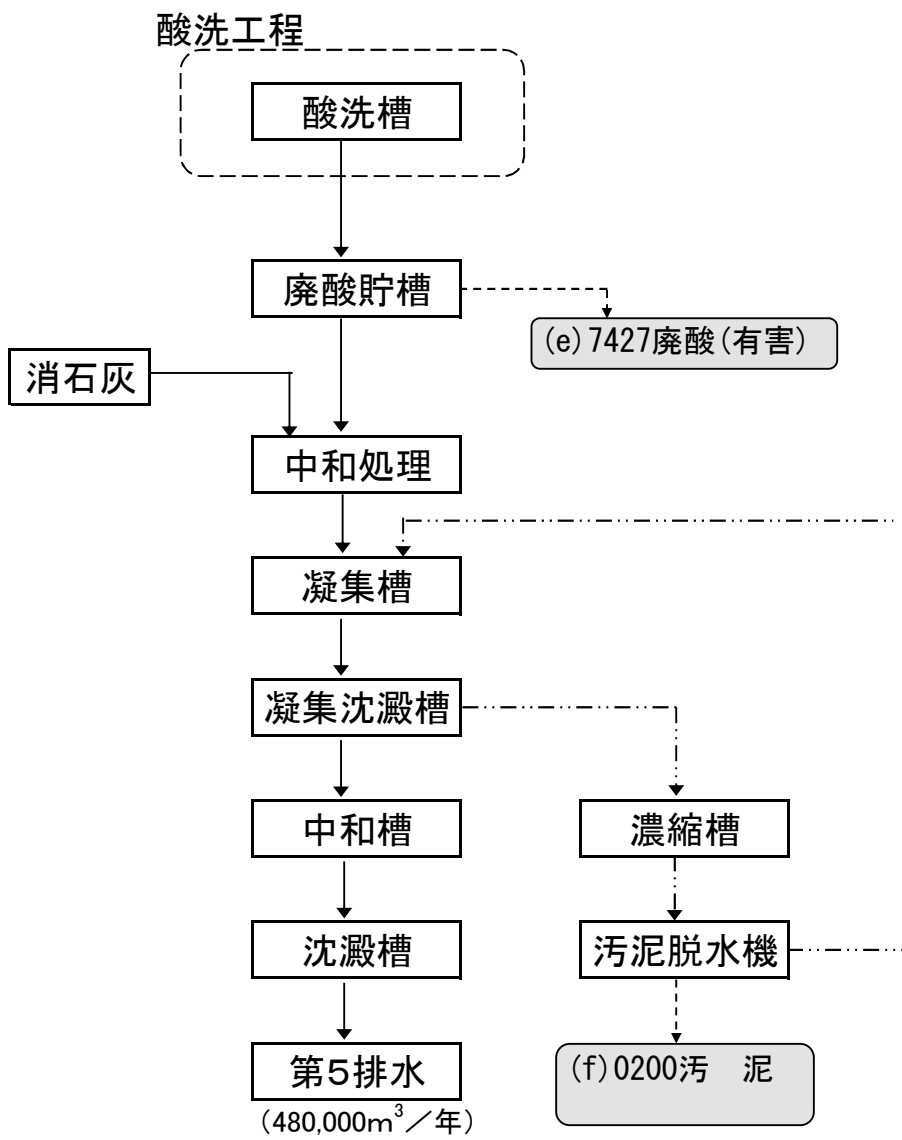


図2 廃液処理フローシート

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 26日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市鶴町1番地

氏名 日鉄ステンレス鋼管(株) 尼崎工場
工場長 稲葉 公典

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6416-1031

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄ステンレス鋼管株式会社 尼崎工場
--------	--------------------

事業場の所在地	尼崎市鶴町1番地
---------	----------

計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
------	--------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2234 鋼管製造業
--------	------------

②事業の規模	製造品出荷額 11399百万円 (令和6年度実績)
--------	---------------------------

③従業員数	150人(令和7年3月末時点)
-------	-----------------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り
---------------------	-------

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	排出量	873.00 t	t
	(これまでに実施した取組) ・水質総量規制により構内での7427廃酸(有害)処理を制限している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	排出量	829.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・生産量に見合った酸の使用によって7427廃酸(有害)の発生量を適正化するとともに、社内処理の更なる推進により排出量(社外処理量)を抑制していく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・酸洗工程で発生した7427廃酸(有害)は、廃酸貯槽にて分別保管を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・酸洗工程で発生した7427廃酸(有害)は、廃酸貯槽にて分別保管を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特に無し。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組) ・ 特に無し。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) ・ 特に無し。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に無し。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸（有害）	
	全処理委託量	873.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	873.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	656.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者への処理委託。 ・優良認定処理業者への立入調査、処理状況の定期視察。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7427 廃酸 (有害)	
	全処理委託量	829.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	829.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	623.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者への処理委託。 ・優良認定処理業者への立入調査、処理状況の定期視察の継続。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和 6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	873.00	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、電子マニフェストで運用しており、今後も継続していく。 		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

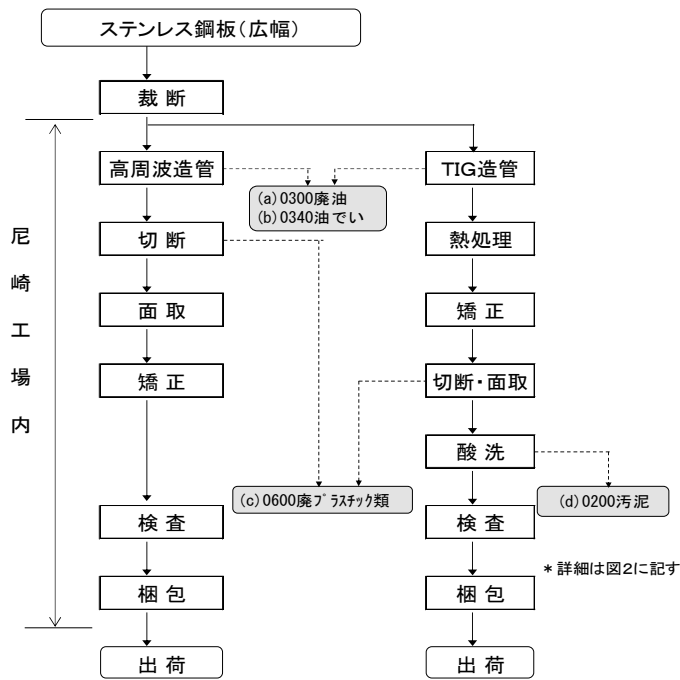


図1 ステンレス鋼管製造フロー

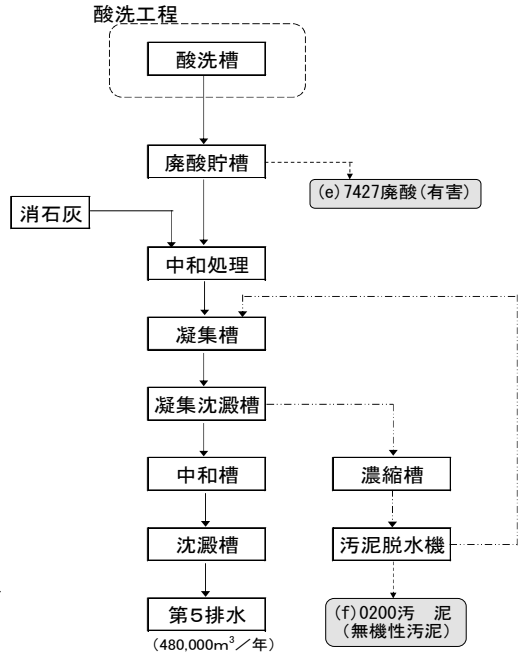


図2 廃液処理フローシート

(e) 7427廃酸(有害)

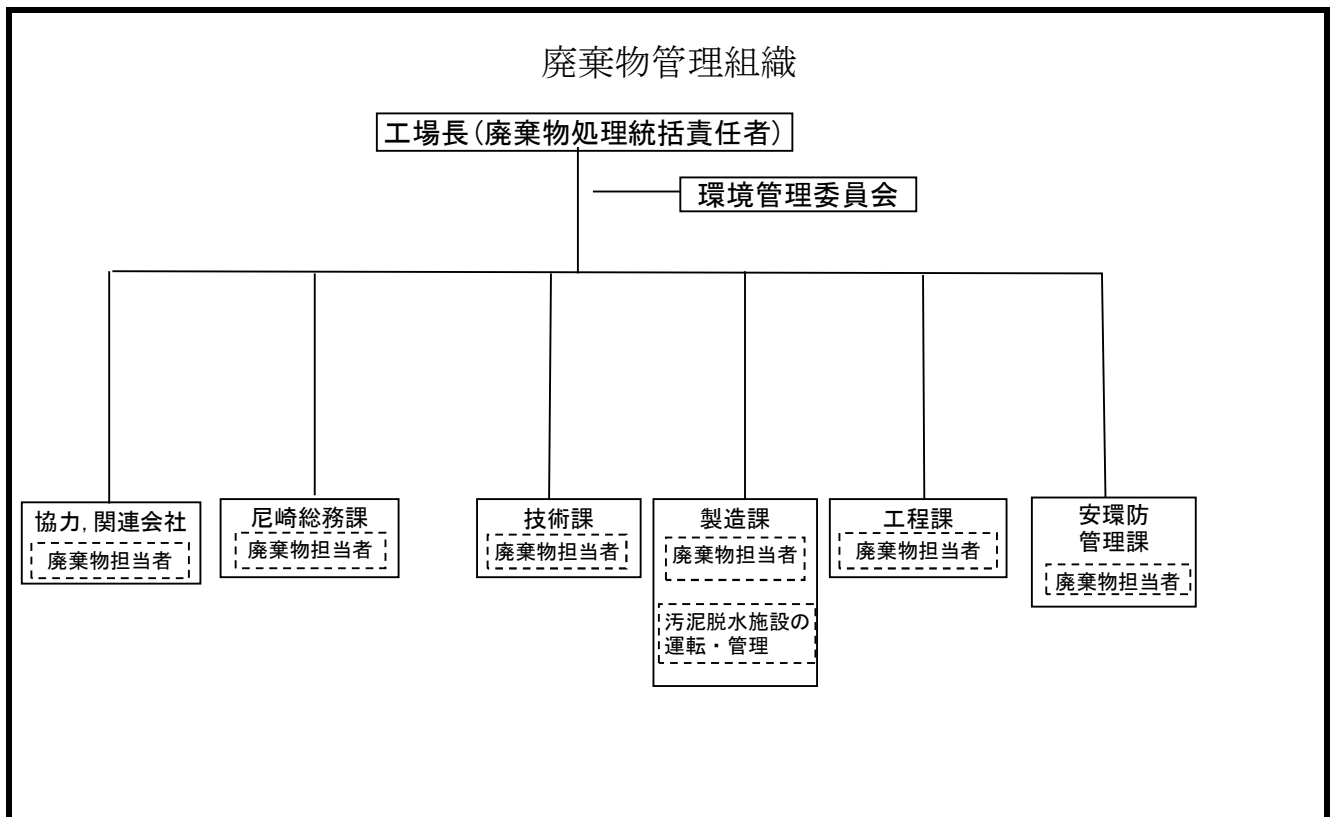
収集運搬<委託: ㈱ダイセキ、相和運送㈱>

→ 活性汚泥処理<委託: ㈱ダイセキ、日本エコロジー㈱> (排水と残渣に)

→ 残渣は管理型処分場に埋立処分<委託: 大阪湾広域臨海環境整備センターなど>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○管理体制図



役割	環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長－工場長 ・ 委員－課長、関連部門長 ・ 事務局－安環防管理課
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する基本的事項の方針決定 ・ 産業廃棄物処理責任者及び、特別管理産業廃棄物管理責任者の任命
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する基本計画の立案並びにその推進 ・ 廃掃法の法定届出、報告業務の履行ならびに関係官庁との折衝 ・ 廃掃法の定めるところにより、設置する廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する部門の有資格者から選び、廃棄物処理施設技術管理者を任命する。 ・ 廃掃法の法定測定とその記録保管ならびに環境事故等の措置 ・ 協力会社に対する廃棄物処理に関する指導教育 ・ その他廃棄物の適正処理に関する事項

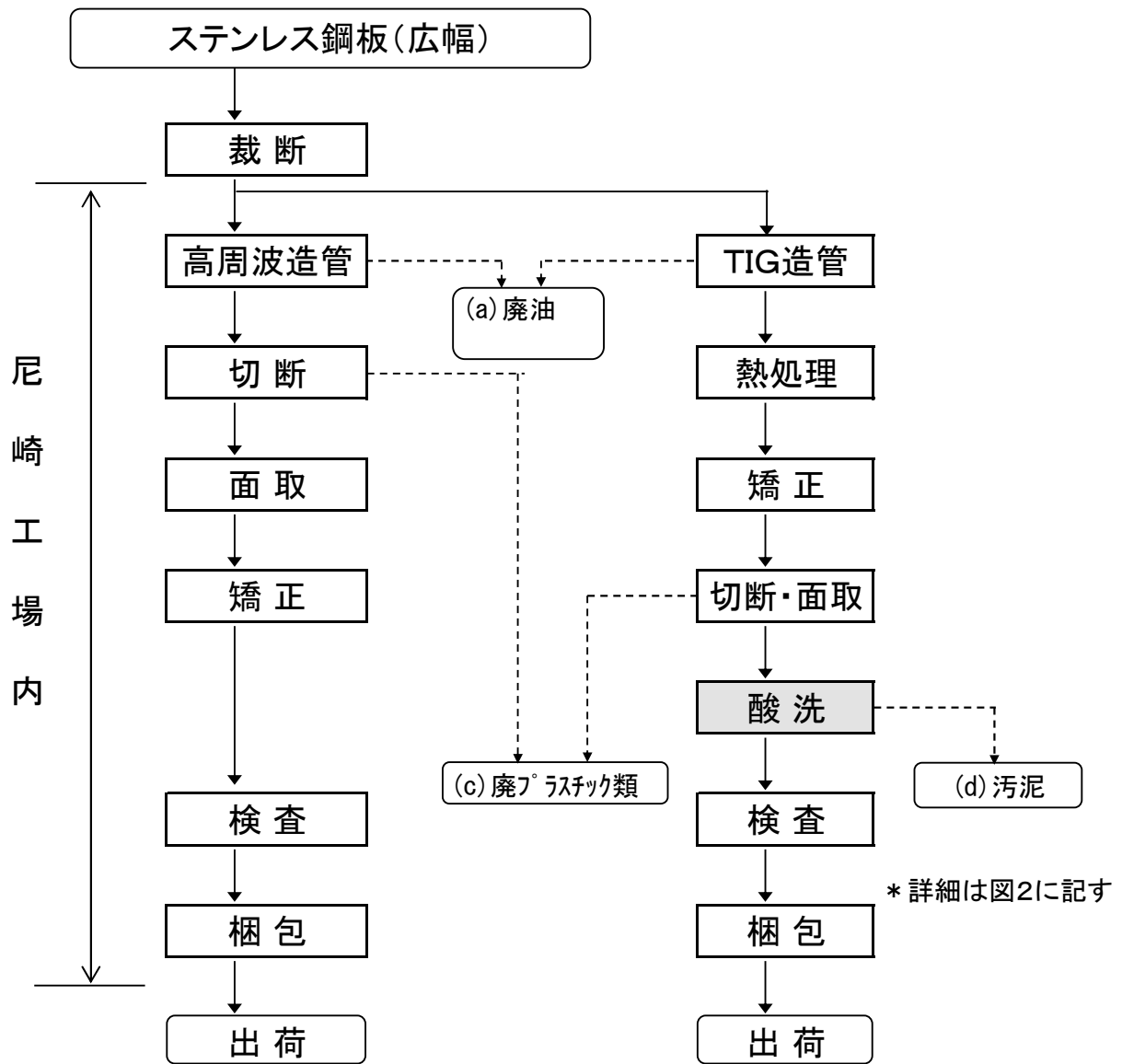


図1 ステンレス鋼管製造フロー

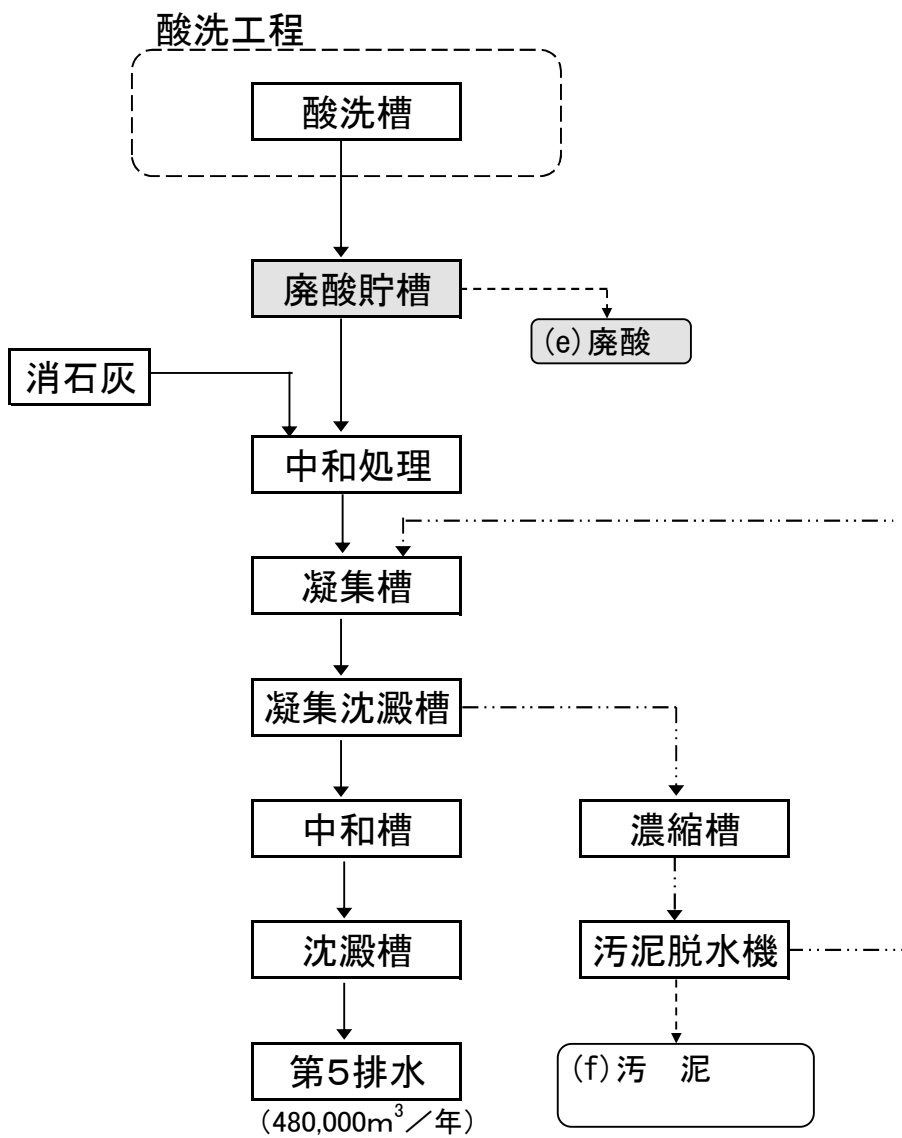


図2 廃液処理フローシート

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 9 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市扶桑町1番8号

氏名 日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所

副事業所長 濱谷 秀樹

電話番号 06-6489-5020

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所
事業場の所在地	尼崎市扶桑町1番8号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	9599 その他サービス業
②事業の規模	9,460百万円 (令和6年度実績)
③従業員数	265人 (令和7年4月時点：研究試験事業所 尼崎地区)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 使用薬品の再利用の推進による排出量の削減	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 使用薬品の再利用の推進による排出量の削減 ・ 特別管理産業廃棄物と洗浄排水の分別による排出量の削減	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 事業所内の保管場所を廃酸、廃アルカリ、廃油、その他の特別管理産業廃棄物に分け、各部署からの廃棄物についても品目ごとに分別している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して廃棄物の分別に取り組む

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 優良認定業者への処理委託 ・ 処理委託事業所の定期視察		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者への処理委託 ・処理委託事業所の定期視察 ・優良認定業者の選択			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	54.93	t
	(今後実施する予定の取組) 当事業所は特別管理産業廃棄物について、電子マニフェストによる処理を実施しています。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

原料（薬品等）



試験業務

①廃油、②廃酸、③廃アルカリ、④汚泥、⑤廃水銀等



廃棄物回収

①廃油

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 焼却＜委託：三友プラントサービス株式会社＞

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 焼却＜委託：早来工営株式会社＞

焼却残さは管理型処分場に埋立処分＜委託：早来工営株式会社＞

②廃酸、③廃アルカリ、④汚泥

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 中和＜委託：三友プラントサービス株式会社＞

排水は自社利用または放流

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 焼却＜委託：早来工営株式会社＞

排水は自社利用または放流

②廃酸、③廃アルカリ

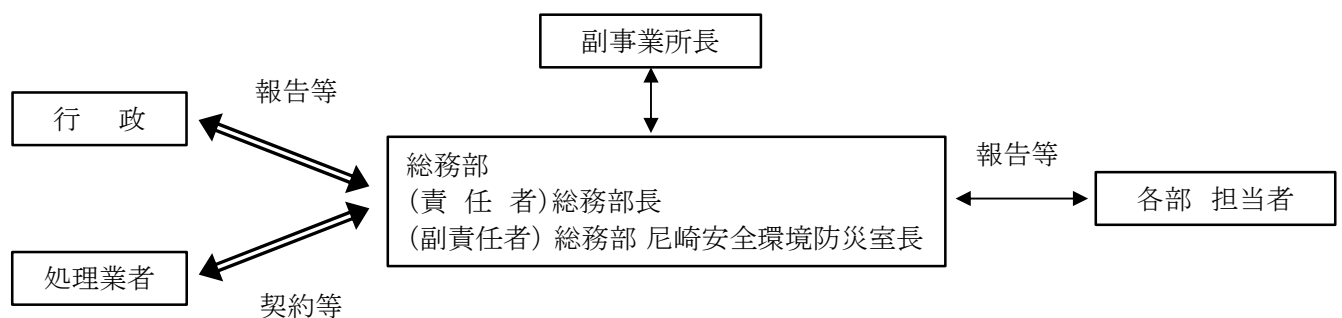
収集運搬＜委託：大幸工業株式会社＞ → 中和・無害化＜委託：日本エコロジー株式会社＞

⑤廃水銀等

収集運搬＜委託：ジャパンウェイスト株式会社＞ → ばい焼＜委託：野村興産株式会社＞

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



* 分担

総務部 尼崎安全環境防災室

- ・特別管理産業廃棄物保管場所の管理処理
- ・特別管理産業廃棄物処理計画の策定、各部の調整、行政への報告
- ・委託業者の選定、特別管理産業廃棄物処理委託契約手続き、引渡し、適正処理の確認
- ・事業所内の各部への関係法令等の教育、啓発

各部

- ・部内の発生特別管理産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・部内への分別方法等の徹底

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 12 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 大阪市東淀川区西淡路3丁目17番14

氏名 日東化成株式会社
代表取締役社長 勝村 能貴

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6322-4351

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日東化成株式会社 尼崎工場
--------	---------------

事業場の所在地	尼崎市大高洲町8番地の9
---------	--------------

計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業 1629 その他の無機化学工業製品製造業
--------	--

②事業の規模	製品出荷額1,362,993万円(2024年度実績)
--------	----------------------------

③従業員数	116人
-------	------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり
---------------------	--------

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 1. 生産工程を見直し工程内での溶剤リサイクル化を促進し廃棄物を削減。 2. 廃油をリサイクル専門業者に有価で売却することにより廃棄物を削減。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 1. 生産工程を見直し工程内での溶剤リサイクル化を促進し廃棄物を削減する。 2. 廃油をリサイクル専門業者に有価で売却することにより廃棄物を削減する。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃水ピットが8基あり、廃酸・廃アルカリを品目ごとに保管している。 また廃油ドラム置き場に特管の廃油を分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者・再生利用業者・中間処理後の残渣の再資源化を行っている業者への積極的な委託を行ってきました。 令和3年度より、全て優良認定処理業者へ委託しています。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>優良認定処理業者・再生利用業者・中間処理後の残渣の再資源化を行っている業者への積極的な委託を行う。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	121.40	t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>現在、すでにJWNETに加入しており、すべての処理業者と電子マニフェストで処理している。</p>			
※事務処理欄			

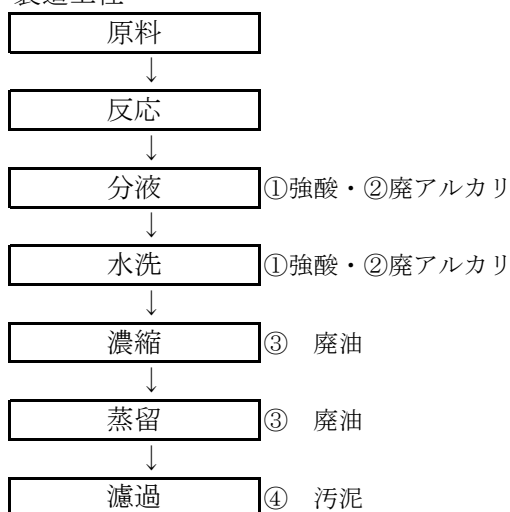
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項
特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

製造工程



①7100 強酸

・収集運搬 委託：(株) パルテック

→ 中間処理 焼却 委託：(株) パルテック

→ 焼却残渣は管理型処分場に埋立処分 委託：大阪湾広域臨海環境整備センター
委託：栄光環境 (有)

② 7210 強アルカリ (有害)

・収集運搬 委託：早来工営 (株) → 中間処理 焼却 委託：早来工営 (株)

→ 焼却残渣は管理型処分場に埋立処分 委託：早来工営 (株)

③ 7000 引火性廃油・7010引火性廃油 (有害)

・収集運搬 委託：早来工営 (株) → 中間処理 焼却 委託：早来工営 (株)

→ 焼却残渣は管理型処分場に埋立処分 委託：早来工営 (株)

・収集運搬 委託：(株)パルテック → 中間処理 焼却 委託：パルテック (株)

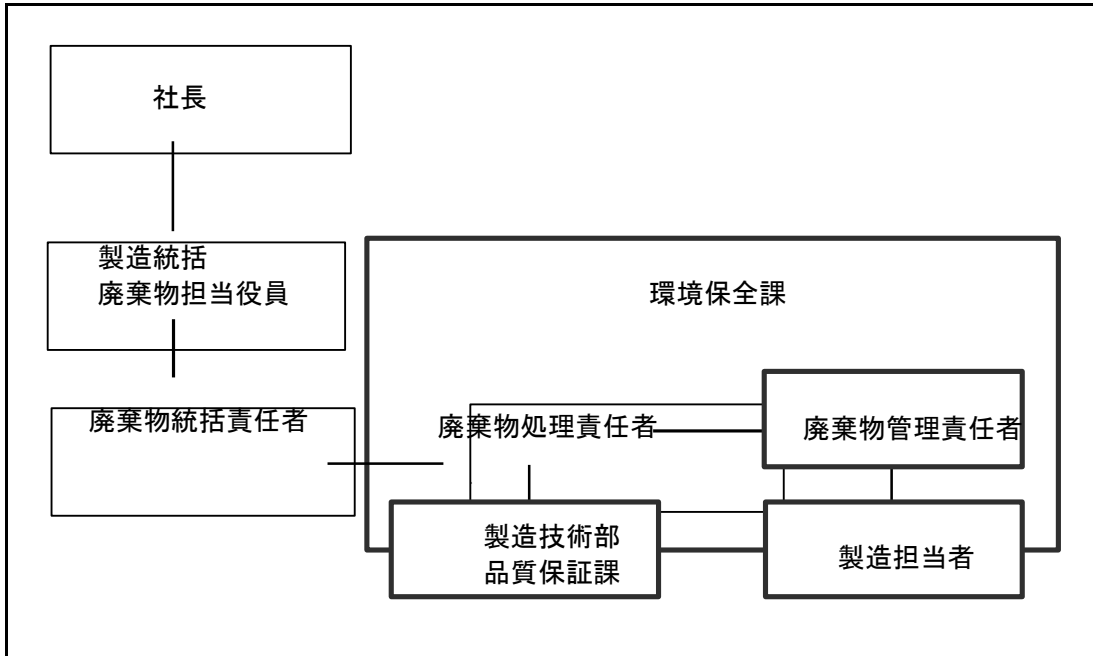
→ 焼却残渣は管理型処分場に埋立処分 委託：大阪湾広域臨海環境整備センター
委託：栄光環境 (有)

④ 7426 汚泥 (有害)

・収集運搬 委託：オールユニテック (株) ・エコプランニング (株) → 中間処理 燃料化委
託：レックス (株) → セメント焼成炉等に燃料として販売し再利用される

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物管理組織図



廃棄物統括責任者	製造部 尼崎工場 工場長	
廃棄物処理責任者 廃棄物管理責任者	製造部 尼崎工場 工場長 特別管理産業廃棄物管理責任者 実務担当者	
役割	廃棄物統括責任者	廃棄物処理方針の策定 工場の廃棄物管理既定の策定・改廃 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	環境保全課	廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討
	廃棄物処理責任者	廃棄物処理計画の作成及び実施状況報告書作成監督官庁への各種報告 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 委託契約の締結
	廃棄物管理責任者	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理社員、関連会社に対する教育・啓発 廃棄物保管場所の管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	廃油 7000	廃油 7010	廃酸 7100	廃アルカリ 7210	汚泥 7426	廃酸 7427	廃アルカリ 7428
排出量	90.45t	2.2t	1.48t	1.96t	25.31t	0t	0t

計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	廃油 7000	廃油 7010	廃酸 7100	廃アルカリ 7210	汚泥 7426	廃酸 7427	廃アルカリ 7428
排出量	80t	1t	1t	1t	15t	0t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	汚泥
自ら再生利用を行った量	0t	0t	0t	0t

計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	汚泥
自ら再生利用を行う量	0t	0t	0t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	汚泥
自ら熱回収を行った量	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により減量した量	0t	0t	0t	0t

計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	汚泥
自ら熱回収を行う量	0t	0t	0t	0t
自ら中間処理により減量する量	0t	0t	0t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t	0t	0t	0t

計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	0 t	0t	0t	0t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	廃油 7000	廃油 7010	廃酸 7100	廃アルカリ 7210	汚泥 7426	廃酸 7427	廃アルカリ 7428
全処理委託量	90.45t	2.2t	1.48t	1.96t	25.31t	0t	0t
優良認定処理事業者への処理委託量	90.45t	2.2t	1.48t	1.96t	25.31t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	11.56t	0t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	廃油 7000	廃油 7010	廃酸 7100	廃アルカリ 7210	汚泥 7426	廃酸 7427	廃アルカリ 7428
全処理委託量	100 t	51 t	1 t	89 t	18t	0t	0t
優良認定処理事業者への処理委託量	100t	51t	1 t	89t	18t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	8t	0 t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 26日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東向島西之町1番地

氏名 日本製鉄株式会社 関西製鉄所 大阪地区(尼崎)
副所長 高岡 純一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6411-7724

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 関西製鉄所 大阪地区(尼崎)
事業場の所在地	尼崎市東向島西之町1番地
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2234 鋼管製造業
②事業の規模	製造品出荷額 46,523百万円（2024年度実績）
③従業員数	714人（2025年6月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り（図1～図6）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り (図7～図8)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 1. シンナー・アセトン等の有価物化 2. 水・油・潤滑油等の過剰使用防止 3. 通い箱の使用並びに過剰包装防止呼びかけ 4. 蛍光灯・水銀灯リサイクル処理委託 5. 紙・ダンボール・空き缶リサイクル	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 分別徹底による金属リサイクル量増加推進 2. 圧延油の有価物化検討	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 種類(区分け): 燃えるごみ・空き缶・ガラス屑・スプレー缶・土砂・鉄屑・廃プラスチック・廃蛍光灯・廃水銀灯・乾電池 2. 定期的に製造所内全域のごみステーション分別確認パトロールを実施、パトロール結果を公表し指導・是正を展開している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 新たな分別対象なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組） 1. ステアリン酸の再利用 2. 紙・ダンボールのリサイクル	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組） 1. ステアリン酸の再利用継続 2. 紙・ダンボールのリサイクル継続	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
（これまでに実施した取組） 1. 廃酸処理場での適正処理		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
（今後実施する予定の取組） 1. 廃酸処理場での適正処理継続		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) —	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) —	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組)		
1. 産業廃棄物処理施設視察（実地確認）による処分業者並びに収集運搬業者の適正処理確認 2. 産業廃棄物処理業許可証及び、収集運搬業許可証期限切れの有無確認 3. 電子マニフェスト発行管理システム導入 (H26年9月より導入率100%で運用中)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
1. 産業廃棄物処分業者及び収集運搬業者の現地確認継続			
2. 産業廃棄物処理業許可証及び、収集運搬業許可証期限切れの有無確認継続			
3. 電子マニフェスト発行管理システム導入運用によるコンプライアンス強化(適正処理の確認及び、許可証期限切れ確認強化体制構築)			
4. 工事元請会社の電子マニフェスト発行率向上推進			
※事務処理欄			

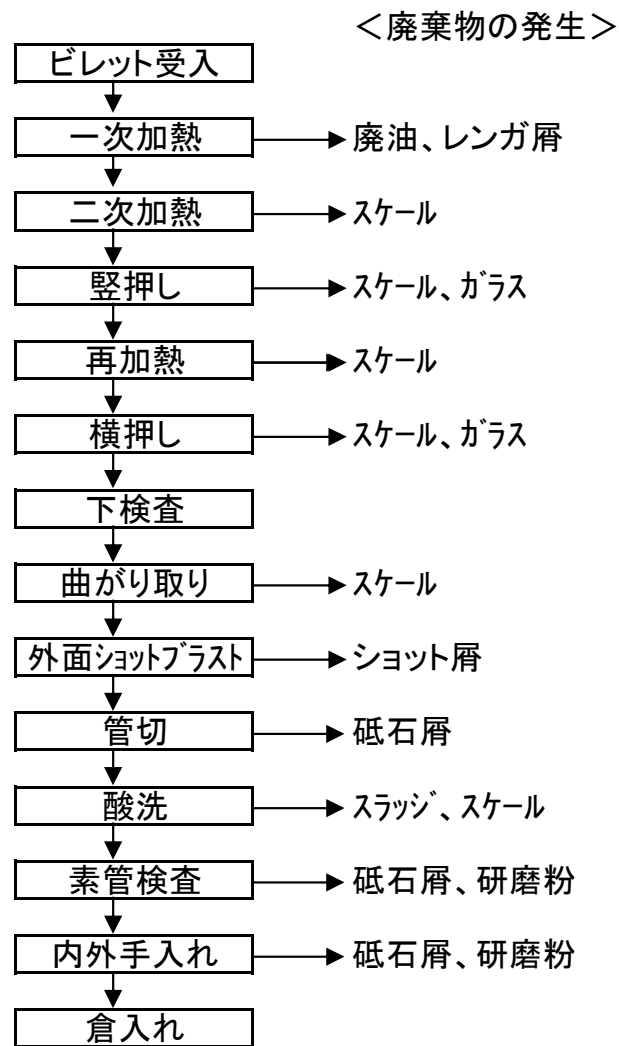
(第6面)

備考

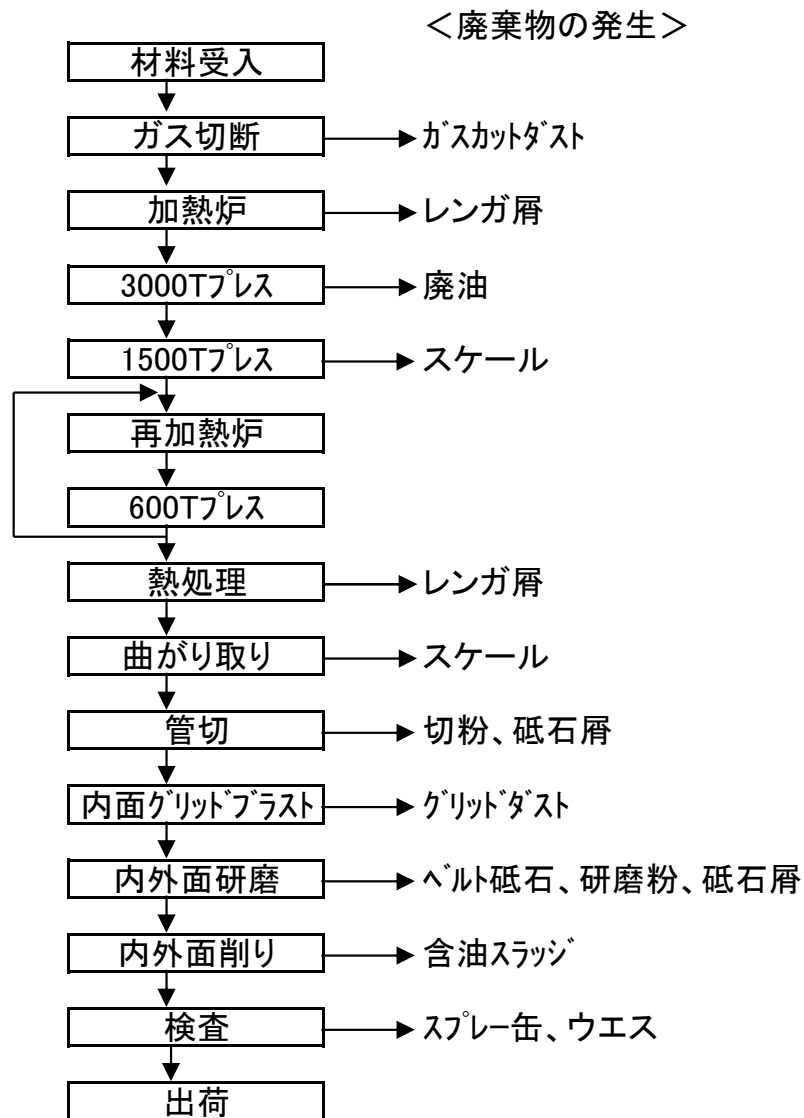
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

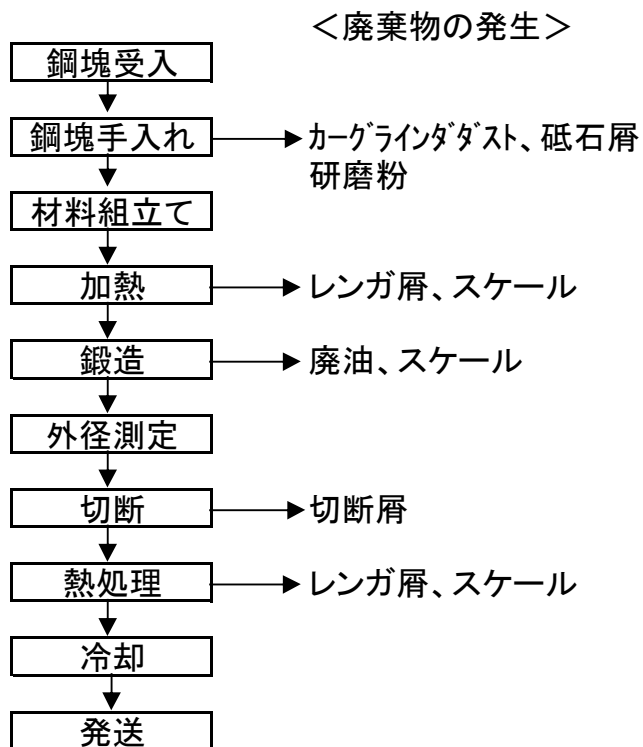
尼崎熱間製管工場(熱押課) 製造工程フロー図(図1)



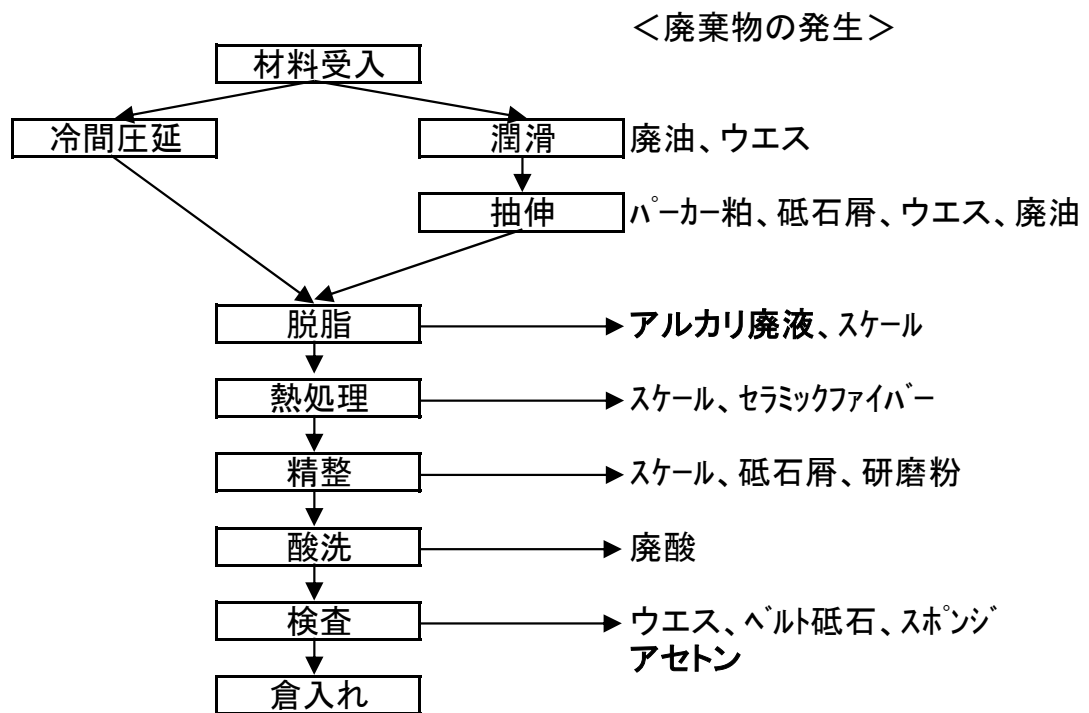
尼崎熱間製管工場(鍛造管課) 製造工程フロー図(図2)



尼崎熱間製管工場(鍛造管課 高速鍛造機)
製造工程フロー図(図3)



尼崎冷間中径管工場及び 尼崎冷間小径管工場 製造工程フロー図(図4)



廃棄物処理工程図(図6)

発生源	種類	廃棄物	委託処理	委託処分
フィルタープレス	汚泥	廃酸スラッジ	—	埋立処分
各室工場	汚泥	廃乾電池	焼却	—
各工場	ガラス、陶磁器屑	レンガ屑	—(有価物化)	
尼崎熱間製管工場(熱押課)	ガラス、陶磁器屑	ガラス屑	—	埋立処分
各工場	ガラス、陶磁器屑	砥石屑、スレート	—	埋立処分
各室工場	ガラス、陶磁器屑	蛍光灯、水銀灯	破碎—分別リサイクル	—
各工場	鋳さい	廃サンド	—	埋立処分
各室工場	がれき類	がれき類	—	埋立処分
尼崎冷間小径管工場	廃油	圧延油、含油汚泥	焼却	—
診療所	廃アルカリ	現像液	焼却	—
各室工場	廃プラ	廃プラスチック類	破碎—焼却	—
各工場	木屑	解体木屑	破碎—熱回収	—

< 図7 日本製鉄株式会社 全社組織図 >

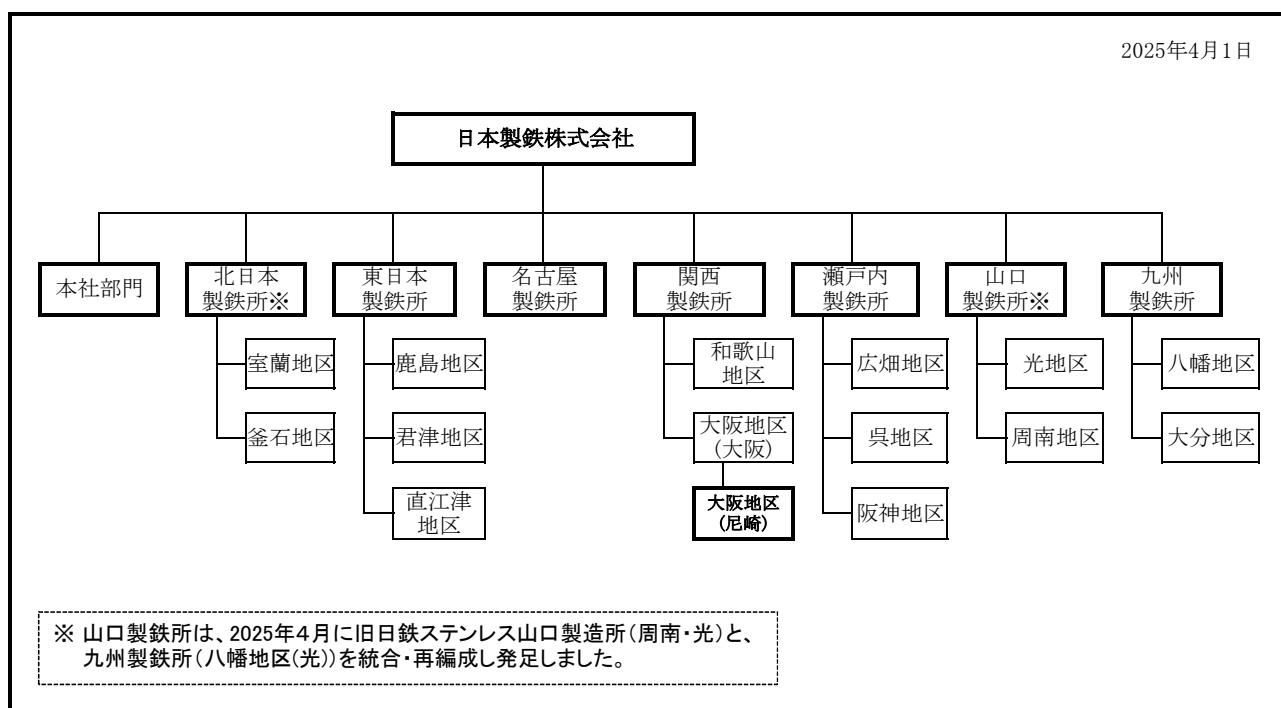
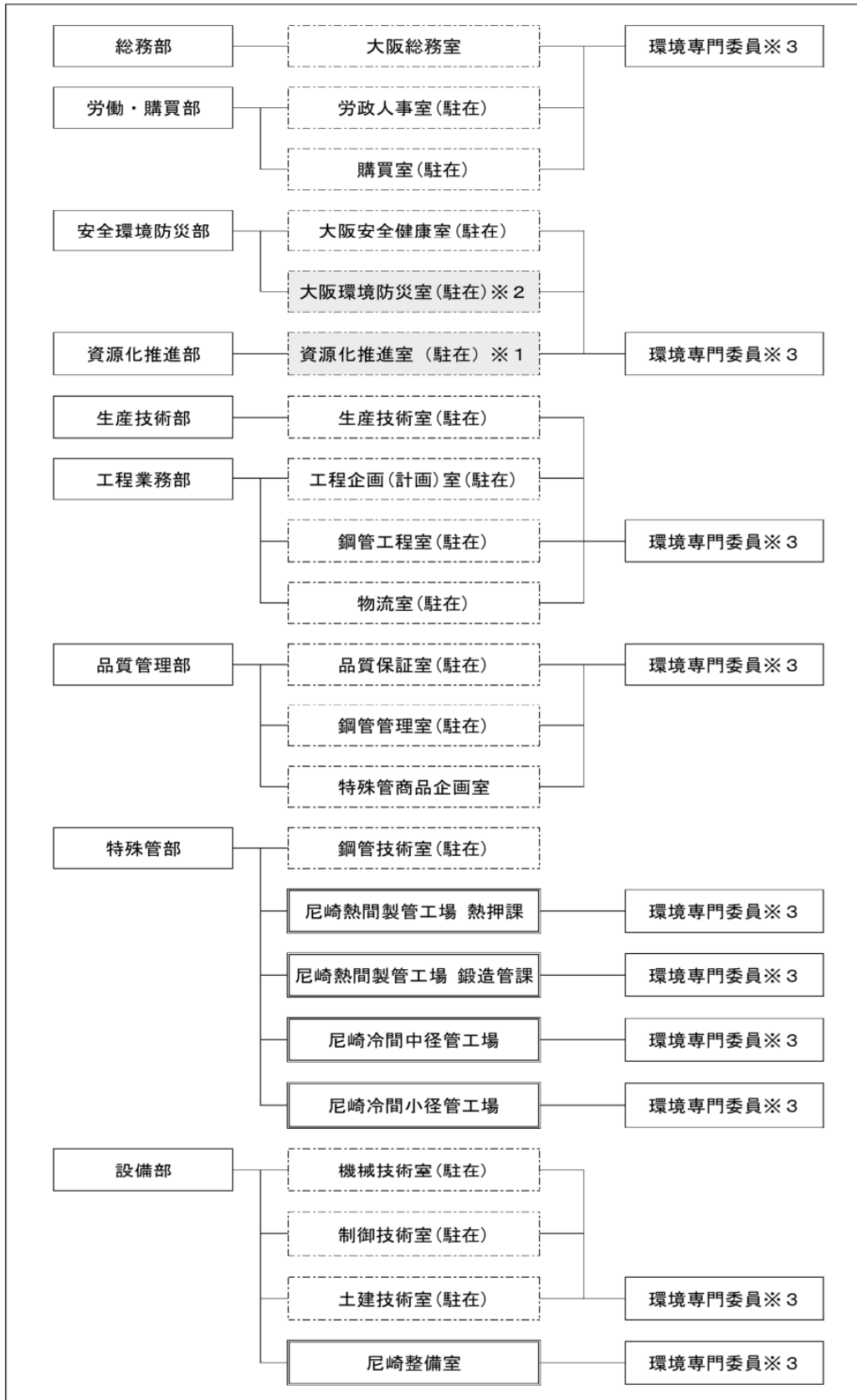


図8 日本製鉄株式会社 関西製鉄所 大阪地区(尼崎) 組織図
(注)関係外の組織は省略



『産業廃棄物の処理に係る管理体制』

※1. 資源化推進室

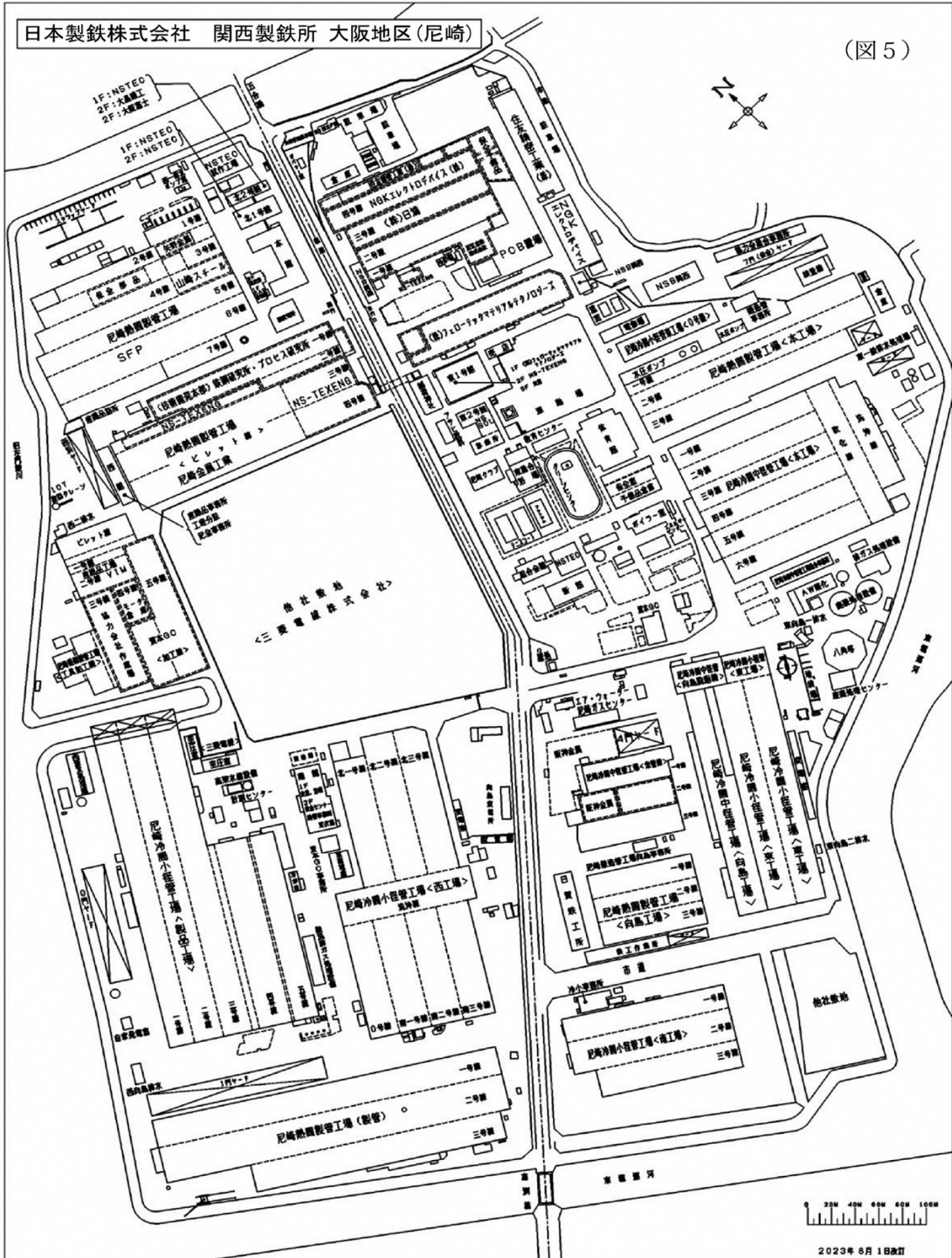
- (1) 主幹(大阪地区統括)：廃棄物処理責任者(本社報告総括)
- (2) 同上：廃棄物処理担当者(廃棄物管理・行政報告・処理契約・排出管理等)

※2. 大阪環境防災室

- (1) 主査：特別管理産業廃棄物管理責任者

※3. 環境専門委員

- (1) 各所属：1名選出(廃棄物管理・分別廃棄確認パトロール/環境保全活動・環境管理月度報告)



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 26日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東向島西之町1番地

氏名 日本製鉄株式会社 関西製鉄所 大阪地区(尼崎)
副所長 高岡 純一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6411-7724

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 関西製鉄所 大阪地区(尼崎)
事業場の所在地	尼崎市東向島西之町1番地
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2234 鋼管製造業
②事業の規模	製造品出荷額 46,523百万円(2024年度実績)
③従業員数	714人(2025年6月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り(図1~図6)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り (図7～図8)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 低濃度PCB廃棄物について計画的に処理を実施した事により、特別管理産業廃棄物の排出量が増加した。 鋼管のデスケール工程で使用する弗硝酸(強酸)の使用量把握。 鋼管の脱脂工程で使用するホメザリン(高アルカリ)の使用量把握。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 低濃度PCB廃棄物について計画的に処理を実施。 鋼管のデスケール工程で使用する弗硝酸の使用量把握及び排出量削減検討。 鋼管の脱脂工程で使用するホメザリンの使用量把握及び排出量削減検討。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 微量PCB廃棄物は、PCB倉庫内の区画内でオイルパンを敷いて保管。 廃弗硝酸は槽に保管し、バキューム車で回収 廃ホメザリンはピットに保管し、バキューム車で回収。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通りの管理を継続して実施する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 低濃度PCB廃棄物について計画的に処理を実施した事により、特別管理産業廃棄物の排出量が増加した。 鋼管のデスケール工程で使用する弗硝酸（強酸）の使用量把握。 鋼管の脱脂工程で使用するホメザリン（高アルカリ）の使用量把握。	

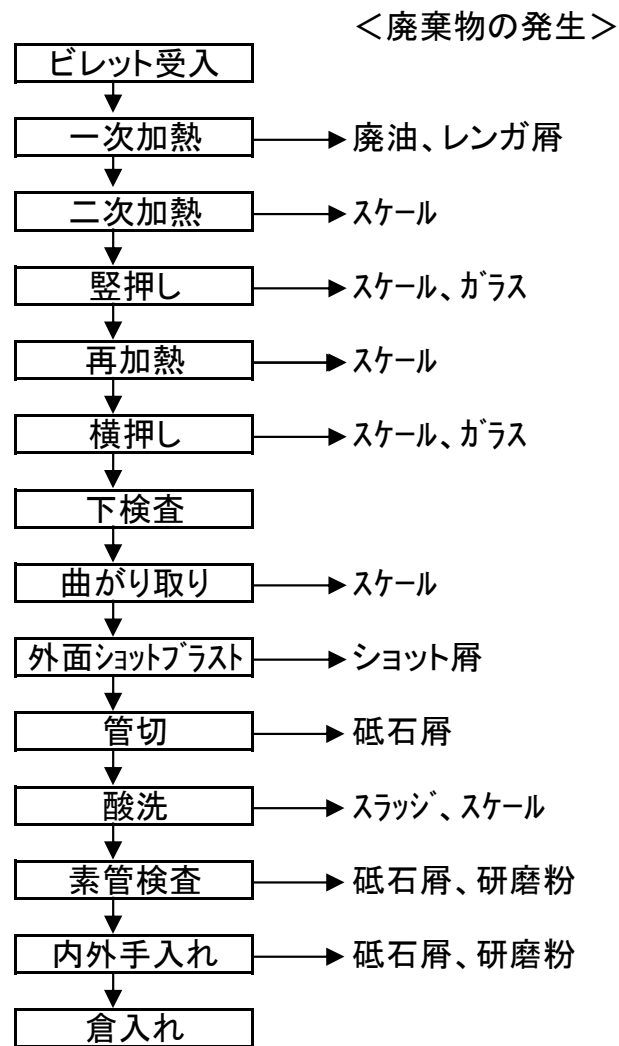
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙の通り
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>低濃度PCB廃棄物について計画的に処理を実施。 鋼管のデスケール工程で使用する弗硝酸の使用量把握及び排出量削減検討。 鋼管の脱脂工程で使用するホメザリンの使用量把握及び排出量削減検討。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2691.11	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>2014年9月より、電子マニフェスト化率100%で運用開始。 今後も継続して電子マニフェスト化率100%で運用を行う。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

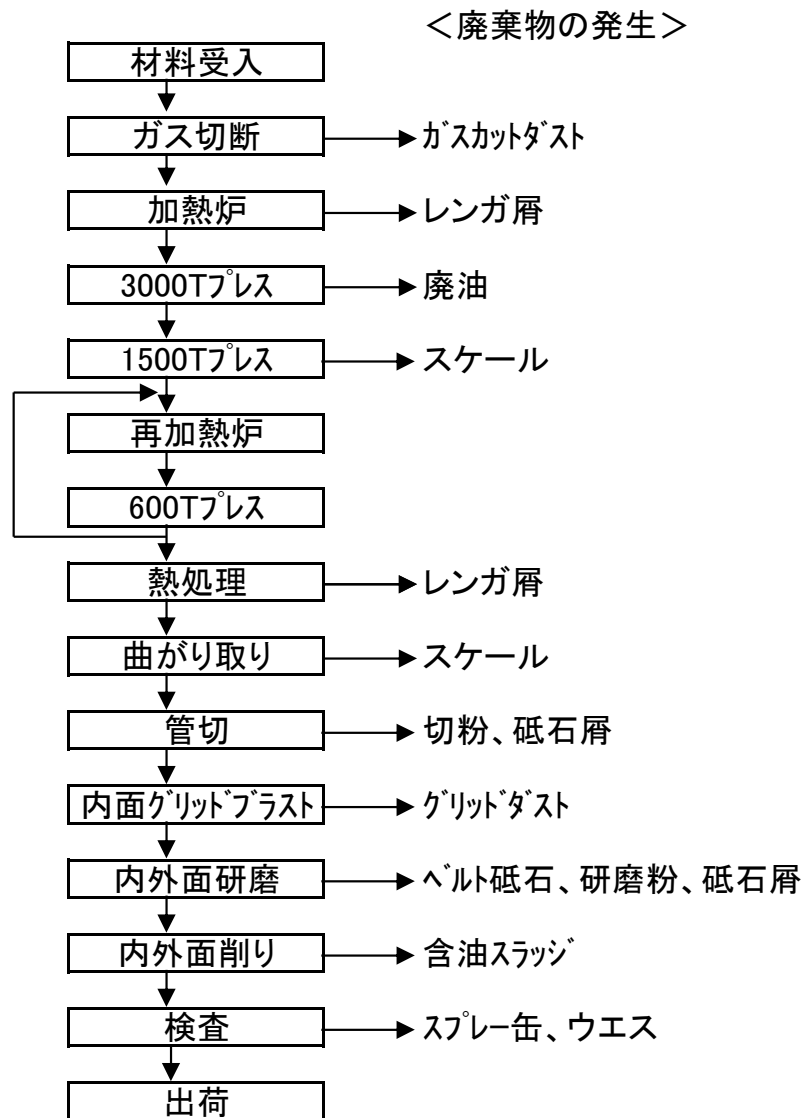
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

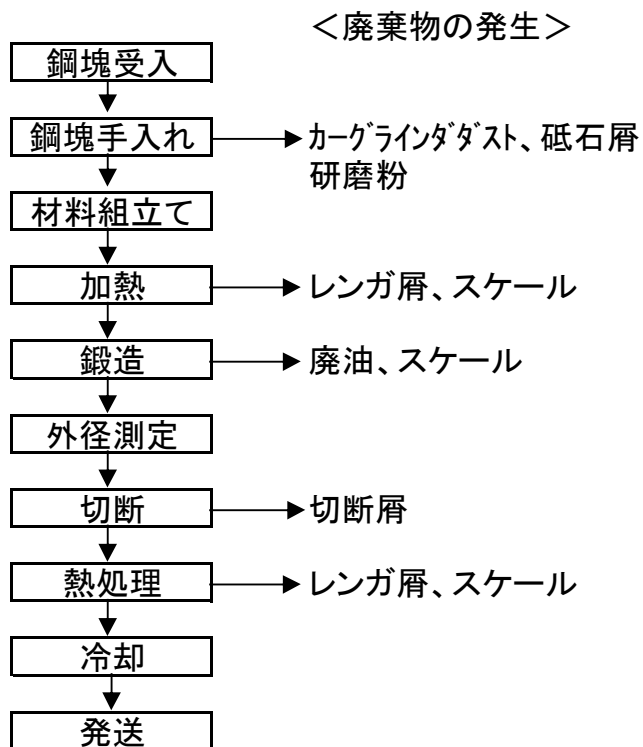
尼崎熱間製管工場(熱押課) 製造工程フロー図(図1)



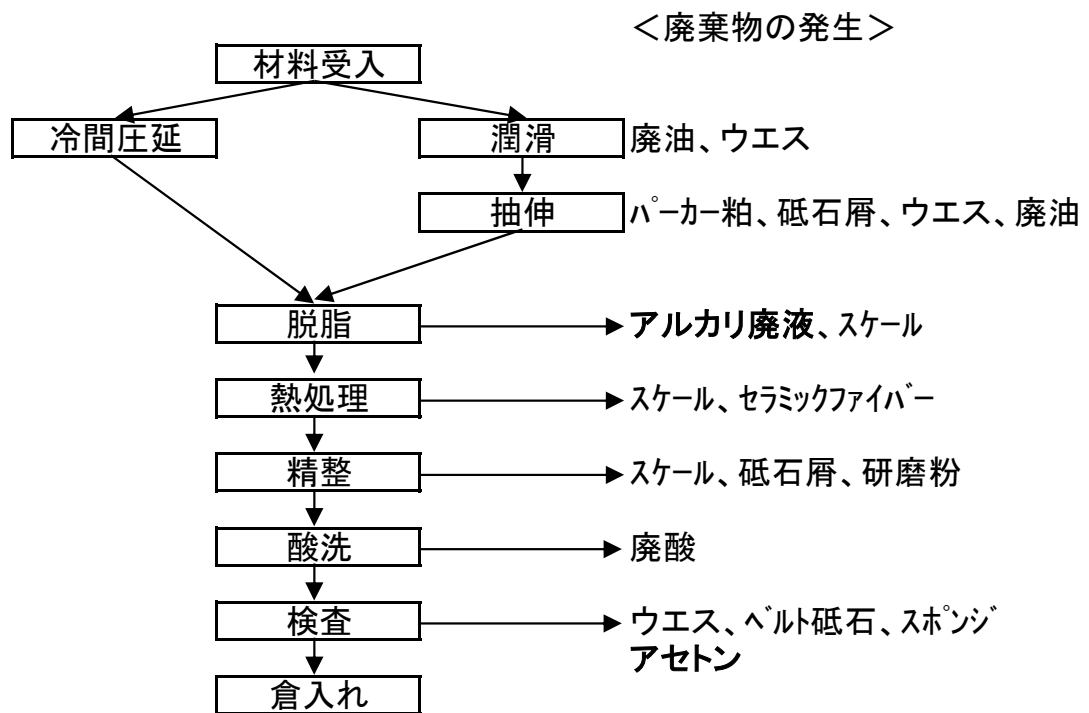
尼崎熱間製管工場(鍛造管課) 製造工程フロー図(図2)



尼崎熱間製管工場(鍛造管課 高速鍛造機)
製造工程フロー図(図3)



尼崎冷間中径管工場及び 尼崎冷間小径管工場 製造工程フロー図(図4)



廃棄物処理工程図(図6)

発生源	種類	廃棄物	委託処理	委託処分
フィルタープレス	汚泥	廃酸スラッジ	—	埋立処分
各室工場	汚泥	廃乾電池	焼却	—
各工場	ガラス、陶磁器屑	レンガ屑	—(有価物化)	
尼崎熱間製管工場(熱押課)	ガラス、陶磁器屑	ガラス屑	—	埋立処分
各工場	ガラス、陶磁器屑	砥石屑、スレート	—	埋立処分
各室工場	ガラス、陶磁器屑	蛍光灯、水銀灯	破碎—分別リサイクル	—
各工場	鋳さい	廃サンド	—	埋立処分
各室工場	がれき類	がれき類	—	埋立処分
尼崎冷間小径管工場	廃油	圧延油、含油汚泥	焼却	—
診療所	廃アルカリ	現像液	焼却	—
各室工場	廃プラ	廃プラスチック類	破碎—焼却	—
各工場	木屑	解体木屑	破碎—熱回収	—

< 図7 日本製鉄株式会社 全社組織図 >

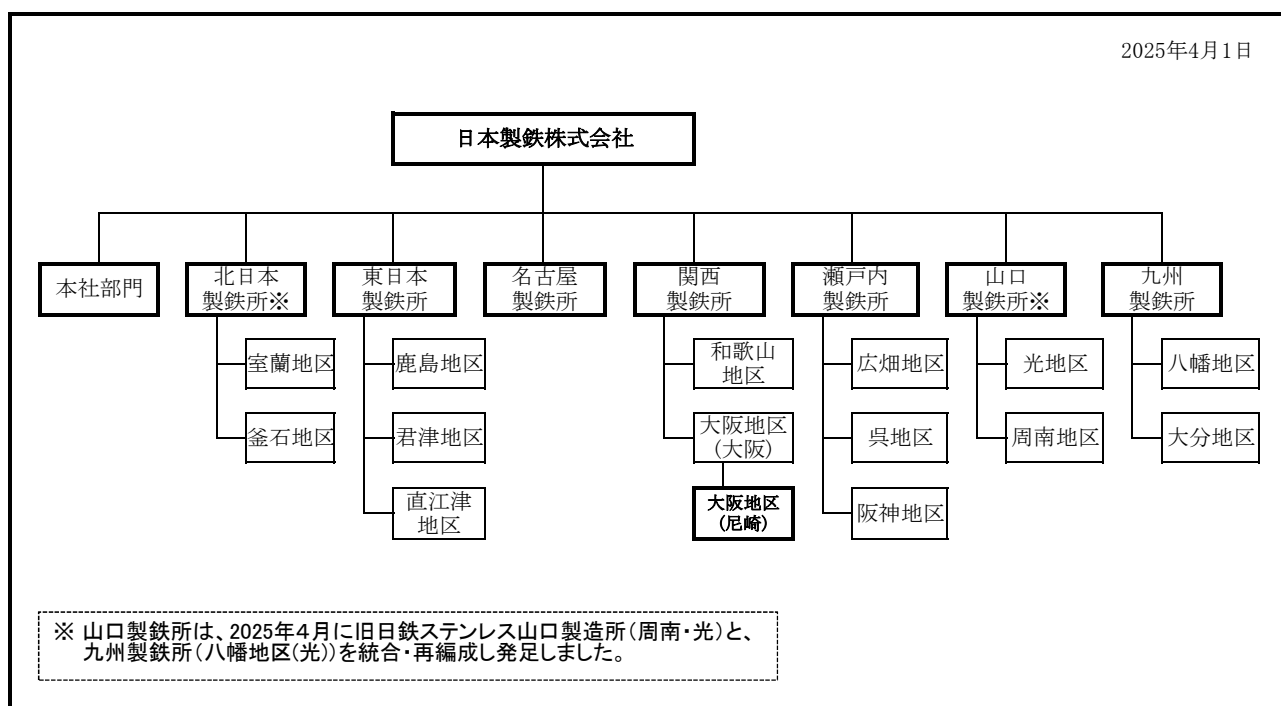
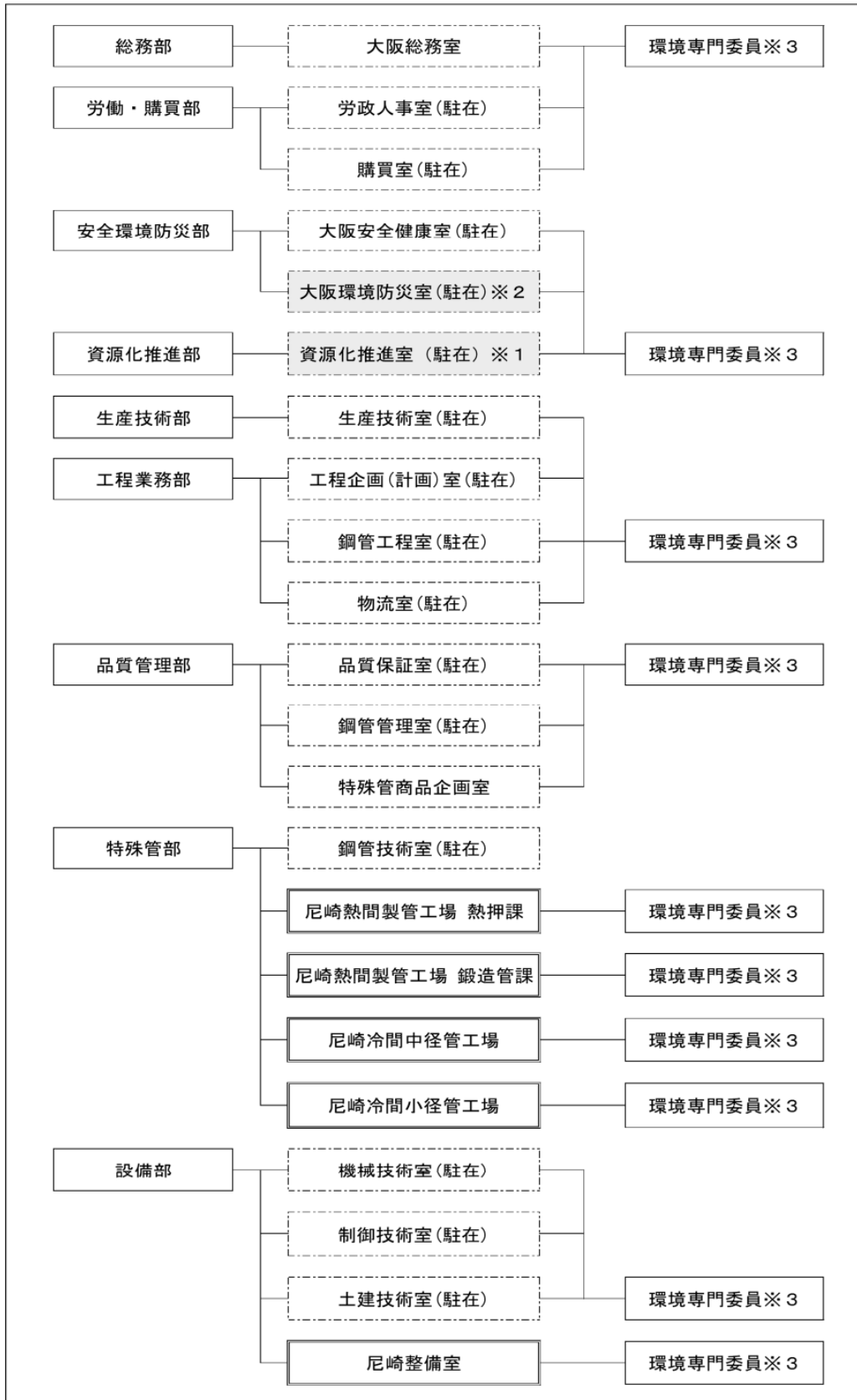


図8 日本製鉄株式会社 関西製鉄所 大阪地区(尼崎) 組織図
(注)関係外の組織は省略



『産業廃棄物の処理に係る管理体制』

※1. 資源化推進室

- (1) 主幹(大阪地区統括)：廃棄物処理責任者(本社報告総括)
- (2) 同上：廃棄物処理担当者(廃棄物管理・行政報告・処理契約・排出管理等)

※2. 大阪環境防災室

- (1) 主査：特別管理産業廃棄物管理責任者

※3. 環境専門委員

- (1) 各所属：1名選出(廃棄物管理・分別廃棄確認パトロール/環境保全活動・環境管理月度報告)

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 7日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市丸島町32番地

氏名 日本ヒューム株式会社 尼崎工場 工場長 窪田 充

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6416-4201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 日本ヒューム株式会社 尼崎工場

事業場の所在地 尼崎市丸島町32番地

計画期間 令和 7年4月1日～令和 8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 コンクリート製品製造業

②事業の規模 延べ面積 66,000m²

③従業員数 31人

④産業廃棄物の一連の処理の工程 以下 別紙参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	排出量	1579 t	2029 t	128 t	3 t
(これまでに実施した取組) 汚泥の削減、ガラス陶磁器くずの削減 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず(パレット)）の削減					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	排出量	1575 t	2025 t	125 t	3 t
(今後実施する予定の取組) 汚泥削減の促進、ガラス陶磁器くずの削減 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず(パレット)）削減の促進					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥・ガラス・陶磁器くず・管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず(パレット)）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし				
	【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし				
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 特になし					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 特になし					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った	0 t	0 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 特になし					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った	0 t	0 t	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 特になし					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類）	0300 廃油
	全処理委託量	1579 t	2029 t	128 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1579 t	2029 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	3 t
（これまでに実施した取組） 再生利用業者への処理委託済み					

【目標】				
産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類)	0300 廃油
全処理委託量	1575 t	2025 t	125 t	3 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1575 t	2025 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	3 t
②計画	(今後実施する予定の取組) 再生利用業者への処理委託済み			
※事務処理欄				

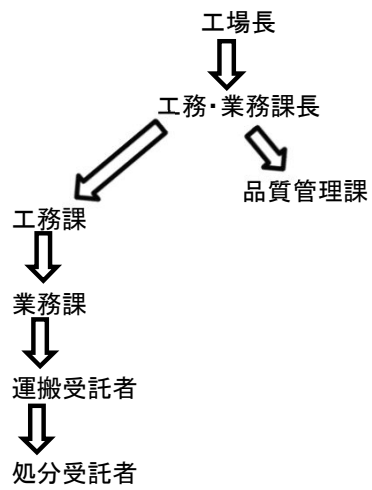
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

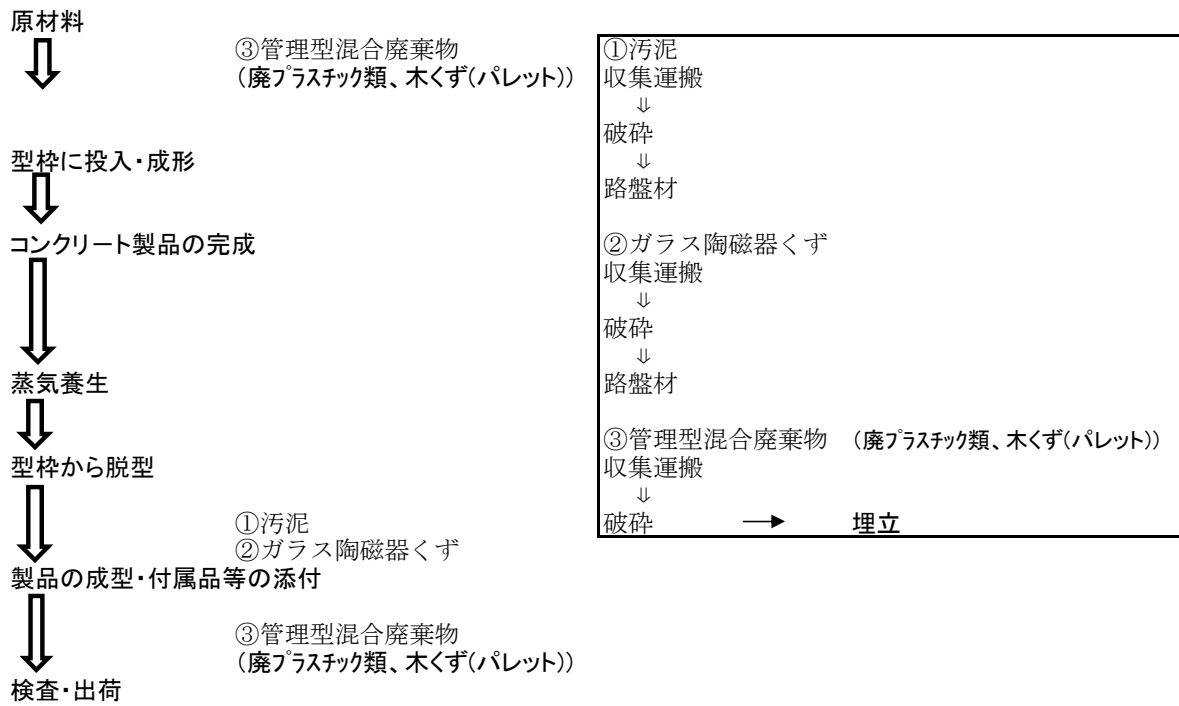
○産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

担当部署：工務課

連絡先：06-6416-4201



○産業廃棄物の一連の処理の工程



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 28 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県西宮市山口町金仙寺1655-4

氏名 福洋商事株式会社 代表取締役 曹 洋

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 078-907-5006

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	福洋商事株式会社 阪神西営業所
--------	-----------------

事業場の所在地	兵庫県尼崎市南初島町15番地
---------	----------------

計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで
------	-------------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	5363 非鉄金属スクラップ卸売業
--------	-------------------

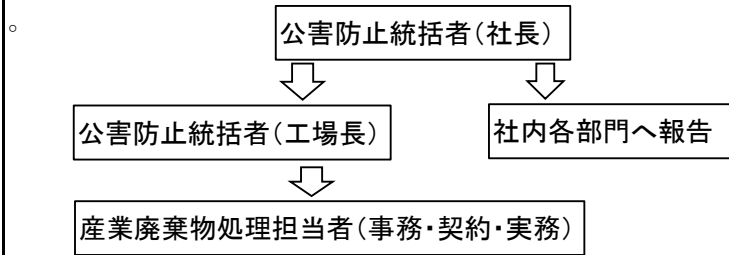
②事業の規模	非鉄金属年間取扱量3500 t
--------	-----------------

③従業員数	6人
-------	----

④産業廃棄物の一連の処理の工程	電線屑破砕機→寸法切断・断面処理→廃プラスチック（廃棄物）
-----------------	-------------------------------

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	排出量	1631.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 破砕機を使用し、廃棄物と再利用可能な物を綺麗に分別する。また、発生した廃棄物（廃プラスチック）を一部自社でペレットし、再生利用を積極的に行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	排出量	1350.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取組みを継続的に実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックををフレコン詰めし、保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組みを継続的に実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	70.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし（別の事業所）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	150.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし（別の事業所）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	全処理委託量	1561.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 再生利用業者へ処理委託を行った		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック類	
	全処理委託量	1200.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続的に実施		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 24日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市高田町6番1号

氏名 富士フィルム和光純薬株式会社
大阪工場長 柿沢政彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6499-1501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士フィルム和光純薬株式会社 大阪工場
事業場の所在地	尼崎市高田町6番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1697 試薬製造業
②事業の規模	1,432,393万円 (令和6年実績)
③従業員数	370名 (令和7年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ①社内教育や啓蒙活動による特別管理産業廃棄物排出量の抑制。 ②産業廃棄物処理委託業者変更による再生利用業者への委託量増加。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ①排水処理槽汚泥の減少に伴う、特別管理産業廃棄物排出量の抑制。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排水処理槽の清掃で滞留汚泥と上澄み液を一緒に有害汚泥として委託していた。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産廃契約を見直し、上澄み液を廃酸、滞留汚泥を有害汚泥として分別することにより特管産廃の抑制に努める

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理委託業者との新規契約によるリサイクル率の向上。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	t t
	再生利用業者への処理委託量	—	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t t
(今後実施する予定の取組) 産廃契約を見直し、上澄み液を廃酸、滞留汚泥を有害汚泥として分別することにより特管産廃の抑制に努める			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	— t	
(今後実施する予定の取組等) —			
※事務処理欄			

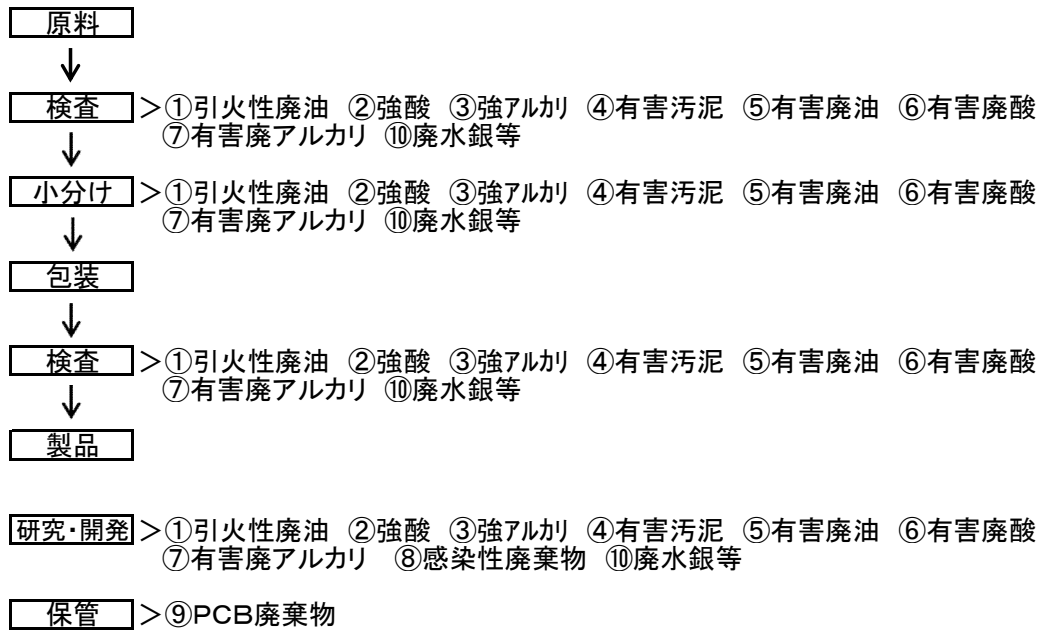
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

○特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



①引火性廃油 ②強酸 ③強アルカリ

収集運搬<委託: 尼崎ドラム缶工業株>⇒焼却<委託: 株)パルテック>
⇒焼却残渣は管理型処分場に埋立処分<委託: 大阪湾広域臨海環境整備センター>

①引火性廃油

収集運搬<委託: ジャパンウェイスト(株)>⇒焼却<委託: ジャパンウェイスト(株)>
⇒燃焼炉で発生する熱は熱回収を行い、発電設備にて再利用(認定外業者)

①引火性廃油

収集運搬<委託: 株)ダイセキ>⇒燃料化<委託: 株)ダイセキ>
⇒委託廃液は、エマルジョン燃料として再利用<再利用先: 住友大阪セメント株)>

①引火性廃油

収集運搬<委託: 松田産業株)>⇒燃料化<委託: 光和精鉱株)>
⇒委託廃液は、ペレット製造又はセメント原料の製造工程の原燃料として再利用

④有害汚泥 ⑥有害廃酸 ⑦有害廃アルカリ

収集運搬<委託: ジャパンウェイスト(株)>⇒凝集沈殿<委託: ジャパンウェイスト(株)>
⇒脱水汚泥はマテリアルリサイクルとして再利用<委託: 光和精鉱株)>

⑤有害廃油

収集運搬<委託: ジャパンウェイスト(株)>⇒焼却<委託: ジャパンウェイスト(株)>
⇒焼却残渣はマテリアルリサイクルとして再利用<委託: 光和精鉱株)>

⑧感染性廃棄物

収集運搬<委託: ジャパンウェイスト(株)>⇒焼却<委託: ジャパンウェイスト(株)>
⇒焼却残渣は管理型処分場に埋立処分<委託: ひびき灘開発株)>

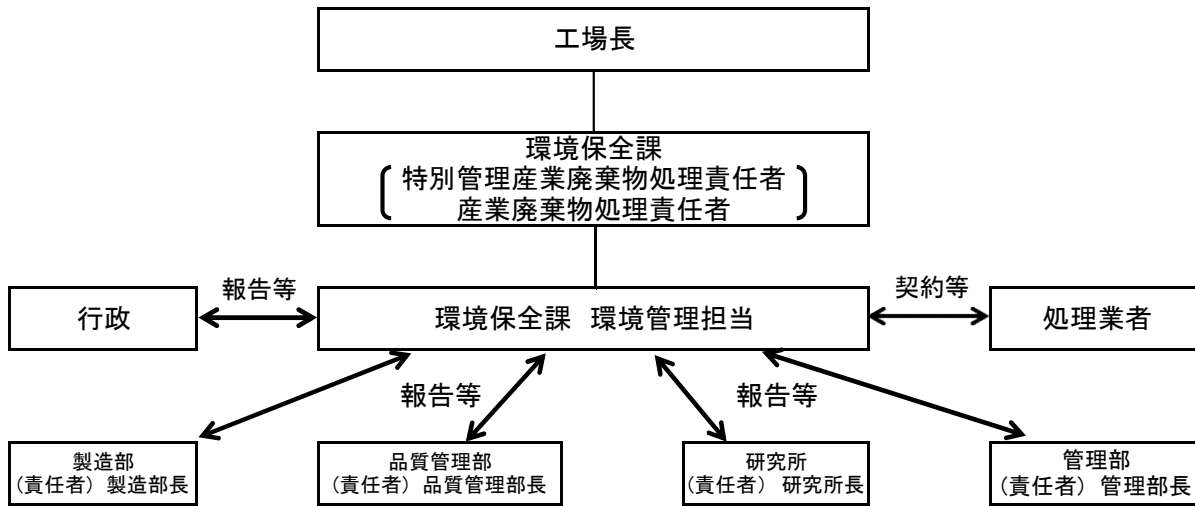
⑨PCB廃棄物

収集運搬<委託: 丸両自動車運送>⇒焼却<委託: 光和精鉱株)>
⇒分解残渣はマテリアルリサイクルとして処分<委託: 光和精鉱株)>
⇒焼却残渣は管理型処分場に埋立処分<委託: ひびき灘開発株)>

⑩廃水銀等

収集運搬<委託: ジャパンウェイスト(株)>⇒培焼<委託: 野村興産株)>
⇒培焼残渣は管理型処分場に埋立処分<委託: 野村興産株)>

産業廃棄物の処理に係る管理体制の事項
(管理体制図)



※分担

環境保全課(担当:環境管理担当)

- ・工場内マテリアルフローの把握、総合的な廃棄物減量計画の立案
- ・工場内の廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整、行政への報告
- ・処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、引渡し、適正処理の確認
- ・工場内排出部署への関係法令等の教育、啓発、指導監督

製造部、品質管理部、研究所、管理部(担当:全部署)

- ・排出部署内の産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・排出部署内の課員への分別方法等の周知

特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項

○現状 前年度(令和6年度実績)

産業廃棄物の種類	排出量(t)
引火性廃油	21.08
強酸	10.85
強アルカリ	5.79
有害汚泥	15.10
有害廃油	0.16
有害廃酸	0.26
有害廃アルカリ	0.17
感染性廃棄物	0.01
廃水銀等	0.01
PCB廃棄物	0.03
合計	53.452

○計画 目標

産業廃棄物の種類	排出量(t)
引火性廃油	21.08
強酸	10.85
強アルカリ	5.79
有害汚泥	7.55
有害廃油	0.16
有害廃酸	0.26
有害廃アルカリ	0.17
感染性廃棄物	0.01
廃水銀等	0.01
PCB廃棄物	0.00
合計	45.87

特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項

○現状 前年度(令和6年度実績)

産業廃棄物の種類	全排出量(t)	処理委託先			
		優良認定処理事業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
引火性廃油	21.08	21.08	12.40	0.00	0.37
強酸	10.85	10.85	0.00	0.00	0.00
強アルカリ	5.79	5.79	0.00	0.00	0.00
有害汚泥	15.10	15.10	0.00	0.00	0.00
有害廃油	0.16	0.16	0.00	0.00	0.16
有害廃酸	0.26	0.26	0.00	0.00	0.00
有害廃アルカリ	0.17	0.17	0.00	0.00	0.00
感染性廃棄物	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00
廃水銀等	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00
PCB廃棄物	0.03	0.03	0.03	0.00	0.00

○計画 目標

産業廃棄物の種類	全排出量(t)	処理委託先			
		優良認定処理事業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
引火性廃油	21.08	21.08	12.40	0.00	0.37
強酸	10.85	10.85	0.00	0.00	0.00
強アルカリ	5.79	5.79	0.00	0.00	0.00
有害汚泥	7.55	7.55	0.00	0.00	0.00
有害廃油	0.16	0.16	0.00	0.00	0.16
有害廃酸	0.26	0.26	0.00	0.00	0.00
有害廃アルカリ	0.17	0.17	0.00	0.00	0.00
感染性廃棄物	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00
廃水銀等	0.012	0.012	0.00	0.00	0.00
PCB廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 9日

尼崎市長 殿

提出者

住所 大阪府中央区道修町4-5-13

氏名 藤本化学製品株式会社
代表取締役 藤本 和将

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6201-1681

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤本化学製品株式会社 金楽工場
事業場の所在地	尼崎市金楽寺町1-2-38
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1651 医薬品原薬製造業
②事業の規模	製造品出荷額 279,700万円 (令和6年度実績)
③従業員数	96人 (令和7年6月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	排出量	424.37 t	29.20 t
	（これまでに実施した取組） 製造工程の改良により、原料使用量を低減したことで廃棄物発生量を削減した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	排出量	424.37 t	29.20 t
	（今後実施する予定の取組） 現状と同様、製造工程又は製造に係る設備から発生する全ての廃液について、積極的に削減検討を行い、廃棄物発生量を低減する。 目標とする排出量については、近年の生産状況から開発品の品目数が増加傾向にあり、生産スケールならびにバッチ数が未知であるため現状維持とするが、当社の環境方針ならびに環境マニュアルにもとづき、廃棄物発生量の削減についての活動を推進する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 排出した引火性廃油については、内容物を細分化した。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状と同様、排出した引火性廃油については、内容物の細分化を徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
（今後実施する予定の取組） 該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油（有害）
	全処理委託量	424.37 t	29.20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	424.37 t	29.20 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 排出した引火性廃油については、内容物を細分化することで優良認定処理業者への処理委託を可能にした。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 (有害)
	全処理委託量	424.37 t	29.20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	424.37 t	29.20 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現状と同様、製造工程又は製造に係る設備から発生する全ての廃液について、積極的に削減検討を行い、廃棄物発生量を低減する。 目標とする排出量については、近年の生産状況から開発品の品目数が増加傾向にあり、生産スケールならびにバッチ数が未知であるため現状維持とするが、当社の環境方針ならびに環境マニュアルにもとづき、廃棄物発生量の削減についての活動を推進する。 排出した引火性廃油については、内容物を細分化し、優良認定処理業者への処理委託を実施する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和 6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	453.57	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年4月より電子マニフェスト導入済み。</p>		
※事務処理欄			

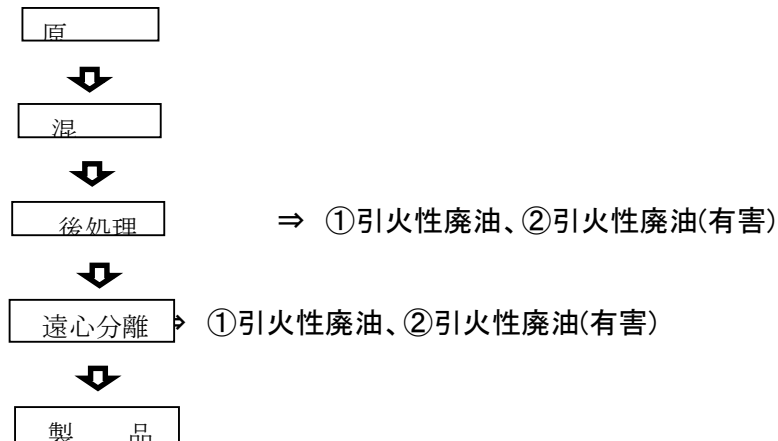
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



①引火性廃油

- ・収集運搬(委託:株)パルテック)→ 燃焼(株)パルテック)
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分
- ・収集運搬(委託:株)パルテック)→ 燃焼(光和精鋳)又は再生利用
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分、
一部は、ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用
- ・収集運搬(委託:藤沢環境開発(株))→ 燃焼(光和精鋳)又は再生利用
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分

②引火性廃油(有害)

- ・収集運搬(委託:株)パルテック)→ 燃焼(光和精鋳)
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分、
- ・収集運搬(委託:藤沢環境開発(株))→ 燃焼(光和精鋳)
→ 燃焼残さは管理型処分場に埋立処分

別紙2

○特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括公害防止管理者	工場長
廃棄物担当	総務G、工務G、品質管理G、製造 I G、製造 II G、研究開発Gの各グループ員
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・関連設備の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他に関する事項
管理体制図	<pre> graph TD A[代表取締役社] --> B[環境管理責任者] B --> C[工場長(統括公害防止管理)] C --> D[金楽工場] C --> E[研究所] D --> F[総務G] D --> G[工務G 廃棄物担] D --> H[品質管理] D --> I[製造 I G] D --> J[製造 II G] E --> K[研究開発] </pre>

特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物を業者に委託する場合、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 廃液の発生、処理について次に掲げる事項を実施する。
 - ・発生抑制
発生抑制を考慮した製造方法を検討する。
 - ・再生利用
再生利用ルートを確保する。
 - ・その他
処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修を行う。又、外部講習会への参加(特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会等)を進める。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 5日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市西高洲町26-2

氏名 株式会社 丸山工業所
代表取締役社長 丸山 起世志

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6416-3500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 丸山工業所
事業場の所在地	尼崎市西高洲町26-2
計画期間	令和 7年4月1日～令和 8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2119 その他のガラス・同製品製造業
②事業の規模	製品出荷額 14.8億円 （令和6年度実績）
③従業員数	99名 （令和7年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 0200汚泥：現場の薬品使用量を削減する事により汚泥の発生量を抑制する取り組みを実施 自動薬品投入による安定化	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) ・上記項目を継続的に実施	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・0200汚泥:建屋内にホッパー内で保管 ・0600廃プラスチック類:専用カゴ内に保管 ・0600廃プラスチック類:梱包用のPEフィルムをリサイクルしている専用のフレコンバックに保管 ・1200金属くず 専用の置き場に保管 ・2500水銀使用製品産業廃棄物 (ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類) : 専用箱に保管 ※それぞれの廃棄保管場所を分ける事により混在を防ぐ
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記取り組みを継続的に実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	
(これまでに実施した取組) ・0200汚泥：フィルタープレスのろ布を定期的に交換する事により汚泥の含水率を安定させる。(含水率の低下)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	
(今後実施する予定の取組) ・上記取り組みを継続的に実施			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量		t t
	再生利用業者への処理委託量		t t
	認定熱回収業者への処理委託量		t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t t
	(これまでに実施した取組) 0600廃プラスチック類:全量を再生利用業者へ処理委託を行った		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取り組みを継続的に実施		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

別紙

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

■産業廃棄物の一連の処理の工程

製造工程	②0600廃プラスチック類 ③1200金属くず
↓	④2500水銀使用製品産業廃棄物（ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類）
洗浄排水・加工廃液	
↓	
排水処理	①0200汚泥 ②0600廃プラスチック類
	④2500水銀使用製品産業廃棄物（ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類）

①0200汚泥

収集・運搬（委託：(株)ジェイポート）→埋め立て（委託：大阪湾広域臨海環境整備センター）

②0600廃プラスチック類

収集・運搬（委託：(株)ジェイポート）→破碎（委託：(株)ジェイポート）→燃料として再利用

③1200金属くず

収集・運搬（委託：(株)ジェイポート）→分別・リサイクル（委託：(株)ジェイポート）

④2500水銀使用製品産業廃棄物（ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類）

収集・運搬（委託：(株)ジェイポート）→破碎及び水銀回収による再資源化（委託：(株)ジェイエムアール）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
排出量	1155	83	1238

②計画 目標 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
排出量	1120	80	1200

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	0

②計画 目標 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0

②計画 目標 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0

②計画 目標 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績 単位：t（トン）

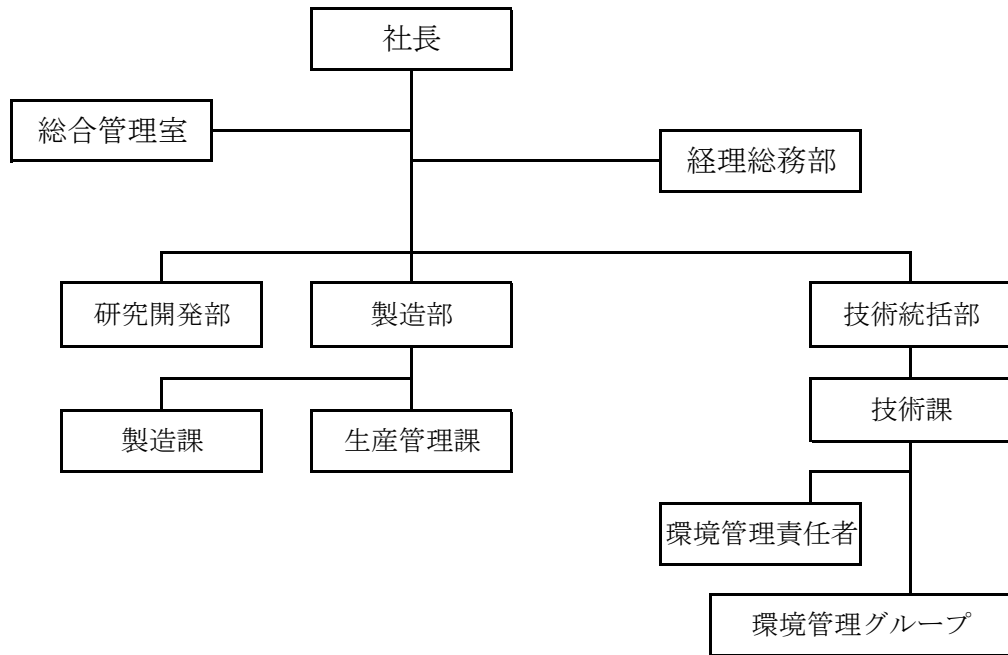
産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
全処理委託量	1155	83	1238
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0
再生処理業者への処理委託量	0	83	83
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0

②計画 目標 単位：t（トン）

産業廃棄物の種類	0200汚泥	0600廃プラスチック類	合計
全処理委託量	1120	80	1200
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0
再生処理業者への処理委託量	0	80	80
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0

管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



部門/役職	役割	取得資格
代表取締役社長	最高責任者	産業廃棄物中間処理施設技術管理者
環境管理責任者 (技術課)	環境活動統括責任者	
環境管理グループ	排水排気処理担当 排水排気処理施設及び 汚泥処理施設の管理	
環境管理責任者 (技術課)	環境管理対策及び 各部署の総括管理	
製造部	製造工程管理	
取締役工場長	工程薬品使用改善活動	公害防止管理者 水質2種 特別管理産業廃棄物管理責任者
生産管理課	産業廃棄物の排出担当	
経理総務部	事務処理全般	

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 23 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎東海岸町9番地
 三菱ケミカル物流株式会社 尼崎油槽所
 氏名 槽所 所長 和田 仁
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 06-6409-1521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱ケミカル物流株式会社 尼崎油槽所
--------	--------------------

事業場の所在地	兵庫県尼崎東海岸町9番地
---------	--------------

計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
------	----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	4711 倉庫業
②事業の規模	入出庫・保管額等 (1, 430百万円 2024年度実績)
③従業員数	31名 (2025年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	① タンク出荷 (製品) ↓ ② 残液 (引火性廃油、強アルカリ) ② 引火性廃油、強アルカリ 収集運搬委託→中間処理委託 (混合調整・焼却) →エマルジョン燃料化しセメント会社で最終処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	排出量	57.91 t	3.91 t
	(これまでに実施した取組) ・タンクから払出できなくなった残液を、ローリーで回収し販売するよう荷主と協議する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	排出量	30.00 t	2.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・荷主と協議し、できる限り製品化し排出量を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・タンク、ドラム別に分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続きタンク、ドラム別に分別を行っていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	全処理委託量	57.91 t	3.91 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・タンクから払出できなくなった残液を、ローリーで回収し販売するよう荷主と協議し、排出量削減に取り組む。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	全処理委託量	30.00 t	2.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷主と協議し、できる限り製品化し排出量を抑制する。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	61.81	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>平成31年4月より電子マニフェストで報告開始</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び職務分担内容

	統括責任者	尼崎油槽所 所長
	廃棄物担当	業務課 課長 業務課 担当 管理課 担当 油槽課 担当
役割	環境管理責任者	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○油槽所の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用者の調査、選定および管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市塚口本町八丁目1番1号

氏名 三菱電機株式会社 伊丹製作所
所長 橋本 孝治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 070-7823-8393

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱電機株式会社 伊丹製作所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2913 電力開閉装置製造業 2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
②事業の規模	別紙のとおり
③従業員数	3,400人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(これまでに実施した取組)		
<p>廃プラスチック類、木屑ともに購入品の梱包材のため、梱包材料の通り化を進めている。 廃アルカリ・廃油については、設備更新に伴う処理の為、増減した。</p>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>発泡スチロールの減溶を実施し廃棄物から有価物への移行を実施。 木箱(枠)については引き続き通り化を進めていく。 購入品搬入の木製パレットについてはできる限りメーカー返却を進めていく。 梱包材の一部を原材料または燃料化として売却を進めている。 設備更新に伴い、廃液処理を計画しており、目標としては増加となる。</p>			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>梱包材の分別を推進。 木くずの廃棄方法の指導(付着物の分別) 廃プラ付着により有価→産廃となる傾向で部門に対する分別指導の実施</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>廃プラの分別を細分化し従業員への指導を行い、排出部門での分別による有価物への推進を図る。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(これまでに実施した取組) マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル可能な業者への委託を継続する。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
(今後実施する予定の取組)			
マテリアルリサイクル，サーマルリサイクル可能な業者への委託を継続する。 梱包材の一部を原材料または燃料化として売却を進めている。 昨年度はコロナ禍により海外調達品の入荷が減ったため処理量が減少した。引き続き海外調達品増加が見込まれる為、木くず・梱包材目標値に変更はなし。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット・パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木くず)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	合計
排出量	34.0 t	45.0 t	0.6 t	99.0 t	398.0 t	531.0 t	0.0 t	0.5 t	1108.1 t

② 計画 【目標】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず (パレット・パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木くず)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	合計
排出量	40.0 t	130.0 t	3.0 t	30.0 t	530.0 t	770.0 t	18.0 t	2.0 t	1523.0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	該当なし
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	

② 計画 【目標】

産業廃棄物の種類	該当なし
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	該当なし
自ら熟回収を行った産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	

② 計画 【目標】

産業廃棄物の種類	該当なし
自ら熟回収を行う産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	該当なし
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	

② 計画 【目標】

産業廃棄物の種類	該当なし
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	

1. 会社の概要

(1) 会社名

三菱電機株式会社

(2) 資本金

175,820百万円

(3) 従業員数

138,700人(連結)

2. 当該事業所において現に行っている事業の概要

(1) 従業員数

2400人(伊丹製作所分) 1000(系統変電システム製作所)

(2) 製造品出荷額等

800億円/年(伊丹製作所分) 300億円/年(系統変電システム製作所)

(3) 製造概要

伊丹製作所では、鉄道車両用電気品（主電動機，推進制御装置，保安装置等）の製造を行っている。

同じ構内にある系統変電システム製作所では、電力用開閉装置の製造を行っている。

(4) 製造等フローシート

図1～4参照

(5) 工場配置図

図5参照

(6) 事業展望

車両用電機品は、鉄道輸送が環境負荷の少ない輸送方法であることから国内外で新規路線の建設，新型車両への更新が進められており新幹線等の高速車両，地下鉄車両等向けの機器の製造が増加している。

電力用開閉装置は、中国等において社会インフラである送配電網の整備が進められており堅調な需要が継続している。

(7) 廃棄物フロー図

図6参照

(8) 連絡先

担当者：三菱電機株式会社 伊丹製作所 生産システム部 環境施設課

電話番号：06-6497-8279

3. 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

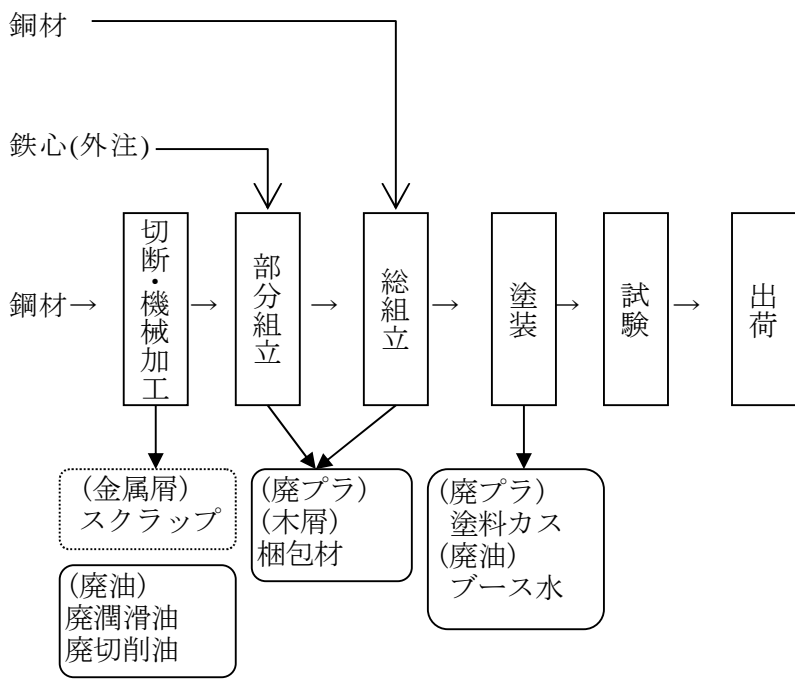


図 1. 車両用電動機製造フローシート

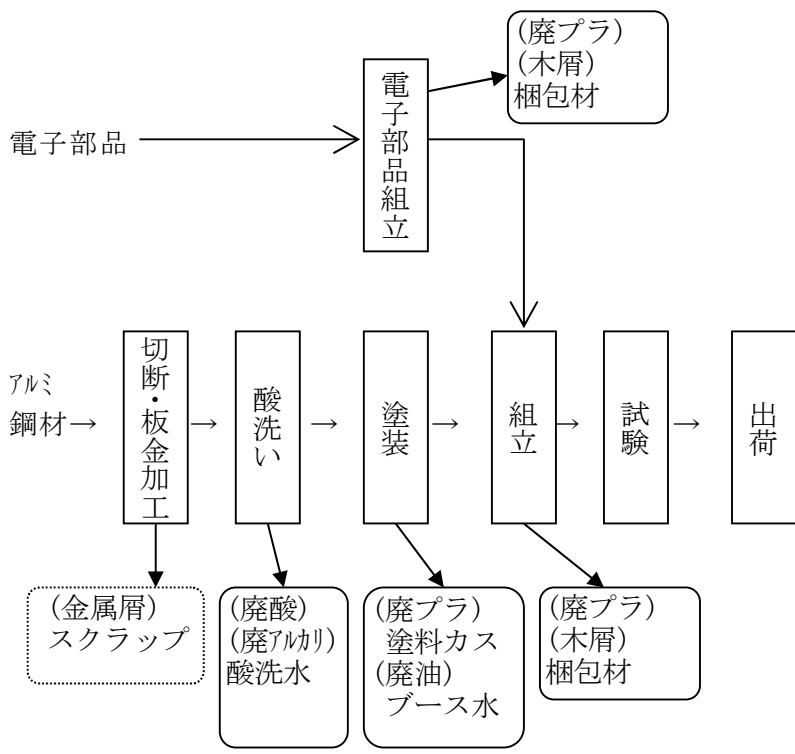


図 2. 車両用推進制御装置製造フローシート

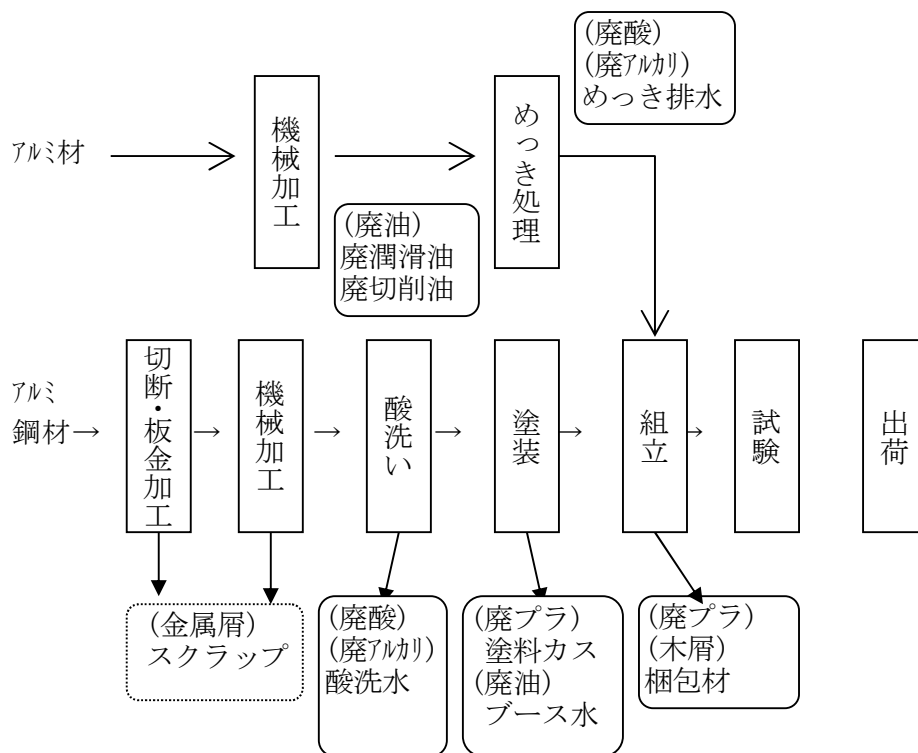


図 3. 電力用開閉装置製造フローシート(溶接品の場合)

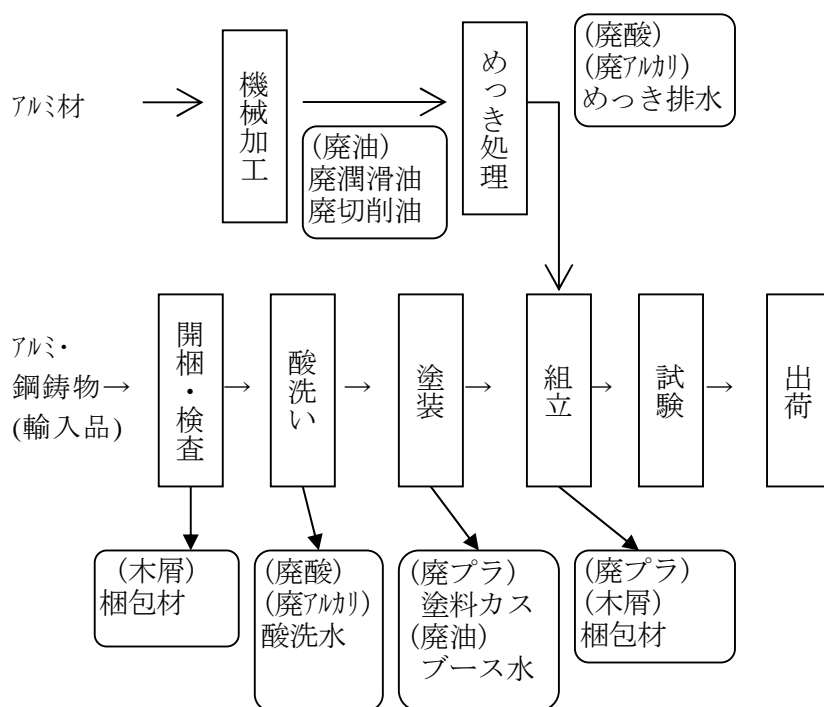


図 4. 電力用開閉装置製造フローシート(鋳物品の場合)

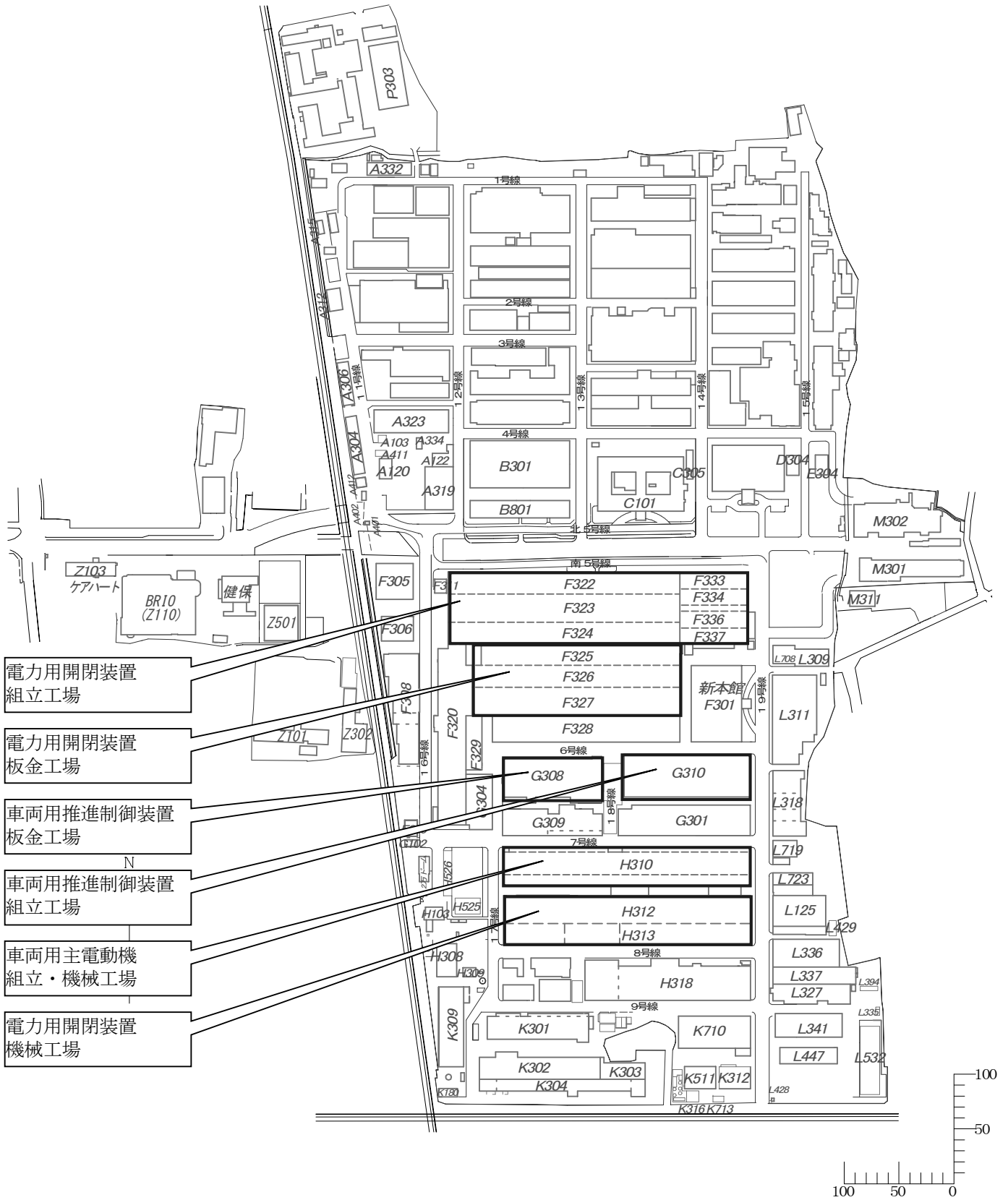


図 5. 工場配置図

発生源	廃棄物	処理・処分
組立工程 (購入品受入)	(0600 廃プラスチック類) 397.8 t	破碎 (343.8 t) →焼却(サーマルリサイクル) 破碎 (34 t) →燃料化(R P F 他) 焼却 (20 t)
	(0800 木屑) 531 t (パレット・パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材)	破碎 (531 t) →再資源化(バイオエタノール燃料) 破碎 (0 t) →再資源化(チップ化)
機械加工工程	(0300 廃油) 45 t 廃潤滑油 廃切削油	油水分離 (25 t) →燃料化 (0 t) 焼却 (20 t) 混練 (0 t) 燃料化
塗装工程	(0200 汚泥) 26 t 塗装ブース汚泥	脱水 (2 t) →セメント原料 (1 t) 焼却他 (23 t)
	(0600 廃プラスチック) 塗料カス 0.2 t	焼却 (0.2 t)
表面処理工程	(0400 廃酸) 0.6 t めっき廃液 酸洗水	中和 (0.6 t) →セメント原料 (0 t)
	(0500 廃アルカリ) 99 t めっき廃液 酸洗水 ブース廃液	中和 (16 t) 焼却他 (83 t)
	(0200 汚泥) 8 t (廃酸, 廃アルカリ, シアン) めっき廃液(汚泥)	中和・脱水 (8 t) →貴金属原料として売却

斜字は自家処理を示す

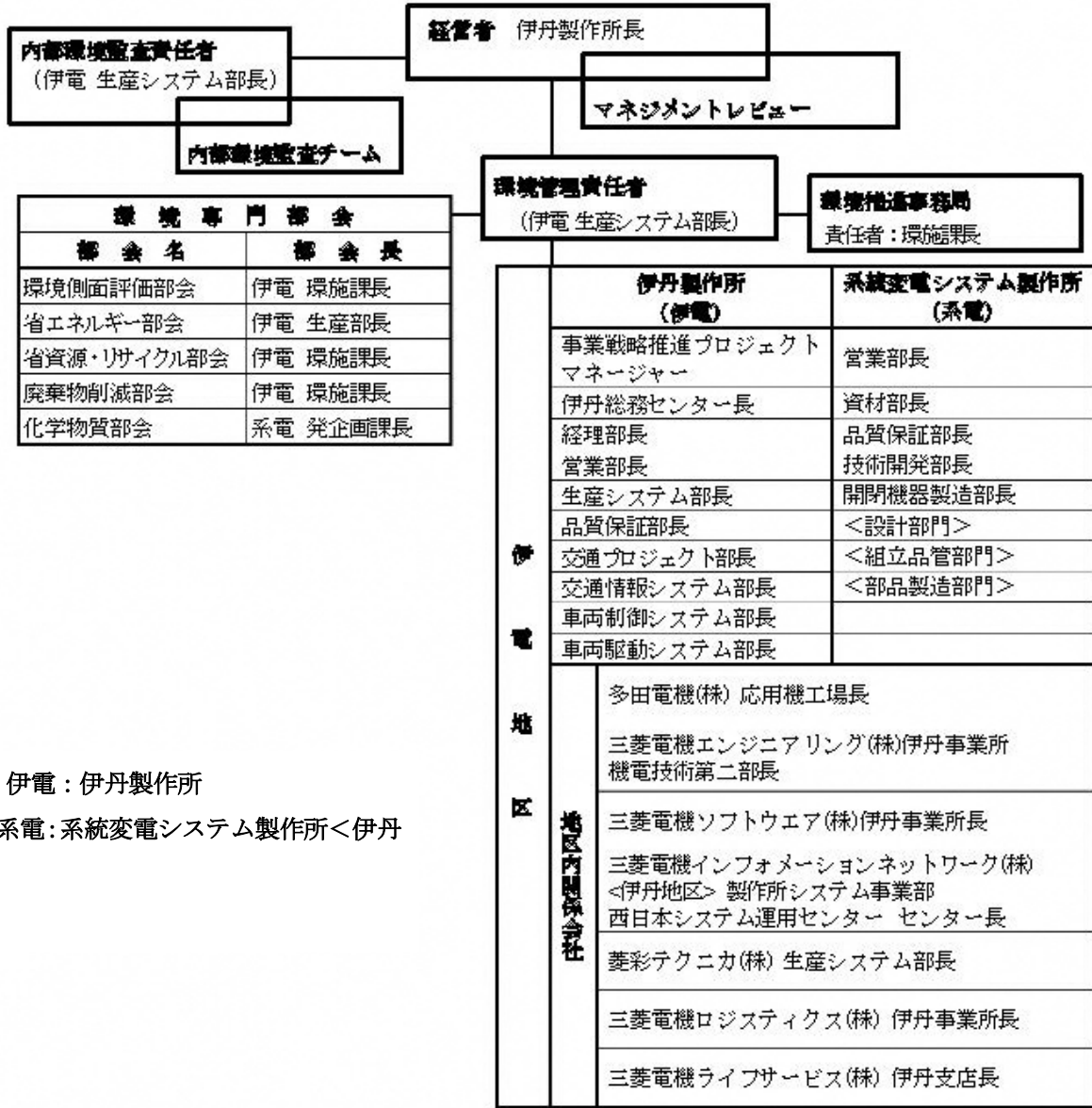
図6. 廃棄物処理フロー図

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：伊丹製作所 職・氏名：所長 橋本 孝治
廃棄物担当	組織名：生産システム部環境施設課 職・氏名：課長 組織人数：5名
廃棄物削減部会	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入時等における新規発生廃棄物の抑制対策の検討 ・構内廃棄物の分別等の管理状態のパトロール
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
廃棄物管理担当課長 (環境施設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員・構内関係会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
部品加工部門課長 (開製一課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設(シアン分解施設)の運転・維持管理状況の把握
<p>廃棄物管理組織</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;"> <p>別紙-2参照</p> </div>	

三菱電機 伊電地区 組織図



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市塚口本町八丁目1番1号

氏名 三菱電機株式会社 伊丹製作所
所長 橋本 孝治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 070-7823-8393

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱電機株式会社 伊丹製作所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2913 電力開閉装置製造業 2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
②事業の規模	別紙のとおり
③従業員数	3,400人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(これまでに実施した取組) PCB機器・汚染物に関しては順次処理を進めており保管品はラベル等により明確化している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組) 低濃度PCB含有機器については、更新計画の推進を行い、無害化処理を順次実施予定 令和8年1月処理完了予定		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB機器・汚染物に関しては順次処理を進めており保管品はラベル等により明確化している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 低濃度PCB含有機器については、更新計画の推進を行い、無害化処理を順次実施予定 令和8年1月処理完了予定

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組) 該当なし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組) 該当なし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(これまでに実施した取組) 高濃度PCB機器処理完了。 低濃度PCB入り機器（絶縁油含む）については、認定事業者であるオオノ開発(株)に委託し無害化処理を実施 汚泥・強酸・強アルカリについては、装置の稼働状況により清掃計画をしているため、処理量に増減が生じる			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(今後実施する予定の取組)			
PCBの漏洩リスク低減のため、筐体を含めた無害化処理の加速を行なう。今後は、大型機器の処理を実施予定。(令和8年1月完了予定)			
強酸・強アルカリについては、設備メンテナンスを計画的に実施しているため、増減があるため、目標値は変更なしとする。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	26.70	t
	(今後実施する予定の取組等)		
高濃度PCB以外の特別管理廃棄物に関しては、電子マニフェスト導入済みであり、今後も継続していく。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7300 感染性廃棄物	7411 廃PCB等	7426 汚泥(有害)	合計
排出量	0.7 t	14.0 t	12.0 t	0.0 t	381.8 t	0.0 t	408.5 t

② 計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ	7300 感染性廃棄物	7411 廃PCB等	7426 汚泥(有害)	合計
排出量	5.0 t	25.0 t	7.0 t	0.0 t	250.0 t	1.0 t	288.0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	

② 計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	

② 計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状 【前年度（令和 6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	

② 計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	

1. 会社の概要

(1) 会社名

三菱電機株式会社

(2) 資本金

175,820百万円

(3) 従業員数

138,700人(連結)

2. 当該事業所において現に行っている事業の概要

(1) 従業員数

2400人(伊丹製作所分) 1000(系統変電システム製作所)

(2) 製造品出荷額等

800億円/年(伊丹製作所分) 300億円/年(系統変電システム製作所)

(3) 製造概要

伊丹製作所では、鉄道車両用電気品（主電動機，推進制御装置，保安装置等）の製造を行っている。

同じ構内にある系統変電システム製作所では、電力用開閉装置の製造を行っている。

(4) 製造等フローシート

図1～4参照

(5) 工場配置図

図5参照

(6) 事業展望

車両用電機品は、鉄道輸送が環境負荷の少ない輸送方法であることから国内外で新規路線の建設，新型車両への更新が進められており新幹線等の高速車両，地下鉄車両等向けの機器の製造が増加している。

電力用開閉装置は、中国等において社会インフラである送配電網の整備が進められており堅調な需要が継続している。

(7) 廃棄物フロー図

図6参照

(8) 連絡先

担当者：三菱電機株式会社 伊丹製作所 生産システム部 環境施設課

電話番号：06-6497-8279

3. 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

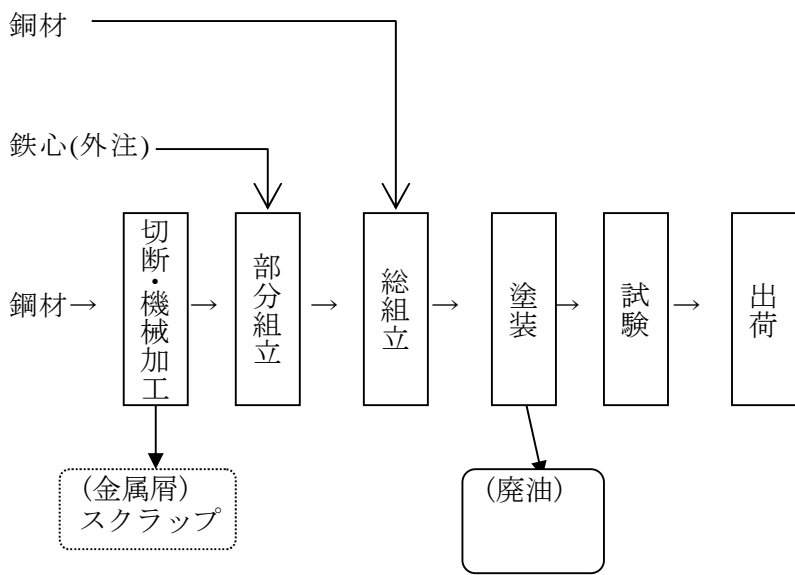


図 1. 車両用電動機製造フローシート

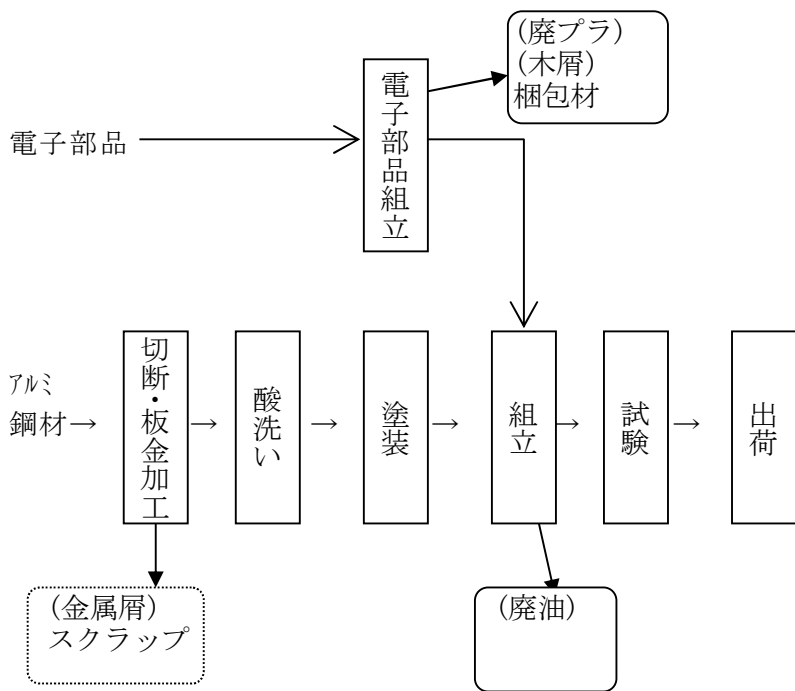


図 2. 車両用推進制御装置製造フローシート

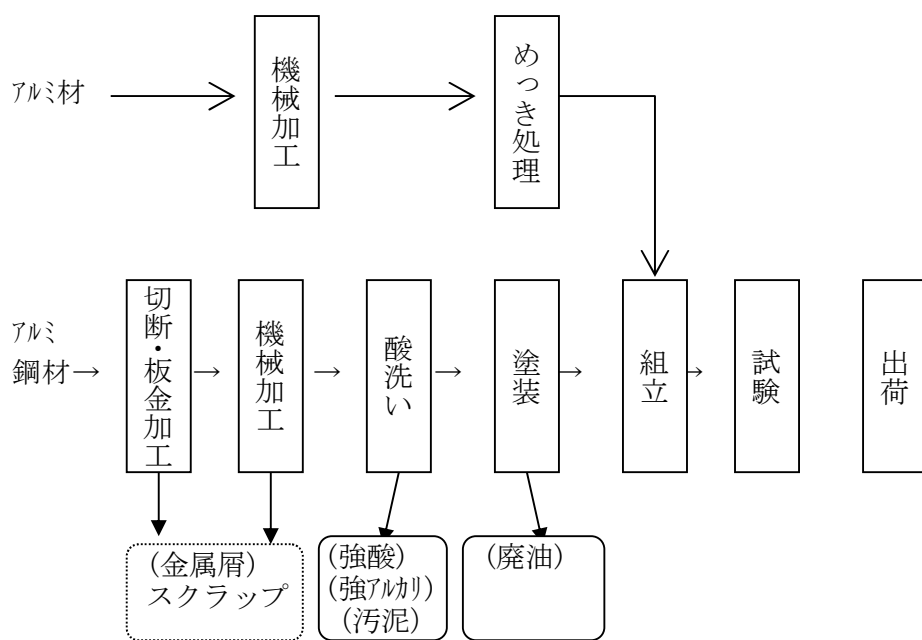


図 3. 電力用開閉装置製造フローシート(溶接品の場合)

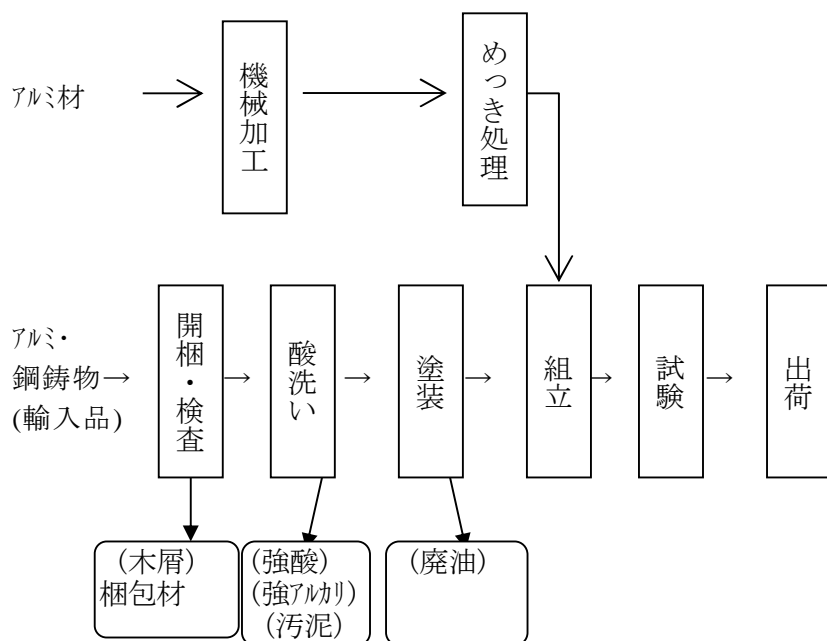


図 4. 電力用開閉装置製造フローシート(铸件品の場合)

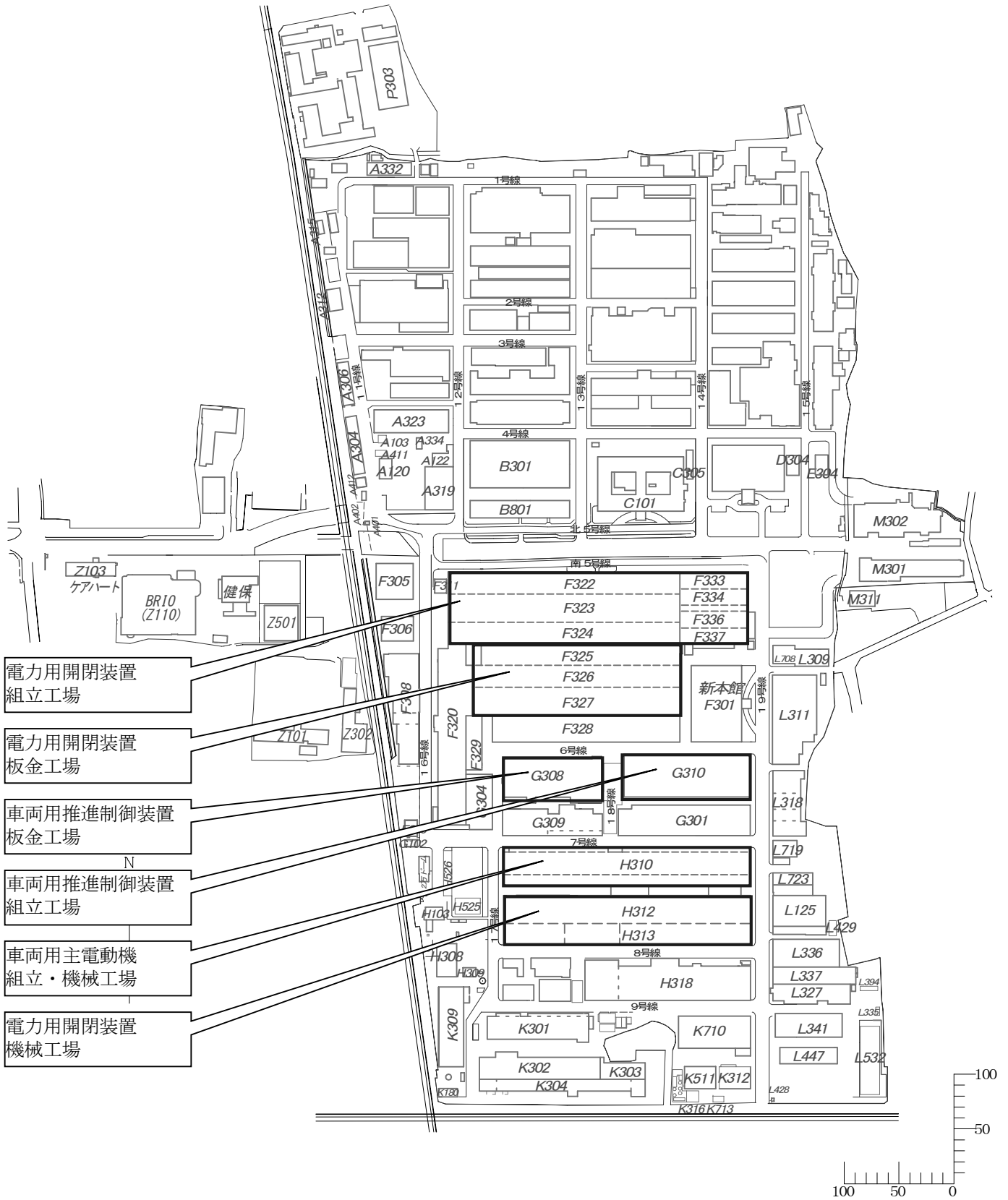


図 5. 工場配置図

発生源	廃棄物	処理・処分
機械加工工程	(7000 引火性廃油) 0.1 t	焼却 (0.1 t)
塗装工程	(7000 引火性廃油) 0.4 t	焼却 (0.4 t)
表面処理工程	(7000 引火性廃油) 0.1 t	焼却 (0.1 t)
	(7100 強酸) 14 t	中和 (4 t) 混合調整 (10 t)
	(7200 強アルカリ) 12 t	中和 (9 t) 焼却 (3 t)
	(7426 汚泥(有害)) 0.0 t	高温熱分解 (0.0 t)

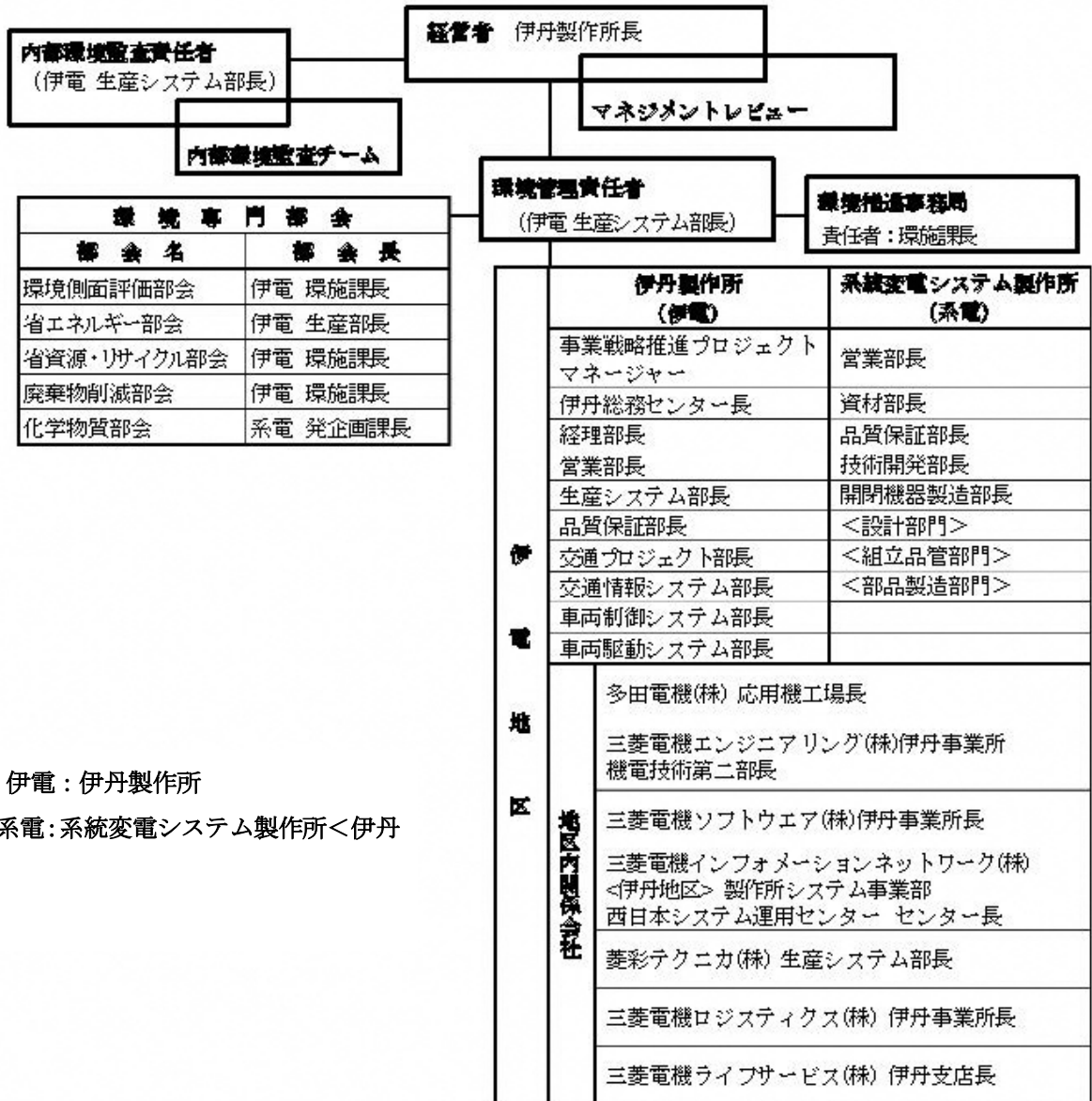
図6. 廃棄物処理フロー図

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：伊丹製作所 職・氏名：所長 橋本 孝治
廃棄物担当	組織名：生産システム部環境施設課 職・氏名：課長 組織人数：5名
廃棄物削減部会	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入時等における新規発生廃棄物の抑制対策の検討 ・構内廃棄物の分別等の管理状態のパトロール
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
廃棄物管理担当課長 (環境施設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員。構内関係会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
部品加工部門課長 (開製一課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設(シアン分解施設)の運転・維持管理状況の把握
<p>廃棄物管理組織</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>別紙-2参照</p> </div>	

三菱電機 伊電地区 組織図



>

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 17日

尼崎市長 殿

提出者

住所 〒661-8661
尼崎市塚口本町八丁目1番1号

氏名 三菱電機株式会社 電子通信システム製作所
所長 白井 忠

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6495-5245

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱電機株式会社 電子通信システム製作所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3013 無線通信機械器具製造業
②事業の規模	製品出荷額 1,100億円(令和6年度実績)
③従業員数	1,960人(令和6年3月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) 使用量および生産工程の見直しにより、排出量を抑制した。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) 従来の取組みを継続し、管理を徹底することにより排出量の抑制を図る。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ別の場所に屋内保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来の取組みを継続し、保管容器の更新を行い管理を徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
(今後実施する予定の取組) 特になし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への委託を継続した。	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き従来を取組を継続するとともに、再生利用の検討を行いリサイクルを推進する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	87.14	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト導入済み。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙①

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

図1 塗装作業フローシート

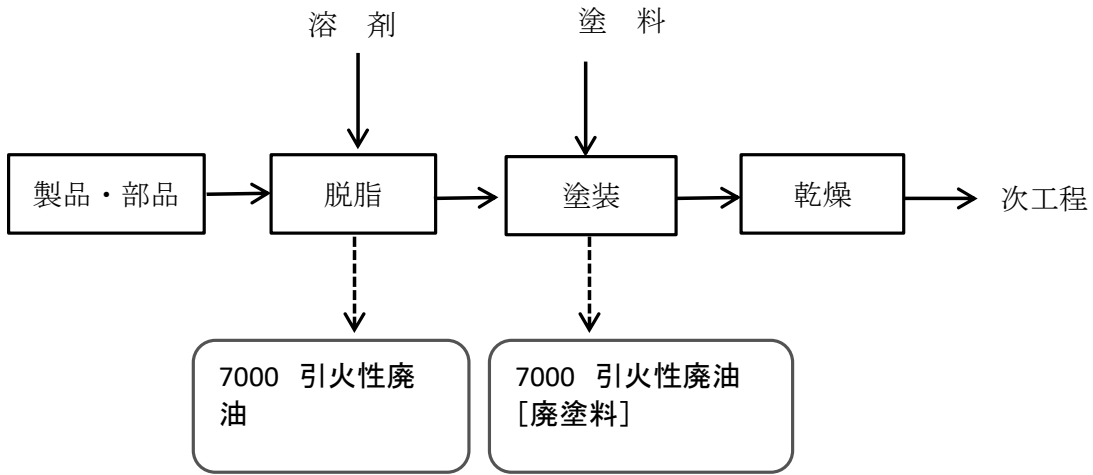
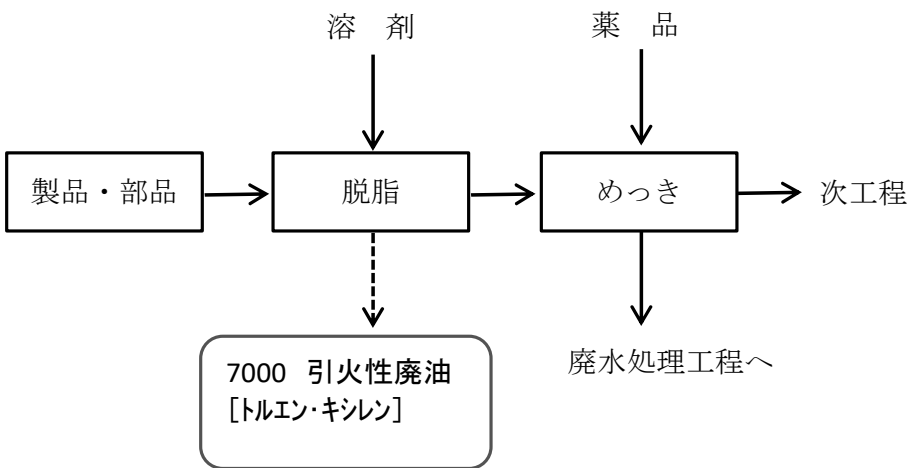


図2 めっき作業フローシート



別紙②

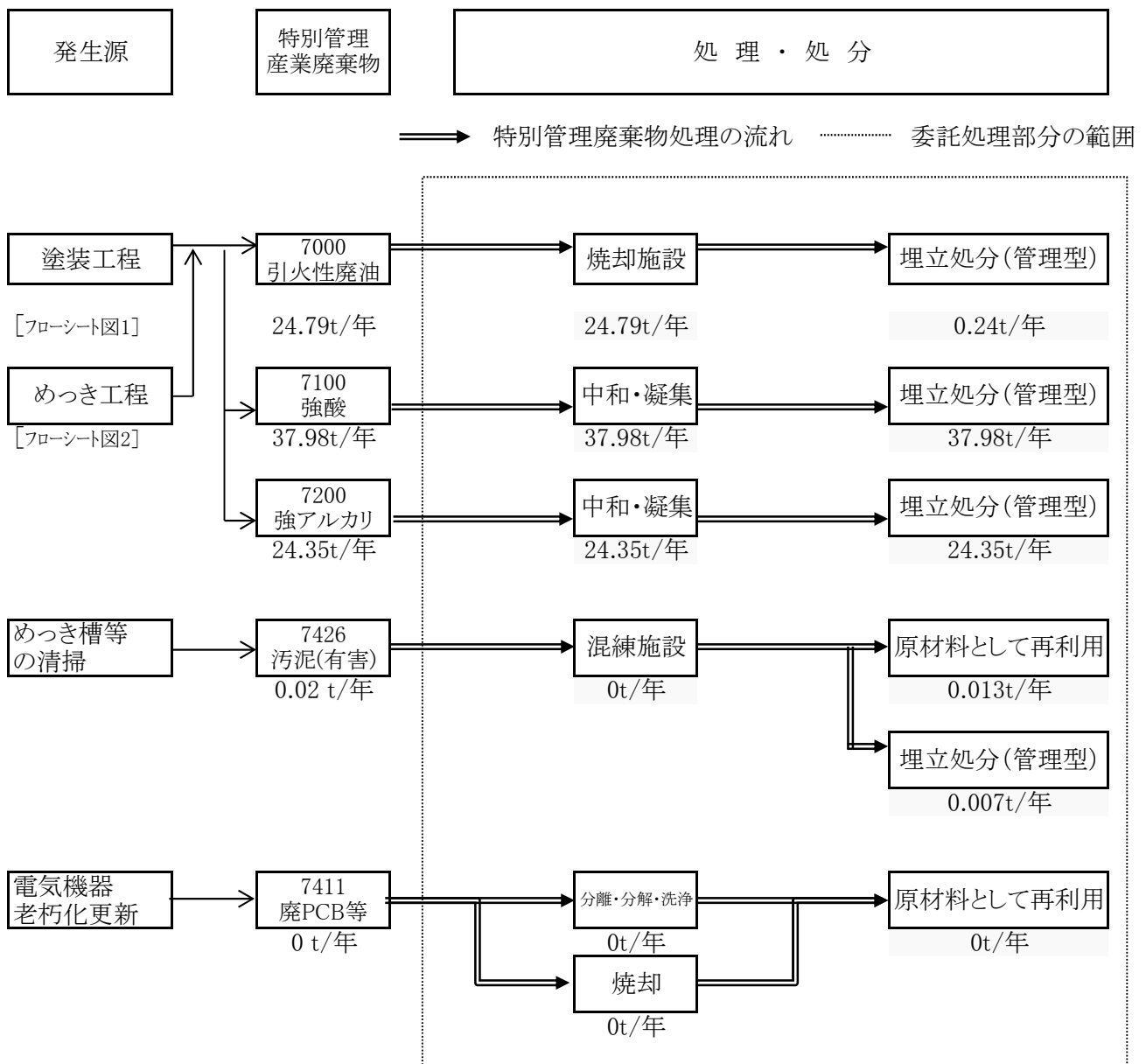
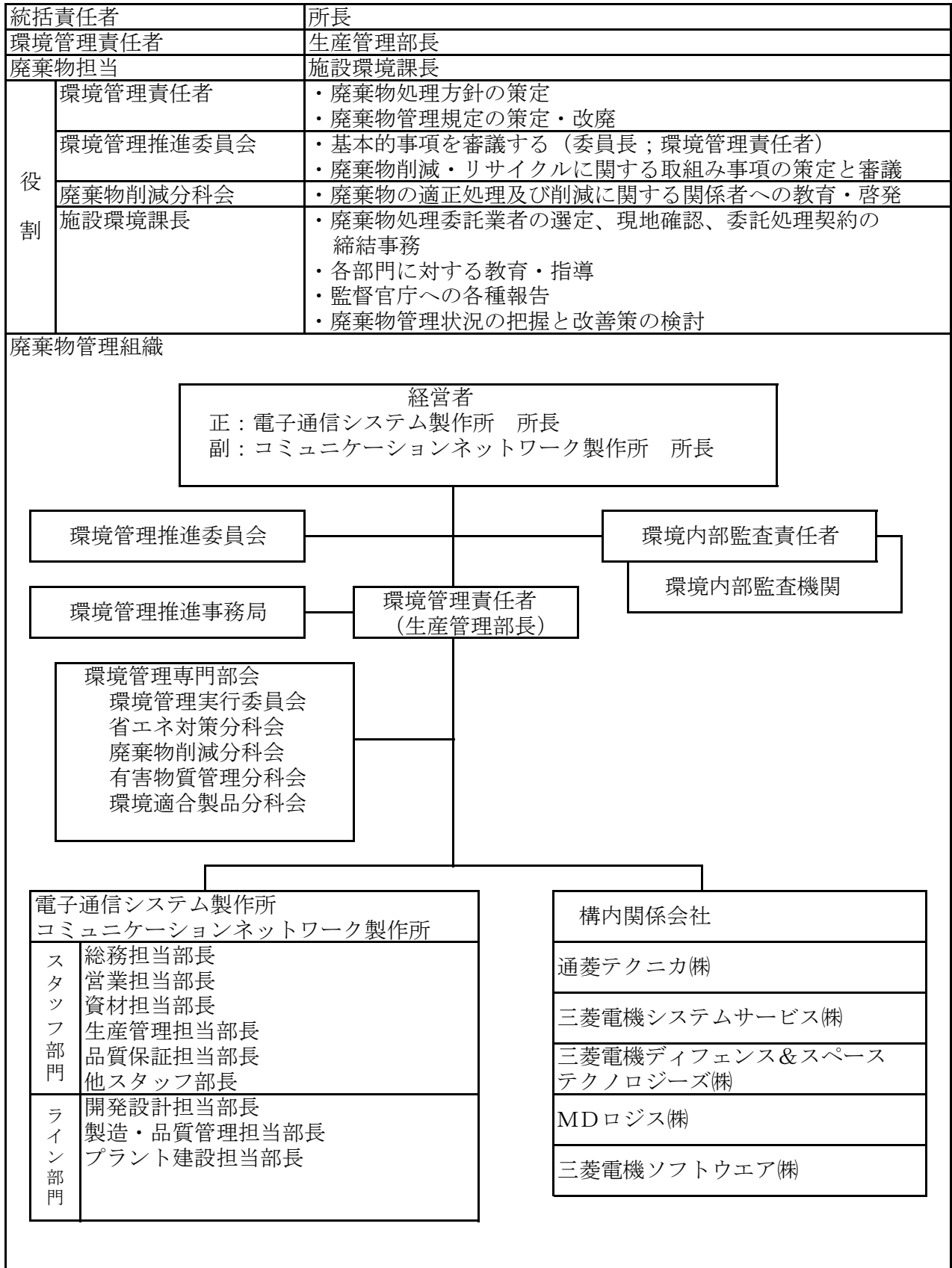


図3 特別管理産業廃棄物処理フローシート(現状)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



(2) 管理体制の強化

①管理体制（組織）

環境管理推進委員会、環境管理実行委員会、及び廃棄物専門に対応する組織編成として、廃棄物削減分科会を設置し、所内の強化を図る。

②管理方法

廃棄物管理規定に基づいて廃棄物の適正処理を図っていく。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項等について、従業員に教育・研修等を行う。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

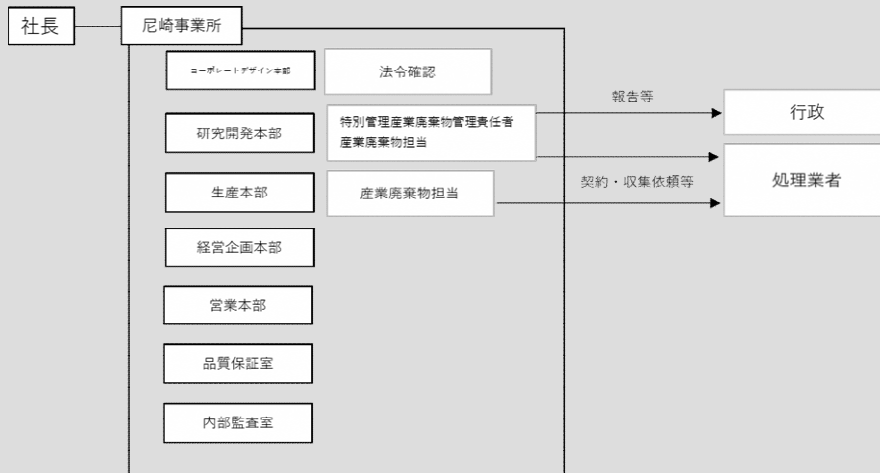
廃棄物処理状況等について、定期的に取りまとめて従業員に周知し、啓発を図る。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和7年 6月 18日 尼崎市長 殿 提出者 住所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号 氏名 メック株式会社 代表取締役社長 前田 和夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6401-8170 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																
事業場の名称	メック株式会社 本社・尼崎事業所															
事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号															
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日															
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																
①事業の種類	1699 他に分類されない化学工業製品製造業															
②事業の規模	製造品出荷額：3,405百万円 (令和6年実績)															
③従業員数	192名 (令和7年2月時点)															
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="0"> <tr> <td>[発生源]</td> <td>[特別管理産業廃棄物]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種試験研究・製造</td> <td>→ 7000 引火性廃油</td> <td>→ 焼却</td> </tr> <tr> <td>各種試験研究・製造</td> <td>→ 7100 強酸</td> <td>→ 中和・脱水</td> </tr> <tr> <td>各種試験研究・製造</td> <td>→ 7110 強酸(有害)</td> <td>→ 中和・脱水</td> </tr> <tr> <td>各種試験研究・製造</td> <td>→ 7200 強アルカリ</td> <td>→ 中和又は焼却</td> </tr> </table>	[発生源]	[特別管理産業廃棄物]		各種試験研究・製造	→ 7000 引火性廃油	→ 焼却	各種試験研究・製造	→ 7100 強酸	→ 中和・脱水	各種試験研究・製造	→ 7110 強酸(有害)	→ 中和・脱水	各種試験研究・製造	→ 7200 強アルカリ	→ 中和又は焼却
[発生源]	[特別管理産業廃棄物]															
各種試験研究・製造	→ 7000 引火性廃油	→ 焼却														
各種試験研究・製造	→ 7100 強酸	→ 中和・脱水														
各種試験研究・製造	→ 7110 強酸(有害)	→ 中和・脱水														
各種試験研究・製造	→ 7200 強アルカリ	→ 中和又は焼却														

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(これまでに実施した取組) ・部門ごとに排出された廃棄物の量を集計し、把握を行った。 ・有効期限切れ間近の製品在庫量を社内共有し、別部門での使用を推進した。 ・生産スケールを調整し、端数在庫の発生量を見直すことで、廃棄となる量を削減した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	(今後実施する予定の取組) ・継続して削減可能な物事がないか調査を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 7000引火性廃油, 7100強酸, 7110強酸 (有害), 7200強アルカリの各品目ごとに分別して、屋内に保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、7000引火性廃油, 7100強酸, 7110強酸 (有害), 7200強アルカリの各品目ごとに分別して、屋内に保管する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまで実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまで実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 排出した特別管理産業廃棄物は、全量を優良認定処理業者へ処理委託を行っている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、排出した特別管理産業廃棄物は、全量を優良認定処理業者へ処理委託を行う。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	128.227	t
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済み 新たな契約も電子マニフェストで対応できる業者を選定する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
排出量	2.297	74.830	4.980	46.12	128.227
○計画 目標					
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
排出量	2.07	67.35	4.48	41.51	115.404

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
○計画 目標					
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
○計画 目標					
特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
全処理委託量	2.297	74.830	4.980	46.12	128.227
優良認定処理業者への処理委託量	2.297	74.830	4.980	46.12	128.227
再生利用業者への処理委託量	0.1116	0.5427	0.0129	0.1611	0.8283
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

○目標

特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油(t)	7100 強酸(t)	7110 強酸(有害)(t)	7200 強アルカリ(t)	合計(t)
全処理委託量	2.07	67.35	4.48	41.51	115.404
優良認定処理業者への処理委託量	2.07	67.35	4.48	41.51	115.404
再生利用業者への処理委託量	0.20	0.60	0.02	0.17	0.99
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025(令和7)年 6月 23日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市南塚口町4-2-37

氏名 利昌工業株式会社 尼崎工場 工場長

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6429-5645

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	利昌工業株式会社 尼崎工場
--------	---------------

事業場の所在地	尼崎市南塚口町4-2-37
---------	---------------

計画期間	2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日
------	---------------------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1699 他に分類されない化学工業製品製造業
--------	------------------------

②事業の規模	製造品出荷額 673,637万円 (令和6年度実績)
--------	----------------------------

③従業員数	235名 (2025年6月時点)
-------	------------------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・7000引火性廃油：収集運搬→混練→燃料化・セメント原料・7000引火性廃油：収集運搬→焼却(残渣はセメント原料)
---------------------	---

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「管理体制図」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	74 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 溶剤回収と再利用の推進強化 ・ 容器変更による溶剤使用量削減 ・ ワニス製造時の溶剤を水溶媒に変更する取組		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	49 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 溶剤回収と再利用の推進強化 ・ 容器変更による溶剤使用量削減 ・ ワニス製造時の溶剤を水溶媒に変更する取組		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 7000引火性廃油…ドラム缶で分別し屋内保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 7000引火性廃油…さらに種類別にドラム缶で分別し屋内保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	74 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	74 t	t
	再生利用業者への処理委託量	74 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定業者、再生利用業者への委託推進		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	49 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	49 t	t
	再生利用業者への処理委託量	49 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に処理業者の情報を得て、優良認定処理業者、再生利用業者への処理委託を行う。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	74	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>平成31年度に電子マニフェストに加入し、運用済</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

尼崎環境管理責任者

尼崎工場長

廃棄物担当 廃棄物チーム チームリーダー:総務課 課長

役割

全社環境委員会

- 廃棄物処理方針の策定
- 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
- 工場の廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認

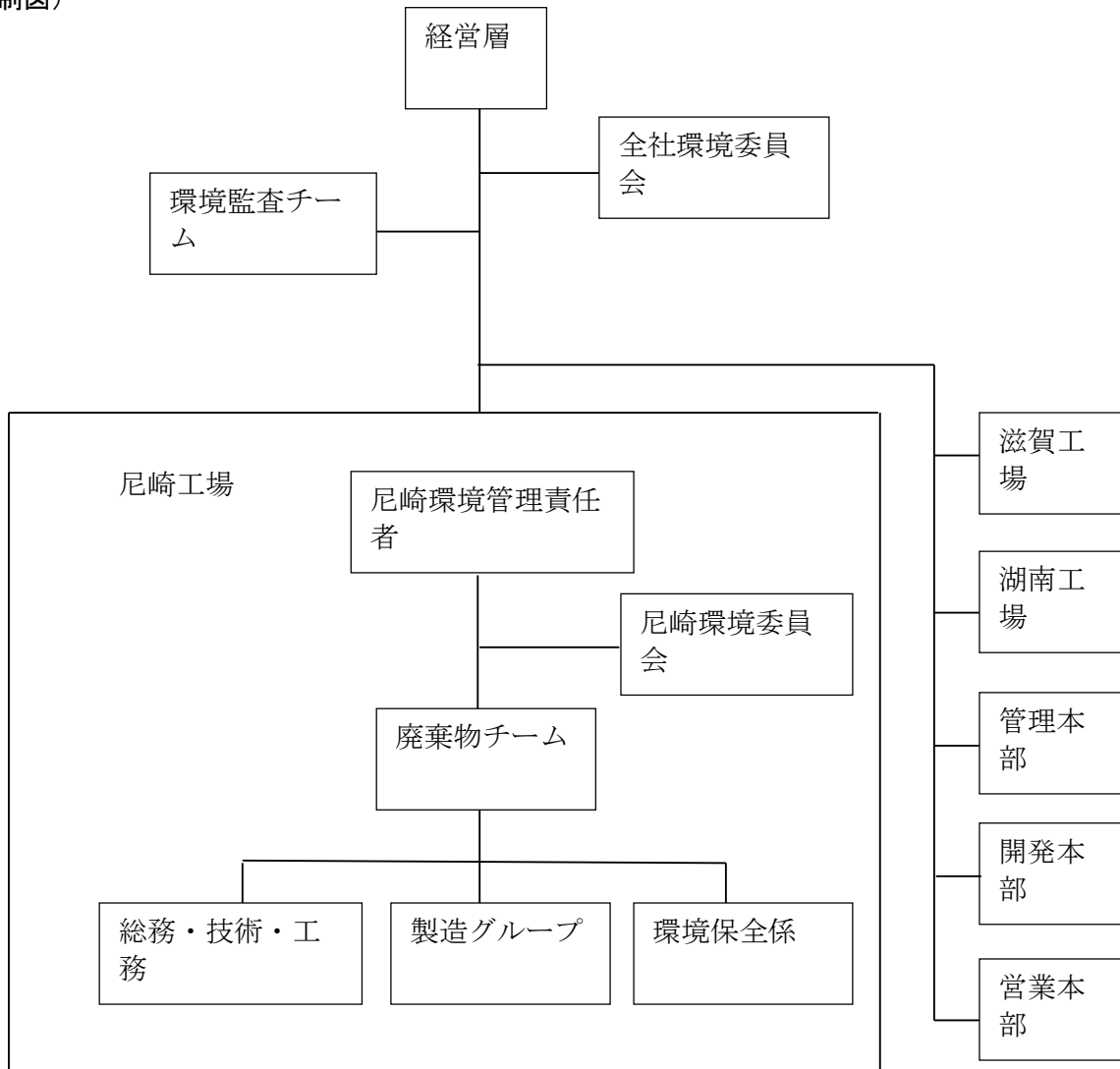
尼崎環境委員会

- 尼崎工場の廃棄物処理に関する検討
廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
 - ・委員長—尼崎工場長
 - ・委員—各部署 部課係長
- ・事務局—尼崎ISO事務局

廃棄物チーム

- 廃棄物処理計画の作成
- 廃棄物管理・削減状況の把握と再資源化策の検討、実施、確認
- 収集運搬業者、処分業者の調査、選定及び管理
- 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置
- 関連法規制等の整備、特定施設の運転管理強化、規制値に対する測定結果の評価と改善活動の実施
- 社員、関連会社に対する教育・啓発
- その他関係する事項

(管理体制図)



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町1丁目4番1号

氏名 レンゴー株式会社 尼崎工場
尼崎工場長 中西 武文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6488-2561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	レンゴー株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬南新町1丁目4番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1422 板紙製造業
②事業の規模	製造品出荷額 3,526,200万円（令和6年度実績）
③従業員数	223人（令和7年4月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の分別を徹底し、専用の保管場所を設けた。 また、有価物として再利用できる金属等も分別保管している。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 最も発生量の多い、製造工程から発生する汚泥分を高効率設備 (パルパー、スクリーン) の導入により減量化する必要がある。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内にエコステーションを設け、廃プラ、ガラス・陶磁器くず がれき類に分別保管、また金属等の有価物も分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 汚泥を脱水後焼却処分。廃プラを破碎分別後焼却処分し、産業廃棄物の処理委託量を減量している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物として処理を委託しているが、再生処理業者への処理委託を推進してきた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
		別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
引き続き再生処理業者への処理委託を推進する。			
※事務処理欄			

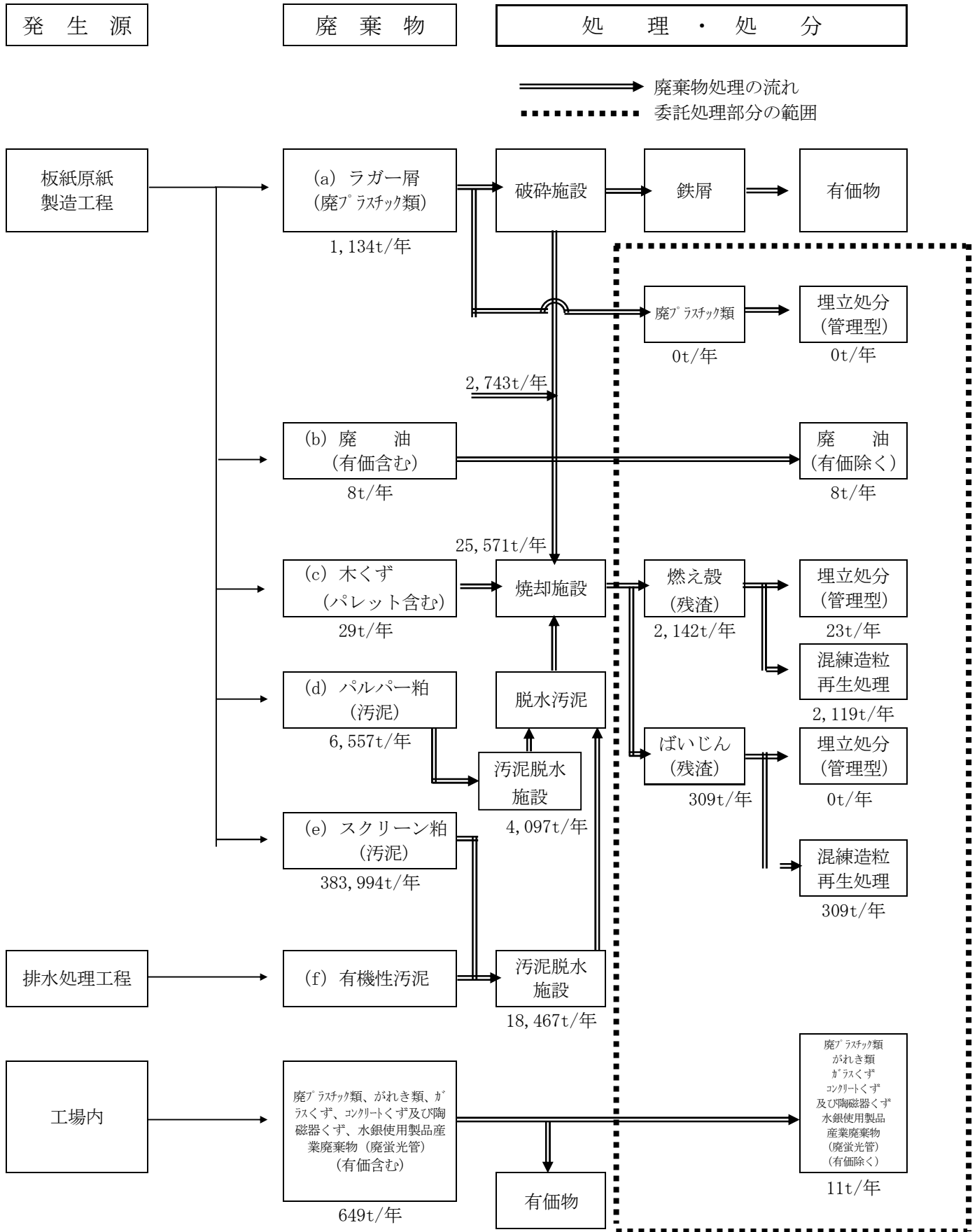
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

○産業廃棄物の一連の処理の工程

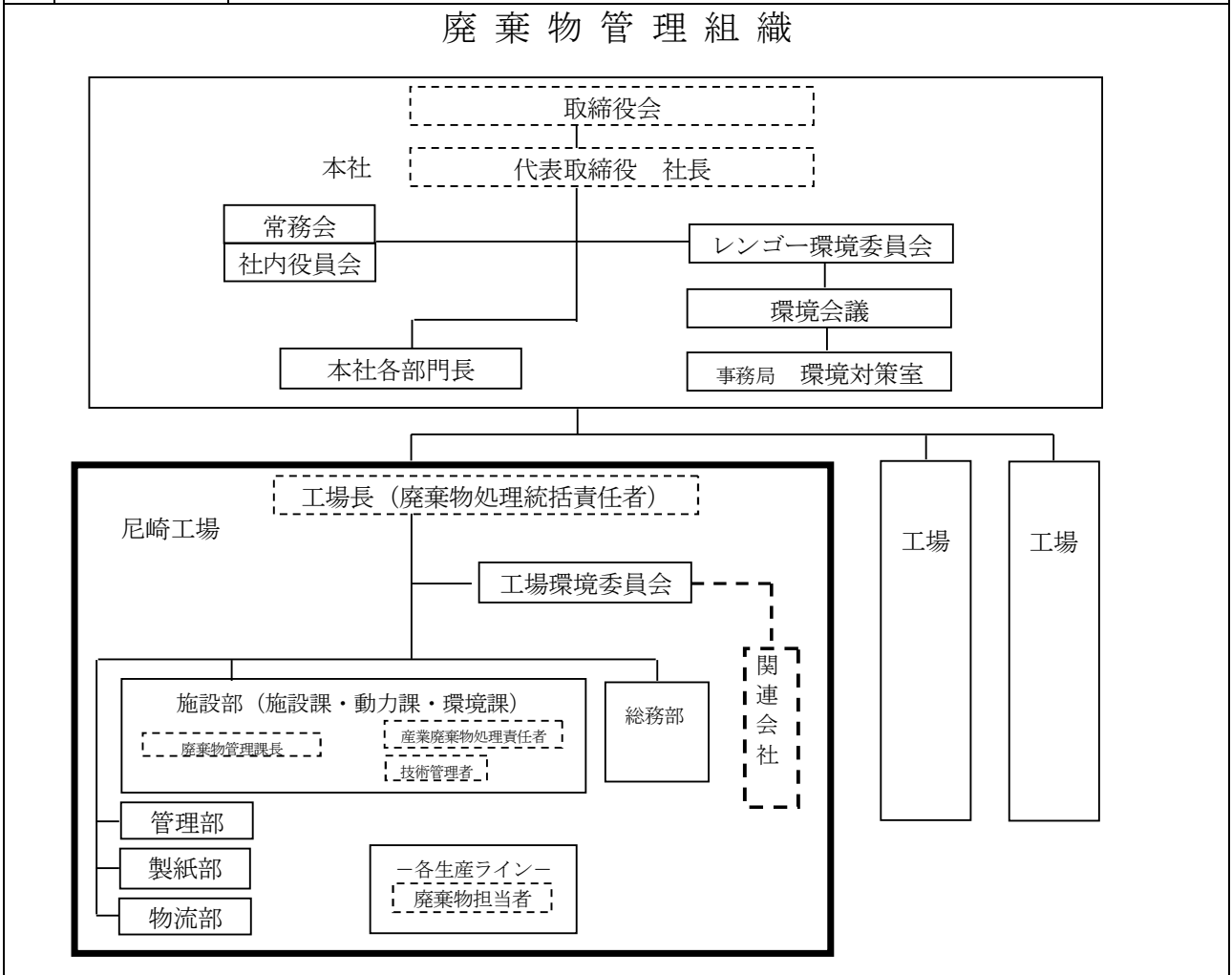


○産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制図

総括責任者	所 属：尼崎工場 工場長
廃棄物担当	組 織 名：施設部環境課 課長
役割	尼崎工場 環境委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－工場長 ・委員－関連部署部長 ・事務局－総務部総務課
	廃棄物処理 統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 担当課長 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

①管理体制（組織）

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織（尼崎工場環境委員会）を編成する。これには、工場長の常時参加及び工場各部門の参画を図る。

②管理方法

全社廃棄物管理規定に基き各廃棄物の適正管理及び減量化について検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

○管理職環境管理研修

課長級の職員を対象として、工場等において発生する産業廃棄物の管理、工場等において排出される排ガスや排水の管理に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度。

○廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度。

○廃棄物担当者実務研修

各製造ラインにおける廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取扱いの実務研修制度。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

また、会社として定期的に発行する環境レポートに大気汚染防止や廃棄物処理状況等を取りまとめて掲載する。

○産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	(0200) 汚泥	(0300) 廃油	(0600) 廃プラスチック類	(0800) 木くず (パレット)	(1300) ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	(1500) がれき類	(2500) 水銀使用製品産 業廃棄物 (廃蛍光管)	(0100) 燃え殻	(1800) ばいじん
排出量	390,551.2 t	7.9 t	1143.1 t	29 t	1.7 t	0 t	0.2 t	176.8 t	25.5 t

②計画 目標

産業廃棄物の種類	(0200) 汚泥	(0300) 廃油	(0600) 廃プラスチック類	(0800) 木くず (パレット)	(1300) ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	(1500) がれき類	(2500) 水銀使用製品産 業廃棄物 (廃蛍光管)	(0100) 燃え殻	(1800) ばいじん
排出量	350,000 t	15 t	1,800 t	30 t	1.5 t	5 t	0.5 t	150 t	50 t

○ 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	(0200) 汚泥	(0300) 廃油	(0600) 廃プラスチック類	(0800) 木くず (パレット)	(1300) ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	(1500) がれき類	(2500) 水銀使用製品産 業廃棄物 (廃蛍光管)	(0100) 燃え殻	(1800) ばいじん
自ら再生利用を 行った量	0 t	0 t	265.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画 目標

産業廃棄物の種類	(0200) 汚泥	(0300) 廃油	(0600) 廃プラスチック類	(0800) 木くず (パレット)	(1300) ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	(1500) がれき類	(2500) 水銀使用製品産 業廃棄物 (廃蛍光管)	(0100) 燃え殻	(1800) ばいじん
自ら再生利用を 行う量	0 t	0 t	480 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

○ 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	(0200) 汚泥	(0300) 廃油	(0600) 廃プラスチック類	(0800) 木くず (パレット)	(1300) ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	(1500) がれき類	(2500) 水銀使用製品産 業廃棄物 (廃蛍光管)	(0100) 燃え殻	(1800) ばいじん
自ら熱回収を 行った量	22,564 t	0 t	868.5 t	29 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により 減量した量	388,388.1 t	0 t	785.2 t	26.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画 目標

産業廃棄物の種類	(0200) 汚泥	(0300) 廃油	(0600) 廃プラスチック類	(0800) 木くず (パレット)	(1300) ガラスくず コンクリートくず及び 陶磁器くず	(1500) がれき類	(2500) 水銀使用製品産 業廃棄物 (廃蛍光管)	(0100) 燃え殻	(1800) ばいじん
自ら熱回収を 行う量	24,250 t	0 t	1,420 t	30 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により 減量する量	348,500 t	0 t	1,155 t	30 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

